

保安林及び保安施設地区に関する事務取扱要綱

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 保安林の指定（第2条―第4条）
- 第3章 保安林の解除（第5条―第7条）
- 第4章 指定施業要件の変更（第8条―第10条）
- 第5章 地域森林計画に基づく計画的な保安林の指定、解除（第11条）
- 第6章 立木伐採許可及び届出（第12条―第22条）
- 第7章 作業許可（第23条―第28条）
- 第8章 監督処分（第29条―第32条）
- 第9章 標識の設置（第33条―第36条）
- 第10章 保安林台帳（第37条―第39条）
- 第11章 保安施設地区（第40条―第45条）
- 第12章 その他（第46条）

附則

別表

別紙 保安林の転用に係る事業又は施設の設置の基準

第1 基準

第2 技術的細則

別紙 地域森林計画等に基づく計画的な保安林の指定、解除等について

第1 保安林の指定、解除及び指定施業要件の整備について

第2 保安林の整備に関する調査について

第3 計画的な保安林の指定・解除等に係る事務の取扱いについて

別紙

第1章 総則

（要旨）

第1条 保安林及び保安施設地区の指定、指定の解除その他の保安林及び保安施設地区に関する事務の取扱いについては、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「令」という。）、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「規則」という。）及び森林法施行細則（平成7年島根県規則第10号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

第2章 保安林の指定

（保安林の種類）

第2条 保安林は、法第25条第1項に掲げる指定の目的により、次の17種類とする。

なお、「保安林の指定の目的」については、別表1を基本的な考え方とし、現地の実態をも踏まえながら適切に対処するものとする。

- (1) 水源かん養保安林
- (2) 土砂流出防備保安林
- (3) 土砂崩壊防備保安林
- (4) 飛砂防備保安林
- (5) 防風保安林
- (6) 水害防備保安林
- (7) 潮害防備保安林
- (8) 干害防備保安林
- (9) 防雪保安林
- (10) 防霧保安林
- (11) なだれ防止保安林
- (12) 落石防止保安林
- (13) 防火保安林
- (14) 魚つき保安林
- (15) 航行目標保安林
- (16) 保健保安林
- (17) 風致保安林

(指定施業要件)

第3条 保安林の指定に伴い定める指定施業要件（法第33条第1項に規定する指定施業要件をいう。以下同じ。）については、令別表第2の定めによるほか、次による。

(1) 伐採の方法

ア 主伐に係るもの

- (ア) 令別表第2の第1号(一)の主伐に係る伐採の方法のうち伐採種については、森林の地況、林況等を勘案して地番の区域又はその部分を単位として、別表2により定めるものとする。
- (イ) 伐採をすることができる立木は、標準伐期齢以上のものとする旨を定めるものとする。
- (ウ) 保安林の機能の維持又は強化を図るために樹種又は林相を改良することが必要であり、かつ、当該改良のためにする伐採が当該保安林の指定の目的の達成に支障を来さないと認められるときは、(ア)及び(イ)以外の方法によっても伐採をすることができる旨（以下「伐採方法の特例」という。）を定めることができるものとする。

伐採方法の特例は、当該保安林の樹種若しくは林相を改良する必要が現に生じている場合又はこれが10年以内に生ずると見込まれる場合に限り定め得るものとし、指定の日から10年を超えない範囲内で当該特例の有効期間を定めるものとする。

なお、伐採方法の特例のうち伐採種については、択伐とする森林については伐採種を定めないとすることができるものとし、禁伐とする森林については択伐とすることができるものとする。

イ 間伐に係るもの

間伐の指定は、主伐に係る伐採種を定めない森林、択伐とする森林で択伐林型を造成するための間伐を必要とするもの及び禁伐とする森林で保育のために間伐をしなければ当該保安林の指定の目的を達成することができないものについて定めるものとする。

なお、択伐林型を造成するための間伐には、択伐林型を新たに造成する場合のほか、択伐林型の

準備段階や造成途中にある場合、択伐林型の下木の造成に必要な上木を間伐する場合を含むものとする。

(2) 伐採の限度

主伐に係る伐採の限度は、次によるものとする。

ア 令別表第2の第2号(一)の伐採の限度は、指定の目的に係る受益の対象が同一である保安林又はその集団を単位として定めるものとする。

この場合において、受益の対象が同一である保安林又はその集団とすべき単位区域の範囲は、別表3によるものとする。なお、これを用いることが不適当な場合においては、個々に定めるものとする。

イ 令別表第2の第2号(一)イの伐採の限度のうち1伐採年度において皆伐による伐採をすることができる面積に係るものは、指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団のうち当該指定施業要件としてその立木の伐採につき択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積を令別表第2の第2号(一)イに規定する伐期齢に相当する数で除して得た面積(以下「総年伐面積」という。)に前伐採年度における伐採につき法第34条第1項の許可(以下「立木伐採許可」という。)をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合には、その達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする旨を定めるものとする。

ウ 令別表第2の第2号(一)ロの1箇所当たりの皆伐面積の限度は、原則として次の範囲内において伐採跡地からの土砂の流出の危険性、急激な疎開による周辺の森林への影響等に配慮して個別にきめ細かに定めるものとする。

なお、保安林等の指定を円滑に進めるため、皆伐面積の限度を定める際には森林所有者の意向を十分に把握するものとする。

(ア) 水源かん養保安林(急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取扱いをすることが適当と認められる森林に限る。)

20ヘクタール以下

(イ) 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林

10ヘクタール以下

(ロ) その他の保安林(当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものに限る。)

20ヘクタール以下

エ (1)のアの(イ)により樹種又は林相の改良のために伐採種を定めないものとされた保安林に係る1箇所当たりの皆伐面積の限度は、定めないものとする。

オ 令別表第2の第2号(一)ニの択伐の限度は、伐採の方法として択伐が指定されている森林及び伐採種を定めない森林に対して適用するものとする。

カ 規則第56条第3項に規定する保安林又は保安施設地区の指定後最初に択伐による伐採を行う森林についての択伐率の算出に用いる係数は、当該森林における標準伐期齢以上の立木の材積が当該森林の立木の材積の30パーセント(伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林につき、保安林又は保安施設地区に指定後最初に択伐による伐採をする場合には、40パーセント)以上である森林にあっては当該森林の立木度、その他の森林にあっては当該森林の標準

伐期齢以上の立木の材積が当該森林の立木の材積の 30 パーセント（伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林につき、保安林又は保安施設地区に指定後最初に択伐による伐採をする場合には、40 パーセント）以上となる時期において推定される立木度とするものとする。

この場合において、推定立木度は、保安林の指定時における当該森林の立木度を将来の成長状態を加味して±10 分の 1 の範囲内で調整して得たものとする。

なお、立木度は、現在の林分蓄積と当該林分の林齢に相応する期待蓄積とを対比して 10 分率をもって表すものとする。

ただし、蓄積を計上するに至っていない幼齢林分については蓄積に代えて本数を用いるものとする。

(3) 植栽

令別表第 2 の第 3 号は、立木を伐採した後において現在の森林とおおむね同等の保安機能を有する森林を再生する趣旨で設けられたものであるから、植栽以外の方法によりの的確な更新が期待できる場合には、これを定めないものとする。

この場合において、人工造林に係る森林及び森林所有者が具体的な植栽計画を立てている森林については、原則として、定めるものとする。

ア 方法に係るもの

(7) 植栽方法

a 規則第 57 条第 1 項の「満 1 年未満の苗にあつては、同一の樹種の満 1 年以上の苗と同等の根元径及び苗長を有するものであること」については、県等が定める山行苗木の流通規格に定められている 2 年生以上の苗の根元径及び苗長と比較することをもって、満 1 年未満の苗が同一樹種の満 1 年以上の苗と同等の根元径及び苗長を有していることの妥当性を判断するものとする。

ただし、コンテナ苗等の規格に苗齢に関する区分がない場合は、山行苗木として出荷可能とされる苗であるか否かについて確認するものとする。

なお、樹盛が旺盛である、根張りが良い、損傷がない等植栽しようとする苗が健全であることに留意するものとする。

b 保安林において満 1 年未満の苗を植栽しようとする場合は、苗を生産する事業者等に苗齢並びに根元径及び苗長を表示した林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 18 条第 1 項に規定する生産事業者表示票を確実に添付するよう指導し、当該表示票を確認する方法、国庫補助事業等の造林検査要領等において苗の規格に関する検査項目が設定されている場合には、当該検査に使用した苗木受払簿等の書類の内容を確認する方法等、書面を中心として苗齢並びに根元径及び苗長を確認するものとする。

(4) 植栽本数

a 規則第 57 条第 2 項柱書の付録第 8 の「当該森林において、植栽する樹種ごとに、同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される 1 ヘクタール当たりの当該森林の単層林の立木の材積を標準伐期齢で除して得た数値」は、原則として、当該森林の森林簿又は森林調査簿（以下「森林簿等」という。）に示されている植栽する樹種に係る地位級（樹種別に伐期総平均成長量を立方メートル単位の等級に区分したものをいう。以下同じ。）をもって

表すものとする。

ただし、重要流域の1～3号保安林及び全流域の4号以下保安林であって、当該森林の森林簿等に植栽する樹種に係る地位級が示されていない場合にあつては、近傍類似の森林の森林簿等に示されている当該樹種又は当該樹種と同等の生育が期待される樹種に係る地位級を、当該森林の森林簿等に示されている植栽する樹種に係る地位級が、当該樹種の伐期総平均成長量と異なる場合にあつては、当該地位級に代えて当該樹種の伐期総平均成長量の数値を規則付録第8の算式のVに代入して植栽本数を算出するものとする。

なお、規則付録第8の算式の算出結果は、別表4のとおりである。

- b 規則第57条第2項第1号において、規則付録第8の算式により算出された本数が3,000本を超える場合の植栽本数は、3,000本とするものとする。
- c 規則第57条第2項第2号について、次の条件に適合する場合の植栽本数は、植栽本数を定めようとする森林が所在する市町村の市町村森林整備計画に定められている人工造林の標準的な方法に基づく本数であつて、当該市町村のおおむね過半の区域において、特定の森林所有者等に偏ることなく幅広い関係者が施業した実績のある方法に基づく本数であり、かつ当該林分における保育作業（鳥獣害対策を含む。）の実績から、確実に更新を図ることが可能であると見込まれる本数とするものとする。

ただし、植栽本数を定めようとする森林が、2以上の市町村にわたり、かつこれらの市町村の市町村森林整備計画に差異があることによって、当該保安林の効率的な施業に支障が生じる場合にあつては、市町村森林整備計画に代えて地域森林計画に定められている人工造林の標準的な方法に基づく本数とすることもできるものとする。

(a) 「地盤が安定し、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがなく」については、急傾斜地である等個々の保安林の地形や土壌の現況からして、土砂の流出又は崩壊が発生しやすいものでないこと、雪崩による被害のおそれがないことなど、植栽本数を減じることによって、周囲の森林に影響を与えるおそれがない場合とする。

(b) 「自然的社会的条件からみて効率的な施業が可能である」ことについては、自然的条件にあつては、地形、気象、土壌等の要因から苗の活着及び生育に不向きな立地ではないこと、社会的条件にあつては、植栽本数を定めようとする森林へのアクセスに問題がなく、伐期に至るまで間伐等の施業が継続的に実施されているなど植栽後の苗の管理が適切に実施できる立地であることについて確認するものとし、植栽後に効率的な施業が可能である場合とする。

イ 樹種に係るもの

令別表第2の第3号(三)の「経済的利用に資することができる樹種」については、当該保安林の指定目的、地形、気象、土壌等の状況及び樹種の経済的特性等を踏まえて、木材生産に資することができる樹種に限らず、幅広い用途の経済性の高い樹種を定めることができるものとする。

なお、植栽樹種は、別表9を基準として定めるものとする。

(指定の手續)

第4条 法第25条第1項又は法第25条の2第1項の規定に基づき行う保安林の指定の手續については、次による。

(1) 申請書の受理

ア 法第 27 条第 1 項に規定する保安林の指定に直接の利害関係を有する者は、次のいずれかに該当する者とする。

(ア) 保安林の指定に係る森林の所有者その他権原に基づきその森林の立木竹又は土地の使用又は収益をする者

(イ) 保安林の指定により直接利益を受ける者又は現に受けている利益を直接害され、若しくは害されるおそれがある者

なお、「保安林の指定により直接利益を受ける者」については、別表 5 を基本的な考え方とし、現地の実態をも踏まえながら適切に対処するものとする。

イ 規則第 48 条第 1 項第 1 号の規定により申請書に添付する森林の位置図及び区域図は、保安林指定位置図及び保安林指定図とする。

ウ 規則第 48 条第 1 項第 2 号に規定する申請者が当該申請に係る指定に直接の利害関係を有する者であるか否かについては、アに基づき次に挙げる書類により判断するものとする。

(ア) 当該申請者が当該申請に係る森林の所有者である場合

a 当該申請に係る森林の土地が登記されている場合

(a) 当該申請者が、登記簿に登記された所有権、地上権、賃借権その他の権利の登記名義人（以下「登記名義人」という。）である場合には、登記事項証明書（登記記録に記録されている事項の全部を証明した者に限る。）

(b) 当該申請者が、登記名義人でない場合には、登記事項証明書（登記記録に記録されている事項の全部を証明した者に限る。）及び公正証書、戸籍の謄本又は売買契約書の写しその他当該申請者が当該森林の土地について登記名義人又はその承継人から所有権、地上権、賃借権その他の権利を取得していることを証する書類

b 当該申請に係る森林の土地が登記されていない場合

固定資産課税台帳に基づく証明書その他当該申請者が当該森林の土地について、その上に木竹を所有し、及び育成することにつき正当な権原を有する者であることを証する書類

(イ) 当該申請者が当該申請に係る森林の所有者以外の者である場合

当該申請により森林の保安機能が維持強化又は弱化されることによって、直接利益又は損失を受けることとなる土地、建築物その他の物件（以下「土地等」という。）につき権利者であることを証する登記事項証明書その他当該土地等について正当な権原を有する者であることを証する書類

エ 申請が不適法であって、補正することができるものであるときは直ちにその補正を求め、補正することができないものであるときは、当該申請者に対し、理由を付した書面を送付して、却下するものとする。

オ 指定の申請に対し、指定をしない旨の処分をした場合には、遅滞なく申請者に対し指定をしない旨及びその理由を記載した書面を送付して通知するものとする。

(2) 指定に係る調査等

ア 保安林の指定に際しては、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、次の書類を作成の上、指定の適否を判断するものとする。この場合において、当該森林の所在地を管轄する市町村長並びに森林所有者及び当該森林に関し登記した権利を有する者の当該指定に関する意見を

聴くものとする。

(7) 指定調書

(4) 指定調査地図

(ウ) 当該森林の現況を明らかにする写真

(エ) その他必要な書類

イ 保安林に指定しようとする区域が、1筆の土地の一部であるときは、当該区域の実測図等を作成し、後日において現地を明瞭に確認できるようにしておくものとする。

(3) 保安林予定森林の告示等

ア 法第30条又は法第30条の2の規定に基づく掲示の内容は、保安林予定森林の告示の内容に準ずるものとする。

イ 法第30条又は法第30条の2の規定に基づく森林所有者等への通知は、保安林予定森林の森林所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）及び住所を調査した後に行うものとする。

なお、登記した権利を有する者は現に登記簿、立木登記簿又は鉱業原簿に登記（登録）されている権利の登記（登録）名義人（当該名義人が森林所有者である場合を除く。）である。

ウ 法第30条又は法第30条の2の規定に基づく森林所有者等への通知には、保安林に指定する旨並びに保安林予定森林の所在場所、当該指定の目的及び保安林の指定後における当該森林に係る指定施業要件のほか、次の事項を含めるものとする。

(7) 同一の単位とされる保安林において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積（保安林の面積の異動等により変更することがある旨を付記する。）

(4) 伐採種を定めない森林においてする主伐は、皆伐によることができる旨

(ウ) 標準伐期齢

(エ) 指定施業要件に従って樹種又は林相を改良するために伐採をするときは、伐採跡地の植栽について条件を付することがある旨

(オ) その他必要な事項

エ 指定の申請に係る森林について所在場所の名称又は地番の変更があったときは、すみやかに報告する。

オ 法第25条第1項の指定目的の変更のためにする指定は、現に定められている指定目的に係る保安林の解除と同時又は解除前に行うものとする。

この場合において、法第30条及び法第30条の2並びに法第33条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による通知書には、指定目的の変更のためにする指定である旨を付記するものとする。

カ 現に保安林に指定されている森林について、その指定の目的以外の目的を達成するため重ねて保安林に指定する場合（以下「兼種保安林の指定」という。）における法第30条及び法第30条の2並びに法第33条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による通知書には、従前の指定目的に新たな目的を追加するための指定である旨を付記するものとする。

キ 保安林予定森林について、事情の変更及びその他の理由により指定を取り止める場合には、当該保安林予定森林に係る告示、掲示及び通知を取り消すものとする。

(4) 意見の聴取

ア 法第 32 条第 1 項に規定する意見書（以下「異議意見書」という。）を提出した者が当該意見書の提出に係る保安林の指定に直接の利害関係を有する者であるか否かの判断は、(1)のア及びウを準用するものとする。

イ 異議意見書は、意見に係る森林及び理由が共通である場合に限り連署して提出することができるものとする。

ウ 異議意見書が、規則第 51 条に規定する直接の利害を有する者であることを証する書類の添付がないものその他不適法であって補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求めるものとし、同項に規定する期間の経過後に差し出されたものその他不適法であって補正することができないものであるときは、これを却下するものとする。

なお、当該却下は、意見書提出者に対し、理由を付した書面を送付してするものとする。

エ 法第 32 条第 2 項の規定に基づき知事が行う意見の聴取については、規則第 52 条の規定に準ずるものとする。

(5) 指定の通知

ア 法第 33 条第 3 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく森林所有者等への保安林の指定の通知（以下「指定通知」という。）に当たっては、あらかじめ当該指定に係る森林所有者が法第 30 条又は法第 30 条の 2 の規定による保安林予定森林の通知をした森林所有者と同一人であるかどうかを確認し、森林所有者に異動があった場合には新森林所有者を通知の相手方とするものとする。

イ 指定通知の内容が法第 30 条又は法第 30 条の 2 の規定による保安林予定森林の通知の内容と同一である場合には、森林所有者に異動があった場合を除き、通知書に保安林予定森林についての通知の内容と同一である旨を記載すれば足りるものとする。

ウ 指定に係る森林が 1 筆の土地の一部である場合には、指定通知に当該部分を明示した図面を添付するものとする。

ただし、森林所有者に異動があった場合を除き、当該区域が保安林予定森林の区域と同一である場合には、この限りでない。

エ 法第 33 条第 1 項の通知を受けたとき（同条第 6 項の規定に基づき「告示をしたとき」と読み替える場合を含む。）は、当該処分の内容その他必要な事項を当該保安林の所在地を管轄する市町村長及び登記所に通知するものとする。

ただし、指定目的の変更のためにする指定又は兼種保安林の指定についてはこの限りでない。

オ 指定目的の変更のためにする指定及び兼種保安林の指定に係る指定通知については、(3)のオ及びカを準用するものとする。

第 3 章 保安林の解除

（解除の理由）

第 5 条 法第 26 条第 1 項又は法第 26 条の 2 第 1 項の規定に基づく解除に関する区分は、次による。

(1) 指定の理由の消滅

法第 26 条第 1 項又は法第 26 条の 2 第 1 項に規定する「指定の理由が消滅したとき」とは、次の各号のいずれかに該当するときとするものとする。

- ア 受益の対象が消滅したとき。
- イ 自然現象等により保安林が破壊され、かつ、森林に復旧することが著しく困難と認められるとき。
- ウ 当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設（以下「代替施設」という。）等が設置されたとき又はその設置が極めて確実と認められるとき。
- エ 森林施業を制限しなくても受益の対象を害するおそれがないと認められるとき。

(2) 公益上の理由

法第 26 条第 2 項又は法第 26 条の 2 第 2 項に規定する「公益上の理由により必要が生じたとき」とは、保安林を次に掲げる事業の用に供する必要が生じたときとするものとする。

- ア 土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）その他の法令により土地を収用し又は使用できることとされている事業のうち、国等（国、地方公共団体、地方公共団体の組合、独立行政法人、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。以下同じ。）が実施するもの
- イ 国等以外の者が実施する事業のうち、別表 8 に掲げる事業に該当するもの
- ウ ア又はイに準ずるもの

(3) 転用を目的とする解除

(1)又は(2)による解除のうち、保安林を森林以外の用途に供すること（以下「転用」という。）を目的とする解除（以下「転用解除」という。）については、次に掲げる要件を備えなければならないものとする。

なお、保安林については、制度の趣旨からして転用を抑制すべきものであり、転用解除に当たっては、保安林の指定の目的並びに国民生活及び地域社会に果たすべき役割の重要性に鑑み、地域における森林の公益的機能が確保されるよう森林の保全と適正な利用との調整を図る等厳正かつ適切な措置を講ずるとともに、当該転用が保安林の有する機能に及ぼす影響の少ない区域を対象とするよう指導するものとする。

ア 「指定の理由の消滅」による解除

(ア) 級地区分

別表 10 の第 1 級地に該当する保安林については、原則として、解除は行わないものとする。

同表の第 2 級地に該当する保安林については、地域における保安林の配備状況及び当該転用の目的、態様、規模等を考慮の上、やむを得ざる事情があると認められ、かつ、当該保安林の指定の目的の達成に支障を来さないと認められる場合に限って転用解除を行うものとする。

(イ) 用地事情

転用の目的に係る事業又は施設の設置（以下「事業等」という。）による土地利用が、その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであり、かつ、当該転用の目的、その地域における土地利用の状況等からみて、その土地以外に他に適地を求めることができない、又は著しく困難であること。

ただし、都道府県（地方公営企業（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 2 条の地方公営企業をいう。）を含む。）が事業主体となり製造場を整備する事業で、保安林の指定の解除を伴うもの（以下「製造場整備事業」という。）のうち、次の各号に掲げる要件を満たすものについては、これを適用しないものとする。

この場合において、知事は、保安林の指定を解除したときは、製造場整備事業の事業区域（以

下「整備事業区域」という。)内において残置し、又は造成した森林を保安林に指定するものとし、法第25条第1項の規定に基づく保安林の指定が必要なときには、法第27条第1項の規定に基づき農林水産大臣に申請するものとする。

- a 製造場整備事業が、公的な計画に位置付けられた重要分野に係るものであり、かつ、その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであること。
- b 製造場整備事業が、既に整備された製造場(以下「既存製造場」という。)を拡張するものであり、かつ、製造場整備事業により新たに整備される製造場で実施される事業が既存製造場で実施されている事業(以下「既存事業」という。)と一体的に実施されるものであること。
- c 事業環境の変化等により、既存事業を整備事業区域内において拡張する必要があること。
- d 整備事業区域の主たる区域が、保安林以外であること。
- e 既存事業の事業区域に隣接した土地に保安林以外の利用可能な土地がある場合は、当該土地を優先して利用する計画に基づいて実施されるものであること。
- f 整備事業区域が、既存事業の主要な施設が存する区域に隣接していること。
- g 整備事業区域において残置し、又は造成する森林の面積の割合が、同区域の面積の35%以上確保されるものであること。

(ウ) 面積

転用に係る土地の面積が、次に例示するように当該転用の目的を実現する上で必要最小限度のものであること。

- a 法令等により基準が定められている場合には、当該基準に照らし適正であること。
- b 大規模かつ長期にわたる事業等のための転用解除の場合には、当該事業等の全体計画及び期別実施計画が適切なものであり、かつ、その期別実施計画に係る転用面積が必要最小限度のものであること。

(エ) 実現の確実性

次の事項の全てに該当し、申請に係る事業等を実施することが確実であること。

- a 事業等に関する計画の内容が具体的であり、当該計画どおり実施されることが確実であること。
- b 事業等を実施する者(以下「事業者」という。)が当該保安林の土地を使用する権利を取得している、又は取得することが確実であること。
- c 事業者が事業等を行うため当該保安林と併せて使用する土地がある場合において、その土地を使用する権利を取得している、又は取得することが確実であること。
- d b及びcの土地の利用又は事業等について、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分(以下「許認可等」という。)を必要とする場合には、当該許認可等がなされているかの確認又は当該申請に係る申請の状況の確認ができること。

また、行政庁の処分以外に環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は地方公共団体の条例等に基づく環境影響評価手続の対象となる場合には、その手続の状況の確認もできること。

- e 事業者が当該事業等を実施するのに十分な信用、資力及び技術があることが確実であること。

(オ) 利害関係者の意見

転用解除に当たって、当該転用解除に利害関係を有する市町村の長の同意及び当該転用解除に直接の利害関係を有する者の同意を得ている、又は得ることができると認められるものであること。

(カ) その他の満たすべき基準

- a 転用に当たっては、当該保安林の指定の目的の達成に支障を来さないよう、代替施設の設置等の措置が講じられた、又は確実に講じられることについて、第6条(5)のアの規定による知事の確認があること。

この場合において、代替施設には、当該転用に伴って土砂が流出し、崩壊し、又は堆積することにより、付近の農地、森林その他の土地若しくは道路、鉄道その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に被害を与えるおそれがある場合における当該被害を防除するための施設を含むものとする。

- b aの代替施設の設置等については、別紙「保安林の転用に係る事業又は施設の設置の基準」に示す基準に適合するものであること。

- c bのほか、事業等に伴う土砂の流出又は崩壊その他の災害の防止、周辺の環境保全等については、別紙「保安林の転用に係る事業又は施設の設置の基準」に示す基準に適合するものであること。

- d 転用に係る保安林の面積が5ヘクタール以上である場合又は事業者が所有権その他の当該土地を使用する権利を有し、事業等に供しようとする区域内の森林の面積に占める保安林の面積の割合が10パーセント以上である場合（転用に係る保安林の面積が1ヘクタール未満の場合を除く。）であって、水資源の涵養又は生活環境の保全形成等の機能を確保するため代替保安林の指定を必要とするものにあつては、原則として、当該転用に係る面積以上の森林が確保されるものであること。

イ 「公益上の理由」による解除

① 国等が行う事業による転用の場合

(ア) 級地区分

別表10の第1級地については、転用の態様、規模等からみて国土の保全等に支障を来さないと認められるものを除き、原則として、解除は行わないものとする。

同表の第2級地については、アの(ア)を準用するものとする。

(イ) 用地事情

アの(イ)を準用するものとする。

(ウ) 面積

アの(ウ)を準用するものとする。

(エ) 実現の確実性

アの(エ)を準用するものとする。

(オ) 利害関係者の意見

アの(オ)を準用するものとする。

(カ) その他の満たすべき基準

アの(カ)を準用するものとする。

② ①以外の場合

(ア) 級地区分

①の(ア)を準用するものとする。

(イ) 用地事情

アの(イ)を準用するものとする。

(ウ) 面積

アの(ウ)を準用するものとする。

(エ) 実現の確実性

アの(エ)を準用するものとする。

(オ) 利害関係者の意見

アの(オ)を準用するものとする。

(カ) その他の満たすべき基準

アの(カ)を準用するものとする。

ウ その他留意事項

(7) 事業区域について

事業区域は、転用解除に直接的に関連する森林、緑地その他の土地であって、当該転用解除に当たっての残置森林等の割合、配置等の基準の適用及び代替施設の設置等の確認を行う対象区域であり、事業終了後も事業者に対し残置森林等の適正な保全、必要な森林施業の実施等善良な維持管理を義務付けるものであることから、事業者がそれらの土地の全てについて所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得している、又はその権利の取得若しくは当該土地の所有者等から使用の同意を得ることができる区域である。

(イ) 残置森林等の適正な管理等について

事業区域内の残置森林及び造成森林は、その目的等からして将来にわたって厳正に保全・管理し、機能の維持増進を図るべきものであることから、地域森林計画の対象とすることを原則とし、事業者に対し市町村等との維持管理協定等の締結、除間伐等の保育、疎林地への植栽等適切な施業の実施等について指導するとともに、必要に応じ保安林の指定を進めるものとする。

(ウ) 代替保安林等の指定について

転用解除に伴う代替保安林等の指定は、当該保安林の指定の目的の達成に支障を来すことがないよう代替施設の設置と併せて措置する必要がある場合に指定されるものであり、この取扱いについては、次によるものとする。

- a 水源かん養保安林の転用解除に係る代替保安林の指定は、受益の対象及び保安林配備の状況、森林現況等に配慮して、同一の単位区域内の森林を対象として行うものとする。

ただし、転用に係る保安林の面積が小さく、かつ貯水池又は導水路の設置等水の確保の措置が適切に講じられる場合には、この限りでない。

- b 生活環境の保全・形成等の目的で指定された保健保安林の転用解除に係る代替保安林の指定は、周辺の土地利用及び保安林配備の状況、当該森林の現況等に配慮して、原則として受益の対象がおおむね同一の区域の森林を対象として行うものとする。

- c a及びb以外であって、大規模な森林の開発転用に際して生活環境の保全・形成等の機能を確保するため必要があると認められる場合には、当該事業区域の周辺部等に保健保安林等が適切に配備されるよう努めるものとする。

(エ) 利害関係者の同意等の的確な把握について

転用解除は、実現の確実性及び利害関係者の意見がより重要となるものであることから、転用解除の申請があった場合には、用地の取得状況、許認可等の見通し、事業者の信用、資力等事業実施の確実性について厳正に審査するとともに、直接の利害関係者等の同意の有無、地域住民の動向等を的確に把握の上、解除申請書の進達等を行うものとする。

(解除の手續)

第6条 解除の手續については、次による。

(1) 申請書の受理

ア 法第27条第1項に規定する保安林の解除に直接の利害関係を有する者は、第4条(1)のアを準用するものとする。

イ 解除申請書に添付する図面は、保安林解除位置図及び保安林解除図とする。

また、申請書に添付する面積計算図は、実測図とする。ただし、転用を目的としない場合にはこの限りではない。

ウ 規則第48条第1項第2号に規定する申請者が当該申請に係る解除に直接の利害関係を有する者であるか否かについては、アに基づき第4条(1)のウの(ア)及び(イ)の書類により判断するものとする。

エ 規則第48条第2項各号に掲げる書類は、次によるものとする。

(ア) 第1号の計画書は、次の事項を記載した書類、転用に係る区域及びそれに関連する区域並びにそれらの区域内に設置される施設の配置図、縦横断面図その他実施設計に関する図面並びに土量計算等に関する書類とする。

- a 転用の目的に係る事業又は施設の名称
- b 事業者の氏名（法人及び法人でない団体にあつては名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地とし、法人でない団体にあつては代表者の住所とする。）
- c 事業等の用に供するため当該保安林を選定した理由
- d 事業者が当該保安林の土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得の状況
- e 事業等に要する資金の総額及びその調達方法
- f 事業等に要する経費の項目（用地費、土木工事費、建築工事費、諸掛費等）ごとの員数、単価、金額及びその内訳
- g 事業等に関する工事を開始する予定の日、当該工事の工程並びに当該工事により設置される施設の種類、規模、構造及び所在
- h その他参考となるべき事項

(イ) 第2号の計画書は、次の事項を記載した書類及び代替施設の配置図、縦横断面図その他実施設計に関する図面とする。

なお、申請者が、転用に伴って当該保安林の機能が失われないものとして当該計画書を添付しない場合において、審査の結果当該計画書を添付する必要があると認めるときは、遅滞なくその提出を求めて補正させるものとする。

- a 代替施設を設置する土地を使用する権利の種類及び取得の状況
- b 代替施設の設置に要する資金の総額及びその調達方法
- c 代替施設の設置に要する経費の項目（用地費、土木工事費、建築工事費、諸掛費等）ごとの員数、単価、金額及びその内訳
- d 代替施設に関する工事を開始する予定の日、当該工事の工程並びに代替施設の種類、規模、構造及び所在
- e その他参考となるべき事項

(ウ) 第3号については、次によるものとする。

a 「他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分」に係る申請の状況を記載した書類は、次によるものとする。

① 申請中の許認可等については、許認可等の種類、申請先行政庁及び申請年月日を記載した書類

② 申請前の許認可等については、許認可等の種類、申請先行政庁及び申請予定時期を記載した書類

b 「処分があったことを証する書類」については、当該許認可等を行った行政庁が発行した証明書又は許認可の写しとすること。

c 許認可には、国の機関の通知及び地方公共団体の条例、規則、通知によるものも含むこと。

(エ) 第4号の法人の登記事項証明書に準ずるものについては、法人が実在することを証明するために必要な情報（法人の名称・所在地並びに法人番号）を記載した書類又はその写しとする。

また、類するものは公的機関が発行した氏名及び住所が記載された書類又はその写しとする。

(オ) 第5号の「資力及び信用があることを証する書類」については、次によるものとする。

ただし、事業等の目的、態様等に応じて必要な書類を追加し、又は他の書類により資力及び信用を確認できる場合には、当該書類の添付をもって代替できるものとする。

a 資金計画書（ア）及び（イ）の計画書に記載する場合は、当該計画書の提出をもって代替することができる。）

b 資金の調達について証する書類（自己資金により調達する場合は預金残高証明書、融資により調達する場合は融資証明書等、資金の調達方法に応じ添付する。）

c 貸借対照表、損益計算書等の法人の財務状況や経営状況を確認できる資料

d 納税証明書

e 事業経歴書（必要に応じ、一定の期間を定め、その期間内の経歴とすることができる。）

f 融資決定が転用解除後となる場合等当該書類を提出することが困難な場合には、次に掲げる方法等により確認するものとする。

(a) 代替施設の設置等の先行実施を徹底させる観点から、代替施設の設置等に係る部分の資金の調達について別途預金残高証明書等により確認する。

(b) 上記が困難な場合には、申請時に、事業者の資金計画書に加え、金融機関から事業者への関心表明書を提出させ、着手前に融資証明書を提出させる。

g その他参考となる資料

(カ) 第6号の「都道府県知事が必要と認める書類」については、地域の実情に応じて、県が求める書類とする。

オ 森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件（昭和37年農林省告示第851号。以下「様式告示」という。）12の注意事項4の「事業等を実施するために必要な能力があることを証する書類」については、次によるものとする。

ただし、事業等の目的、態様等に応じて必要な書類を追加し、又は他の書類により事業等を実施するために必要な能力を確認できる場合には、当該書類の添付をもって代替できるものとする。

(ア) 建設業法許可書（土木工事業）

(イ) 事業経歴書（必要に応じ、一定の期間を定め、その期間内の経歴とすることができる。）

(ウ) 預金残高証明書

(エ) 納税証明書

(オ) 事業実施体制を示す書類（職員数、主な役員・技術者名等）

(カ) 規則第 48 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の事業又は施設の設置に係る施行実績を示す書類（監督処分及び行政指導があった場合は、その対応状況を含む。必要に応じ、一定の期間を定め、その期間内の実績とすることができる。）

(キ) 申請時点で施行者が決定していない場合等当該書類を提出することが困難な場合には、申請時に施行者の決定方法や時期、求める施行能力について記載した書類を提出させるとともに、着手前までに正規の確認書類を提出することについて確約書を提出させる等の方法により確認するものとする。

(ク) その他参考となる資料

カ 転用解除に当たって、第 5 条(3)の要件を備えているか否かについては、次に掲げる書類を事業者提出させる等の方法により確認するものとする。

なお、当該確認のほか、併せて(2)の調査等について十分に実施した上で、判断するものとする。

(7) 級地区分

a 法第 10 条の 15 第 4 項第 4 号に規定する治山事業の施行地等の有無については、治山施設台帳等を確認すること。

b 傾斜度については、転用に係る区域の傾斜度を測定した図面等により確認すること。

c 地形、地質等からして崩壊しやすいものについては、転用に係る区域の過去の災害履歴等を確認すること。

d 保安林の解除に伴い残置し、又は造成することとされたものについては、過去の転用解除に係る書類により確認すること。

e その他図面等により確認すること。

(イ) 用地事情

a 事業等による土地利用について具体的に示されている公的土地利用計画により確認すること。

b 事業等による土地利用について公的土地利用計画に記載されているものの、その記載が具体的ではない場合は、当該計画と併せて、事業等が当該計画に適合することを当該計画の策定者が認める書類により確認すること。

c 事業等の実施が、その土地以外に他に適地を求めることができないことを、a 及び b の公的土地利用計画のほか、エの(7)の計画書により確認すること。

d 製造場整備事業に係る要件については、a 及び b のほか、エの(7)の計画書により確認すること。

(ウ) 面積

エの(7)の計画書により確認するものとし、事業等が他の法令や技術基準等に基づく必要がある場合には、当該法令等も併せて確認すること。

(エ) 実現の確実性

a 事業等に関する計画の内容については、エの(7)の計画書により確認すること。

b 事業者が当該保安林の土地を使用する権利を取得している、又は取得することが確実であることについては、森林の土地の登記事項証明書や所有権、地上権、賃借権その他の権利を証する書類等により確認すること。

- c 事業者が事業等を実施するため当該保安林と併せて使用する土地がある場合において、その土地を使用する権利を取得している、又は取得することが確実であることの確認については、bを準用すること。
- d b及びcの土地の利用又は事業等に関する許認可については、エの(ウ)の書類により確認すること。
- e 事業者当該事業等を実施するのに十分な信用、資力及び技術があることについては、エの(ウ)及びオの書類により確認すること。

(ウ) 利害関係者の意見

- a 転用解除に利害関係を有する市町村の長の同意を得たことを証する書類又は意向を把握することのできる書類により確認すること。

なお、転用解除に利害関係を有する市町村が2以上にわたる場合は、それぞれの市町村の長の同意を得ている、又は得ることができると認められることを上記の書類により確認すること。

- b 転用解除に直接の利害関係を有する者の同意については、原則として、その全ての者の同意を得たことを証する書類又は意向を把握することのできる書類により確認すること。

ただし、当該者が多数に及ぶ場合や所有者が不明な場合等においては、事業等に係る説明会を開催した上で、当該地区を代表する者等からの同意を得たことを証する書類又は意向を把握することのできる書類により確認することもできる。

なお、意見を聴取する直接利害関係者については、その範囲を示す図面等を事業者提出させることにより確認すること。

- キ 申請が不適法であって、補正することができるものであるときは直ちにその補正を求め、補正することができないものであるときは当該申請者に対し、理由を付した書面を送付して、却下するものとする。

(2) 解除に係る調査等

保安林の解除に係る調査等については、第4条(2)を準用するものとする。

(3) 解除予定保安林の告示等

- ア 法第26条の2第4項の農林水産大臣の同意を要する保安林の解除は、同意を得た後に解除予定保安林の告示を行う。

- イ 解除予定保安林の告示等については、第4条(3)(ウ、オ及びカを除く。)を準用するものとする。
この場合において、「保安林予定森林」とあるのは「解除予定保安林」と読み替えるものとする。

(4) 意見の聴取

- ア 意見書を提出しようとする者が、当該意見書の提出に係る保安林の解除に直接の利害関係を有する者であるか否かの判断は、第4条(4)のアを準用するものとする。

- イ アのほか、意見の聴取については、第4条(4)(アを除く。)を準用するものとする。

(5) 代替施設の設置等の確認に関する措置

- ア 確認

(イ) 知事は、転用に係る解除予定保安林について、法第30条又は法第30条の2第1項の告示の日

から40日を経過した後（法第32条第1項の意見書の提出があったときは、これについて同条第2項の意見の聴取を行い、法第30条又は法第30条の2第1項に基づき告示した内容を変更しない場合に限る。）に、事業者に対し、第5条(3)のアの(カ)代替施設の設置等を速やかに講じるよう指導するとともに、当該施設の設置等が講じられた、又は確実に講じられることについて確認を行うものとする。

ただし、製造場整備事業が、次の各号に掲げる要件を満たすことを知事が確認したときは、当該確認を要せず、代替施設の設置等を速やかに講じるよう指導するものとする。

- a 主要な代替施設（代替施設のうち、その主要部分を構成する排水施設、流出土砂貯留施設、洪水調節施設等のことをいう。以下同じ。）の設置が完了していること。
- b 主要な代替施設以外の代替施設に関する工事の完了期日が明らかであること。
- c 主要な代替施設以外の代替施設に関する工事の完了までの間に、製造場整備事業の実施に伴う土砂の流出又は崩壊その他の災害の防止、周辺環境保全等についての措置が適切に講じられることが明らかであること。
- d 主要な代替施設以外の代替施設に関する工事の完了までの間に、製造場整備事業の実施に伴う土砂の流出又は崩壊その他の災害、周辺環境を著しく悪化させる事象等が生じた場合、知事に報告を行うとともに、復旧作業等が適切に講じられる体制が構築されていること。
- e 主要な代替施設以外の代替施設が設置されなかった場合、解除区域において保安林の機能を回復させる措置が講じられることが明らかであること。

また、法第32条第2項の意見の聴取を行い、法第30条の2第1項に基づき告示した内容を変更する場合には、法第30条の2第1項に基づき改めて告示を行うなどの手続きを行うことが必要であり、事業者に対し、代替施設の設置等に着手しないよう指導するものとする。

(イ) (ア)の確認は、次のものについて行うものとする。

- a 法第26条第1項又は法第26条の2第1項の規定による解除。
- b 法第26条第2項又は法第26条の2第2項の規定による解除であって、令第2条の3に規定する規模を超え、かつ、法第10条の2第1項第1号から第3号までに該当しないもの。

イ 確認に当たっての留意事項

代替施設の設置等の確認に当たって、単に、当該保安林種ごとの指定目的に係る機能の代替施設だけでなく、防災施設、造成森林等の設置状況を確認するとともに、これらの代替施設以外にも、事業等に係る転用に伴う土砂の流出又は崩壊その他災害の防止、周辺環境保全等の観点から措置すべき事項についても厳正に確認を行うものとする。

(6) 解除の告示等

ア 法第33条第1項の規定による解除の告示は、(5)のアの確認を了した後に行うものとする。

イ 法第33条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく森林所有者等への保安林の解除の通知（以下「解除通知」という。）については、第4条(5)（エ及びオを除く。）を準用するものとする。この場合において、「指定通知」とあるのは「解除通知」と、「保安林予定森林」とあるのは「解除予定保安林」と読み替えるものとする。

(7) その他留意事項

ア 事業者に対する指導等

転用解除に係る事務については、保安林の指定の解除に係る事務手続について（令和3年6月30日付け3林整治第478号林野庁長官通知）に基づき事前相談を適正に行うとともに、許認可等を必要とする場合又は環境影響評価法若しくは地方公共団体の条例等に基づく環境影響評価手続の対象となる場合には、当該行政庁と相互に緊密な連絡調整を図るものとする。

（解除予定保安林における作業許可等の取扱い）

第7条 解除予定保安林において法第30条又は法第30条の2第1項の告示の日から40日を経過した後（法第32条第1項の意見書の提出があったときは、これについて同条第2項の意見の聴取を行い、法第30条の2第1項に基づき告示した内容を変更しない場合に限る。）に行う代替施設の設置等につき、確認を必要とする場合の作業許可等の取扱いに当たっては、次による。

（1）作業許可等を行う場合の取扱い

ア 作業許可の取扱い方法

（ア）作業許可申請書が提出された場合には次に掲げる順序に従い、許可手続を進めるものとする。

ただし、解除予定保安林の区域が小規模である等の理由により、aからcまでに掲げる行為（bに掲げる行為を必要としない場合にあつては、a及びcに掲げる行為）を同時に許可せざるを得ない場合であつてそれぞれの行為が終わった時点で次の工事に着手することを条件として許可するときは、この限りでない。

a 代替施設の設置等のために必要な起工測量等（解除予定保安林の区域の測量及び当該区域の縦横断測量、当該測量のための測量杭の設置、ベンチマーク及び引照点の設置、丁張り等）のための土地の形質の変更等の行為

b 事業計画書に基づき実施する工事に先行して代替施設（貯砂えん堤、沈砂池、調整池、流末排水施設等）を設置する場合の土地の形質の変更等の行為

c 事業計画書に基づき実施する工事と併せて代替施設（切盛法面の保護、土留施設、排水路等）を設置する場合の土地の形質の変更等の行為

（イ）（ア）のbの許可は、ウの（イ）のaによる審査を了しているか否かを確認した後に、（ア）のcの許可は、ウの（イ）のbによる審査を了しているか否かを確認した後に行うものとする。

（ウ）（ア）のaからcまでの代替施設の設置等については、それぞれの許可期間満了後現地確認を行うものとする。

ただし、当該期間満了前に行為が終了したものについて、届出があつた場合は、その時点で確認を行うものとする。

イ 作業許可申請に当たっての事前指導

作業許可の申請に先立ちあらかじめ、次の事項について当該申請者を指導するものとする。

（ア）立木の伐採については、規則第60条第1項第5号の規定により、同条第2項の立木伐採届出書を伐採しようとする日の2週間前までに必ず提出させること。

（イ）原則としてアの（ア）のaからcまでに掲げる順序に従い、作業許可申請をさせること。

（ウ）代替施設の設置等に係る工事の工程を変更する必要があるときは、それぞれの作業許可申請書に変更工程表及び変更理由書を添付させること。

（エ）作業許可の内容（作業許可に付する条件を含む。）に違反したときは、法第38条第2項の規定による復旧命令等厳正な取扱いをすること。

（オ）解除予定保安林において、転用目的以外の用に供し、若しくは供しようとするものが明らかと

なった場合又は作業許可の期間内に、代替施設の設置等が適正に行われず、若しくは行われる見込みがない場合には、当該解除予定保安林につき解除を行わないことがあること。

ウ 作業許可申請書の審査

(ア) 作業許可申請書及び附属図面に記載された内容が次の事項に適合するか否かにつき審査の上行うものとする。

a 許認可等を必要とするものについて、当該許認可等があったことを証する書類が添付されていること。(法第 29 条の予定通知までに許認可等があったことを証する書類の提出があったものを除く。)

b 原則としてアの(ア)の a から c までに掲げる順序に従って許可申請されており、かつ、解除予定保安林の所在場所(又は区域)と一致していること。

c 代替施設の設置等に係る事業計画の内容と適合していること。

d 規則第 60 条第 1 項第 5 号の規定による同条第 2 項の届出に係る区域と一致していること。

(イ) アの(ア)の b 又は c に係る作業許可申請書については、次の事項を確認するものとする。

a アの(ア)の b に係る作業許可申請書が提出された場合にあっては、実地調査等により、アの(ア)の a による起工測量等が終了しているか否かを確認すること。

b アの(ア)の c に係る作業許可申請書が提出された場合にあっては、実地調査等により、アの(ア)の a の起工測量及び b の代替施設の設置が完了しているか否かを確認すること。

なお、アの(ア)の b の代替施設を設置する区域が解除予定保安林の区域外である場合においても、同様とする。

(2) 代替施設の設置等について変更を要する場合の措置

代替施設の設置等について、変更を要することとなった場合には、次により取り扱うものとする。

ア 代替施設の位置、工種、規模及び数量等の変更は、当初計画(解除予定保安林の代替施設計画)と比較し、代替機能が下回らないよう措置するものとする。

イ 代替施設の設置等につき確認報告を要するものについてアによる代替施設の変更を行った場合には、確認報告書に変更理由及び当初計画と変更計画の対比表並びに変更した関係書面等を添付するものとする。

(3) その他

ア 作業許可申請書の様式及び記載方法

作業許可申請の手続を行うに当たっては、規則第 61 条の申請書の様式及び記載方法によるもののほか、(1)のアの(ア)の a から c までに掲げる順序に従って次のように記載するよう申請者を指導するものとする。

(ア) 作業許可申請書の所在場所欄は、保安林が 2 筆以上ある場合にあっては、1 筆の代表地番を記載し、その他の場合にあっては大字、字、地番について「ほか〇〇」と記載するほか、「明細は別紙調書及び添付図面のとおりと併記すること。

(イ) 行為の方法欄は、「別紙調書のとおりと併記すること。

(ウ) 行為の期間欄は、原則として(1)のアの(ア)の a から c までに掲げる順序に従って記載すること。

(エ) 作業許可申請書に添付する図面は、解除申請書の事業計画(平面図)に様式告示 12 の解除図

面の作成に必要な記号を用いて地番界等を明示するとともに、当該申請区域を色別すること。

(オ) (ア)及び(イ)の調書の様式は、次によること。

申請の目的	字名及び地番	許可申請面積	行為の種類内容等	備考
(記 載 要 領)				
ゴルフ場の造成	字甲-1		起工測量、丁張り、杭打ち	No. 1 コンクリートえん堤の起工測量
	字乙-2			No. 2 //
	字丙-3			No. 1 コースの起工測量 No. 2 コースの起工測量

イ 代替施設の設置等に伴い一時的に使用する附帯施設等（使用後は森林に復旧する施設）の作業許可については、(1)に準じて取り扱うよう指導すること。

第4章 指定施業要件の変更

(指定施業要件の変更を行う場合)

第8条 指定施業要件の変更を行う場合は、次による。

- (1) 災害の発生等に伴い保安林に係る指定施業要件を変更しなければ当該保安林の指定の目的を達成することができないと認められるに至った場合又は植栽に係る指定施業要件が定められていない保安林において植栽が行われた場合には、法第33条の2第2項の指定施業要件を変更すべき旨の申請がなくても、同条第1項の規定に基づく指定施業要件の変更を遅滞なく行うものとする。
- (2) 指定施業要件として植栽が定められている保安林については、作業許可を伴う場合であって保安機能の維持上問題がないと認められるときは、当該指定施業要件を変更し、当該許可の際に条件として付した行為の期間内に限り植栽することを要しない旨を当該指定施業要件とすることができるものとする。

(指定施業要件の変更の手続)

第9条 指定施業要件の変更の手続は、次による。

(1) 申請書の受理

法第33条の2第2項の規定に基づく指定施業要件の変更に係る申請書の受理については、第4条(1)を準用するものとする。

この場合において、「保安林指定位置図」とあるのは「保安林指定施業要件変更位置図」と、「保安林指定図」とあるのは「保安林指定施業要件変更図」と読み替えるものとする。

(2) 指定施業要件の変更に係る調査等

保安林の指定施業要件の変更に係る調査等については、第4条(2)を準用するものとする。

(3) 指定施業要件変更予定保安林の告示等

法第 33 条の 3 において準用する第 30 条の 2 の規定に基づく指定施業要件変更予定保安林の告示等については、第 4 条(3) (才及びカを除く) を準用するものとする。

この場合において、「保安林予定森林」とあるのは「指定施業要件変更予定保安林」と読み替えるものとする。

(4) 意見の聴取

法第 33 条の 3 において準用する第 32 条の規定に基づく意見の聴取については、第 4 条(4) を準用するものとする。

(5) 指定施業要件の変更の通知

法第 33 条の 3 において準用する第 33 条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づく森林所有者等への保安林の指定施業要件の変更の通知 (以下「指定施業要件変更通知」という。) については、第 4 条(5) を準用するものとする。

この場合において、「指定通知」とあるのは「指定施業要件変更通知」と、「保安林予定森林」とあるのは「指定施業要件変更予定保安林」と読み替えるものとする。

(その他留意事項)

第 10 条 保安林又は保安施設地区の指定後に択伐又は皆伐が行われている森林について指定施業要件を変更する場合には、規則第 56 条第 3 項に規定する保安林又は保安施設地区の指定後最初に択伐による伐採を行う森林についての令別表第 2 の第 2 号 (一) ニの択伐率を定めることを要しないものとする。

第 5 章 地域森林計画に基づく計画的な保安林の指定、解除

(地域森林計画に基づく保安林の指定、解除)

第 11 条 地域森林計画に基づく保安林の指定、解除等については、別紙「地域森林計画に基づく計画的な保安林の指定、解除等について」によるものとする。

第 6 章 立木伐採許可及び届出

(皆伐面積の限度を算出する基礎となる伐期齢)

第 12 条 令別表第 2 の第 2 号 (一) イの皆伐面積の限度を算出する基礎となる伐期齢は、指定施業要件において植栽の樹種が定められている森林にあつては当該樹種の標準伐期齢とし、それ以外の森林にあつては更新期待樹種の標準伐期齢とするものとする。

ただし、同一の単位とされる保安林に樹種が 2 以上ある場合には、次式によって算出して得た平均林齢とし、当該林齢は整数にとどめ小数点以下は四捨五入するものとする。

$$u = a u_1 + b u_2 + c u_3 + \dots$$

u : 平均林齢

u_1, u_2, u_3, \dots : 各樹種の標準伐期齢

a, b, c, \dots : 各樹種の期待占有面積歩合

(皆伐面積の限度の公表)

第13条 皆伐面積の限度の公表については、次による。

- (1) 令第4の2第3項の規定による公表は、県報又はインターネットを利用した方法により掲載してするものとし、同一の単位とされる保安林等ごとに皆伐面積の限度を明示するものとする。

この場合においては、伐採方法の特例に該当して伐採種を定めないとされたものについての皆伐面積の限度は、別表2により指定されたものについての皆伐面積の限度に合算して定めるものとする。

- (2) 同一の単位とされる保安林等については、当該保安林等に流域又は行政単位等(市郡、町村、大字、字)の名称を冠して表示するものとする。

(立木伐採許可申請の適否の判定)

第14条 立木伐採許可申請の適否の判定については、次による。

- (1) 令別表第2の第1号(一)ロの択伐とは、森林の構成を著しく変化させることなく逐次更新を確保することを旨として行う主伐であって、次に掲げるものとする。

なお、これらに該当しない主伐については、皆伐として取り扱うものとする。

ア 伐採区域の立木をおおむね均等な割合で単木的に選定してする伐採又は10メートル未満の幅の帯状に選定してする伐採(当該伐採区域内に当該伐採によって帯状に生ずる無立木地の配置及びその間隔が、おおむね均等であり、それぞれの無立木地の幅が10メートル未満であるような伐採をいう。)

イ 樹群を単位とする伐採で当該伐採によって生ずる無立木地の面積が0.05ヘクタール未満であるもの

- (2) 令別表第2の第1号(二)イの樹冠疎密度は、その森林の区域内における平均の樹冠疎密度を示すものではなく、その森林の区域内においてどの部分に20メートル平方の区域をとったとしても得られる樹冠疎密度とするものとする。

- (3) 令別表第2の第2号(一)ロの1箇所とは、立木の伐採により生ずる連続した伐採跡地(連続しない伐採跡地があっても、相隣する伐採跡地で当該伐採跡地間の距離(当該伐採跡地間に介在する森林(未立木地を除く。))又は森林以外の土地のそれぞれについての距離をいう。)が20メートル未満に接近している部分が20メートル以上にわたっているものを含む。)をいう。

ただし、形状が一部分くびれている伐採跡地で、そのくびれている部分の幅が20メートル未満であり、その部分の長さが20メートル以上にわたっているものを除く。

なお、形状が細長い伐採跡地であらゆる部分の幅が20メートル未満であるもの及びその幅が20メートル以上の部分があっても、その部分の長さが20メートル未満であるものについては、令別表第2の第2号(一)ロの規定は適用されないものとする。

- (4) 規則第56条第1項の「前回の択伐」には、規則第60条第1項第1号から第9号までに掲げる伐採は含まれないものとする。

なお、規則第60条第1項第10号による伐採であって、同項第1号から第9号までに相当する伐採についても同様とする。

(5) 前回の主伐の方法が択伐によらない場合における規則第 56 条第 1 項の適用については、当該択伐によらない前回の伐採を「前回の択伐」とみなすものとする。

(6) 規則第 56 条第 1 項の「前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積」が不明である場合には、同項の択伐率は、当該森林の年成長率（年成長率が不明な場合には、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に対する当該森林の総平均成長量の比率）に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採をしようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。

なお、「前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積が不明である場合」とは、原則として、次のいずれかの場合に限られる。

ア 前回の択伐が平成 14 年 3 月 31 日以前であって、当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積が保安林台帳等に記載されていない場合

イ 前回の伐採が択伐ではないために、第 21 条(7)が適用されず、伐採を終えたときの当該森林の立木の材積が保安林台帳等に記載されていない場合

(7) 同一の伐採年度内において、間伐を行った後に択伐による立木伐採許可申請がされた場合には、令別表第 2 の第 2 号（二）並びに規則第 56 条第 1 項及び第 2 項の規定を踏まえるほか、特に当該申請に係る伐採が適切な森林施業であるかどうかを十分に審査の上、当該保安林がその指定の目的に即して機能することを確保するために必要な指導等を行うものとする。

なお、当該指導等を行った上で許可が必要とされるときには、法第 34 条第 6 項及び第 7 項の規定を踏まえ、「当該森林の立木の材積が、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積に相当する材積以上に回復した後に伐採を行うこと。」等、当該保安林の指定の目的を達成するために必要な条件を付して許可するものとする。

(8) 規則付録第 8 の「当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積」は、原則として、森林簿等に示されている当該森林の樹種に係る地位級に対応する収穫表に基づき、当該樹種の単層林が標準伐期齢（当該森林が複数の樹種から構成されている場合にあっては、伐採時点の構成樹種が第 13 条の式によって算出して得た平均年齢）に達した時点の収穫予想材積をもって表すものとする。

(9) 国有林の保安林の立木で主伐をすることのできるものは、当該国有林の所在する市町村における当該国有林の近傍類似の民有林の当該樹種に係る標準伐期齢以上のものとする。

(10) 伐採跡地に点在する残存木又は点生する上木の伐採は、間伐に該当する場合を除き皆伐による伐採として取り扱うものとし、その面積は伐採する立木の占有面積とするものとする。

(11) 許可に係る伐採の方法が伐採方法の特例に該当する場合は、当該保安林の指定の目的の達成に支障を来さない認められるときに限り許可をするものとする。

ただし、許可に条件を付することによって支障を来さないこととなる場合は、この限りでない。

(許可申請の処理)

第15条 法第34条第1項に規定する立木伐採許可の申請があったときは、次により処理する。

(1) 規則第59条第1項各号に掲げる申請書に添付する書類については、次によるものとする。

ア 第1号の「森林の位置図及び区域図」については、保安林管理図等とする。

イ 第2号については、第6条(1)のエの(エ)を準用する。

ウ 第3号については、第6条(1)のエの(ウ)を準用する。

エ 第4号の森林の土地の登記事項証明書に準ずるものについては、許可を受けようとする者が申請の対象となる森林の土地の所有権、地上権、賃借権その他の権利を取得していることを証する書類とする。

オ 第5号については、第5条(1)のウの(イ)を準用する。

カ 第6号の「許可を受けようとする者が申請の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類」については、申請の対象となる保安林の伐採区域が明確になっているかを確認するために添付を求めるものであるため、境界の確認に立ち会った者の氏名や境界の確認日時など境界の確認時の状況を記載した書類など境界の確認に関する取組状況を証する書類とする。

キ 第7号の「都道府県知事が必要と認める書類」については、地域の実情に応じて、知事が求める書類とする。

(2) 規則第59条第2項各号の同条第1項第6号に掲げる書類の添付を省略できる場合は、次によるものとする。

ア 第1号の「申請の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかかな場合」とは、路網の作設や施設の保守等のため、線状又は単木的な伐採を行う場合等とする。

イ 第2号の「地形、地物その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより申請の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界が明らかかな場合」については、明確な谷や尾根等により境界を判断できる場合、地籍調査済みで境界を示す杭が存在している場合や、立木への標示や林相により境界が明らかかな場合等とする。

ウ 第3号の「申請の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を確実にを行うと認められる場合」については、申請者が国、地方公共団体又は独立行政法人である場合や、伐採開始時まで隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行うことを明らかにした場合とする。

ただし、申請者が過去3年の間に都道府県から保安林の立木の伐採に係る指導、勧告又は命令を受けている場合（規則第59条第1項第7号の都道府県知事が必要と認める書類により提供された情報により判明したものを含む。）は、同条第2項第3号の規定に該当しないものとして、同条第1項6号に規定する書類の添付の省略を認めないものとする。

(3) 様式告示14の注意事項7の(1)において、備考欄には「皆伐による伐採をしようとする場合にあっては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積」を記載することとされているが、当該伐採跡地に残存し、次のいずれかに該当する残存木の占有面積については、的確な更新が認められる面積に相当することから、記載を要しないものとする。

ア 標準伐期齢以上の樹齢にある立木

イ 標準伐期齢未満の樹齢にある立木のうち、当該森林について指定施業要件として定められた樹種

であって、植栽する苗の満1年以上に相当する大きさと同等以上の大きさであり、かつ、当該樹種の標準伐期齢に達する時点で植栽によるものと同等以上に成長することが期待できるもの

なお、この場合の「残存木の占有面積」については、原則として、当該残存木の現に占有する面積とするが、当該残存木の現に占有する面積が当該樹種の平均占有面積（1ヘクタールを、指定施業要件として定められた当該樹種についての1ヘクタール当たりの植栽本数で除して得られる面積。以下同じ。）に満たない場合にあつては、当該平均占有面積を当該残存木の占有面積とし、複数の残存木の占有する区域が重なっている場合にあつては、その重複分を差し引いた占有面積とするものとする。

(4) 立木伐採許可申請があつたときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、申請が不適法であつて、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を命じ、補正することができないものであるときは、申請者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。

(5) 令第4条の2第5項の規定による通知は、決定通知書を送付してするものとし、不許可の通知に当たっては、当該不許可の理由を付するものとする。

(6) 立木の伐採行為について許認可等を必要とする場合であつて、当該許認可等がなされる前に立木伐採許可したときは、当該許認可等を必要とする旨その他必要な事項を決定通知書に付記するとともに、関係行政庁に対し立木伐採許可をした旨その他必要な事項を連絡するものとする。

ただし、関係行政庁に対する連絡が、法令の規定により又は法令の運用に関する覚書等により事前に関係行政庁と連絡、協議を行つて処理することとされている場合はこの限りでない。

(7) 保安林における立木伐採許可又は択伐若しくは間伐の届出の受理に当たり、その状況を明らかにするため、伐採年度毎に、立木に係る伐採整理簿（様式は別に定める。）を調製するものとする。

（植栽本数等）

第16条 植栽本数等については、次による。

(1) 規則第57条第3項の適用は、指定施業要件として伐採種が定められていない森林において、択伐による伐採が行われる場合についても適用するものとする。

(2) 指定施業要件として定められている複数の樹種を植栽するときは、樹種ごとに、植栽する1ヘクタール当たりの本数を規則第57条第2項の規定による植栽本数で除した値を求め、その総和が1以上となるよう植栽するものとする。

（植栽の義務の履行の確認）

第17条 植栽の義務の履行の確認については、次による。

(1) 指定施業要件として、植栽の方法、期間及び樹種が定められている保安林において立木の伐採が行われた場合は、当該植栽の期間の満了後速やかに、指定施業要件の定めるところに従つて植栽が行われたかどうかを調査するものとする。

特に、満1年未満の苗を植栽した場合にあつては、根元径及び苗長が明らかに規格を満たしていな

いなど不適當な苗が植栽されていないことを、目視等の方法により確認するものとする。

- (2) 第 21 条(4)又は第 22 条(2)の力の届出書の備考欄に「植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積」が記載されている場合は、指定施業要件として定められた 1ヘクタール当たりの植栽本数を当該面積に乗じて得られる本数の苗の植栽が行われたかどうかについて確認するものとする。

(植栽の義務の免除又は猶予の認定)

第 18 条 植栽の義務の免除又は猶予の認定については、次による。

- (1) 規則第 72 条第 1 号の規定による認定は、森林所有者から認定の請求があった場合又は知事が必要があると認めた場合において、次のいずれかに該当するときに限り行うものとする。

ア 火災、風水害その他の非常災害（以下「非常災害」という。）により当該伐採跡地の現地の状況に著しい変更が生じたため、植栽が不可能となった場合又は法第 33 条の 2 第 1 項の規定により指定施業要件を変更する時間的な余裕がない場合。

なお、後段の場合には、指定施業要件の変更により植栽の方法、期間又は樹種が変更されたときはその変更されたところに従って植栽をしなければならない旨を付して認定するものとする。

イ 非常災害により当該伐採跡地までの通行が困難になり、又は苗木若しくは労務の調達が著しく困難になったため、森林所有者が当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法、期間又は樹種に従って植栽することが著しく困難となった場合。

なお、この場合には、植栽の義務を停止する期間及び必要に応じて植栽の方法又は樹種を明らかにして認定するものとする。

- (2) 規則第 72 条第 2 号の規定による認定は、森林所有者から認定の請求があった場合において、次のいずれにも該当しないときに行うものとし、この認定に当たっては、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して 5 年を超えない範囲で植栽の義務を猶予する期間を明らかにすることとする。

ア 当該伐採跡地が、当該保安林に係る指定施業要件に適合しない択伐による伐採により生ずるものである場合

イ 当該伐採跡地における稚樹の発生状況、母樹の賦存状況、更新補助作業の実施予定その他の状況からみて、植栽の義務を猶予することができる期間内において、当該保安林に係る指定施業要件に植栽することが定められている樹種の苗木と同等以上の天然に生じた立木（当該樹種の立木に限る。）による更新が期待できない場合

(許可の条件)

第 19 条 立木の伐採について付する条件は、次による。

- (1) 伐採の期間については、必ず条件を付する。

- (2) 伐採木を早期に搬出しなければ森林病害虫が発生し、若しくはまん延するおそれがある場合又は豪雨等により受益の対象に被害を与えるおそれがある場合その他公益を害するおそれがある場合には、搬出期間について条件を付する。

- (3) 土しゅら、地びきその他特定の搬出方法によることを禁止しなければ、立木の生育を害し、又は土砂を流出若しくは崩壊させるおそれがある場合には、禁止すべき搬出方法について条件を付する。
- (4) 当該伐採の方法が伐採方法の特例に該当するものであって、第14条(11)のただし書に該当する場合にあっては当該条件を、当該伐採跡地につき植栽によらなければ樹種又は林相を改良することが困難と認められる場合にあっては、植栽の方法、期間及び樹種について条件を付する。

(縮減)

第20条 皆伐面積の縮減については、次のとおりとする。

- (1) 皆伐による立木伐採許可申請（2月1日の公表に係るものを除く。）について、令第4条の3第1項第1号の規定により縮減するに当たり、令第4条の2第4項の残存許容限度が当該申請に係る森林の森林所有者等が同一の単位とされる保安林等において森林所有者となっている森林の年伐面積の限度の合計に満たない場合には、当該合計に対する残存許容限度の比率を森林所有者の年伐面積に乗じて得た面積を令第4条の3第1項第1号の年伐面積とみなして計算するものとする。
- (2) 令第4条の3第1項第4号の規定による縮減は、少なくとも次の事項を考慮して行うものとする。
- ア 当該箇所に係る申請が1である場合には、保安機能が高い部分の立木を残存させること。
- イ 当該箇所に係る申請が2以上ある場合には、申請面積に応じてすること。
- ただし、保安上の影響の差が明白な場合にはこれを考慮すること。

(届出の処理)

第21条 伐採に係る届出の処理については、次のとおりとする。

- (1) 規則第68条第2項各号に掲げる保安林の択伐及び間伐の届出書に添付する書類については、第15条(1)を、同条第3項各号の同条第2項第6号に掲げる書類を省略することができる場合については、第15条(2)を準用するものとする。
- (2) 様式告示18の注意事項5の(1)については、第15条(3)を準用するものとする。
- (3) 法第34条の2及び第34条の3の届出書の提出があったときは、遅滞なく実地調査その他適宜の方法により調査を行い、その内容を検討することとし、提出された計画が当該保安林に係る指定施業要件に適合すると認められるときは、その旨を当該届出者に通知するものとする。
- また、提出された届出書に記載された計画が当該保安林に係る指定施業要件に適合していないと認められるときは、当該届出者に対し、当該届出者に記載された計画の変更を命じるものとする。
- (4) 法第34条第8項の届出があったときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、届出が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を命じ、補正することができないものであるときは、届出者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。
- 特に、届出書の備考欄に「植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積」が記載されている場合は、実地調査、補正等の措置を適正に行うものとする。

- (5) 許可の条件として付した期間が経過したとき（立木の伐採について法第 34 条第 8 項の届出がなされている場合を除く。）は、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、申請に係る行為がなされたかどうかを確認するものとし、立木の伐採について法第 34 条第 8 項の届出がなされていない場合は、許可を受けた者に対し届出をするよう勧告するものとする。
- (6) 伐採許可期間内に伐採が終了しない場合に、第 19 条(1)に定める許可条件に「ただし、やむをえない事由によりこの期間に伐採を終了できないときは、60 日を超えない範囲内で期間の延長を申請することができる。」の旨の条件が付されているときに限り、保安林（保安施設地区）内立木伐採許可期間延長申請書を提出し期間延長承認を得ることができるものとする。
- (7) 択伐による立木の伐採がなされた場合には、当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を把握し、当該材積を保安林台帳に記載するものとする。

（立木伐採許可を要しない場合）

第 22 条 立木伐採許可を要しない場合については、次による。

- (1) 規則第 60 条第 1 項第 1 号及び第 5 号から第 10 号までに掲げる立木伐採許可を要しない場合については、次によるものとする。
- ア 第 1 号の保安施設事業、砂防工事、地すべり防止工事及びぼた山崩壊防止工事には、当該事業又は実施上必要な材料の現地における採取又は集積、材料の運搬等のための道路の開設又は改良その他の附帯工事を含むものとする。
- イ 第 5 号については、次によるものとする。
- (ア) 当該保安林の機能に代替する機能を有する施設の解釈は、第 5 条(3)のアの(カ)の a と同様であること。
- (イ) 伐採できる立木は、当該施設の設置又は改良に直接供される土地及び当該施設の設置又は改良に係る工事の実施上必要な材料の採取、集積、運搬その他附帯工事に係る土地に生育する立木であること。
- ウ 第 6 号については、次によるものとする。
- (ア) 樹木又は林業種苗に損害を与える害虫、菌類及びウイルス（以下「害虫等」という。）は、森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）第 2 条に規定する森林病虫害等をも含むものであること。
- (イ) 指定は、県報に害虫等の種類を公示して行うこと。
- (ウ) 森林病虫害等防除法第 2 条第 1 項第 1 号並びに森林病虫害等防除法施行令（平成 9 年政令第 87 号）第 1 条第 1 号及び第 9 号に掲げる森林病虫害等以外の害虫等を指定しようとするときは、あらかじめ害虫等の種類及び指定を必要とする事由を明らかにして林野庁長官に協議すること。これを変更しようとするときもまた同様とする。
- (エ) 森林病虫害等防除法第 3 条又は第 5 条の規定による命令に基づく駆除措置として立木を伐採する場合は、法第 34 条第 1 項第 1 号に該当し本号の適用はないから注意すること。
- エ 第 7 号の林産物の搬出その他森林施業に必要な設備は、木材集積場、防火線、区画線（林班界、小班界等の区画線をいう。）、林道（森林鉄道、索道、自動車道、車道、木馬道、牛馬道をいう。以

下同じ。)、歩道、簡易索道、造林小屋又は製炭小屋その他これに類するものであること。

なお、これらの設備を設置するため保安林の指定を解除する必要がある場合は本号の届出をする前に解除の申請を行うよう指導し、また作業許可を受ける必要がある場合は本号の届出と同時に同項の申請を行うよう指導すること。

オ 第8号については、次によるものとする。

(ア) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に掲げる事業のために必要な測量又は実地調査は、同法第14条第1項に規定する当該事業の準備のため行う測量若しくは実地調査又は当該事業により施設を設置するために行う測量若しくは実地調査であること。

(イ) 測量又は実地調査について土地の占有者及びその立木の所有者の同意を得ることができないため、土地収用法第14条第1項の規定により市町村長又は知事の許可を受けて立木を伐採する場合は、第2号に該当し本号を適用する余地はないから注意すること。

また、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第136条、自然公園法（昭和32年法律第161号）第62条、電気事業法（昭和39年法律第170号）第61条その他法令又はこれに基づく処分により、測量又は実地調査のためにする立木の伐採についても同様であること。

(ウ) 測量又は実地調査を行うため作業許可を受ける必要がある場合は、本号の届出と同時に許可の申請を行うよう指導すること。

カ 第9号については、次によるものとする。

(ア) 「道路」は、林道、農道その他の一般交通の用に供する道路も含み、「鉄道」は、索道を含むものであること。

(イ) 「その他これらに準ずる設備」は、土地収用法第3条各号に掲げるもの及び法令により土地を収用し、若しくは使用できるとされている事業により設置された施設並びにこれらに類するもので建築物以外のものであること。

(ウ) 「その他の建築物」は、工場、病院、集会場、旅館その他これに類するものであること。

(エ) 「著しく被害を与え」とは、立木が移動し、傾き、又は折れて設備又は建築物に重大な損害を与えている状態をいい、「与えるおそれがあり」とは、放置すれば立木が移動し、傾き、又は折れて設備又は建築物に重大な損害を与えることが確実と見込まれる場合をいい、「用途を著しく妨げている」とは、立木が移動し、傾き、又は折れて設備又は建築物の機能又は効用に著しい支障を及ぼしている場合をいうものであること。

(オ) 電気通信事業法第136条、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第168条、電気事業法第61条その他法令又はこれに基づく処分による施設の保守のためにする立木の伐採は、第2号に該当し本号を適用する余地はないから注意すること。

(2) 立木伐採許可を要しない場合の届出の処理については、次によるものとする。

ア 法第34条第9項の届出があったときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、届出が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を命じ、補正することができないものであるときは、届出者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。

イ 規則第60条第3項各号に掲げる届出書に添付する書類については、第15条(1)を、同条第4項各号の同条第3項第6号に掲げる書類を省略することができる場合については、第15条(2)を準用するものとする。

ただし、第7号の届出のうち、法第11条第5項の認定を受けた森林経営計画の期間内の伐採を一括して届け出る場合の届出書に添付する森林の位置図及び区域図は、当該森林経営計画の認定の申請の際に添付した図面の写しとすることもできる。

ウ 規則第60条第3項ただし書において、同条第1項第5号の規定による届出について、添付書類を要しないこととしているのは、同号が転用のための代替施設の設置等に当たって立木を伐採する場合であり、当該書類に準ずる書類について、転用解除申請時に提出されているからである。

エ 様式告示15の注意事項2の(1)については、第15条(3)を準用するものとする。

オ 規則第60条第1項第5号から第9号までの規定は、伐採許可制の特例措置として設けられたものであるから、届出に係る事実の認定は厳格に行い、拡大解釈等本旨を逸脱した運用は厳に避けるものとする。

カ 届出書の提出があったときは、遅滞なく実地調査その他適宜の方法により調査を行い、その結果適当と認めて受理したときは当該届出者に対し受理の通知をするものとする。

特に、届出書の備考欄に「植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積」が記載されている場合は、実地調査、補正等の措置を適正に行うものとする。

なお、届出が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を命じ、補正することができないものであるときは、当該届出者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。

キ 規則第60条第1項第5号から第9号までの届出及び同条同項第5号から第9号までに掲げる目的を達成するための立木の伐採についての協議に係る伐採面積は、令第4条の2第4項に規定された「法第34条第1項（法第44条において準用する場合を含む。）の許可をした面積」には含まれないものとする。

第7章 作業許可

（土地の形質を変更する行為等）

第23条 法第34条第2項に掲げる行為については、別表7のほか次に掲げるとおりである。

ア 鉱物の採掘

イ 宅地の造成

ウ 土砂捨てその他物件の堆積

エ 建築物その他の工作物又は施設の新築又は増築

オ 土壌の理学的及び化学的性質を変更する行為その他の植生に影響を及ぼす行為

（作業許可申請の適否の判定）

第24条 作業許可申請の適否の判定については、次のとおりとする。

(1) 許可申請に係る行為が次のいずれかに該当する場合には、作業許可をしないものとする。

ただし、解除予定保安林において、法第30条又は第30条の2第1項の告示の日から40日を経過した後（法第32条第1項の意見書の提出があったときは、これについて同条第2項の意見の聴取を行い、法第30条の2第1項に基づき告示した内容を変更しない場合に限る。）に規則第48条第2項第1号及び第2号の計画書の内容に従い行う場合並びに別表6に掲げる場合はこの限りでない。

ア 立竹の伐採については、当該伐採により当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合

イ 立木の損傷については、当該損傷により立木の生育を阻害し、そのため保安林の指定目的の達成に支障を来すおそれがある場合

ウ 下草、落葉又は落枝の採取については、当該採取により土壌の生成が阻害され、又は土壌の理化学性が悪化若しくは土壌が流亡する等により当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合

エ 家畜の放牧については、当該放牧により立木の生育に支障を来し又は土砂が流出し若しくは崩壊し、そのため当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合

オ 土石又は樹根の採掘については、当該採掘（鉱物の採掘に伴うものを含む。）により立木の生育を阻害するか又は土砂が流出し、若しくは崩壊しそのため当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合。

ただし、当該採掘による土砂の流出又は崩壊を防止する措置が講じられる場合において、2年以内に当該採掘跡地に造林が実施されることが確実と認められるときを除く。

カ 開墾その他の土地の形質を変更する行為については、農地又は宅地の造成、道路の開設又は拡幅、建築物その他の工作物又は施設の新設又は増設をする場合、一般廃棄物又は産業廃棄物の堆積をする場合及び土砂捨てその他物件の堆積により当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合

(2) 作業許可申請に係る行為が別表6に適合するものであっても、周辺地域に土砂の流出等の被害を及ぼすおそれがある場合、立木の生育及び土壌の生成を阻害し、又は土壌の性質を改変する等保安林の保安機能の低下をもたらすと認められる場合については、作業許可は行わないものとし、当該保安林の指定の目的、指定施業要件、現況等からみて保安機能の維持に支障を来すおそれがある次のような場合には、画一的に許可を行うことは適当ではなく、慎重に判断するものとする。

ア 急傾斜地である等個々の保安林の地形、土壌又は気象条件等により、変更行為が周囲の森林に与える影響が大きくなるおそれがある場合

イ 風致保安林内での景観を損なう施設の設置等その態様が保安林の指定の目的に適合しない場合

ウ 変更行為が立木の伐採を伴う場合において、その態様が当該保安林の指定施業要件に定める伐採の方法、限度に適合しない場合

エ 変更行為により、当該保安林の大部分が森林でなくなる等保安林としての機能を発揮できなくなるおそれがある場合

(3) 行為に係る区域は、許可後も引き続き保安林としての制限を受けるものであり、許可に当たっては、行為の期間内及び終了後にわたり適切な管理がなされるよう措置するものとする。

(4) 申請に係る行為を行うに際し、当該行為をしようとする区域の立木を伐採する必要がある場合で、立木伐採許可又は規則第60条第1項第7号から第9号までの届出を要するときに、当該許可又は届出がなされていないときは許可しないものとする。

(作業許可申請の処理)

第25条 作業許可申請があったときは、次のとおり処理する。

(1) 規則第61条第1項各号に掲げる申請書に添付する書類については、第15条(1)を、同条第2項各

号の同条第1項第6号に掲げる書類を省略することができる場合については、第15条(2)を準用するものとする。

(2) 様式告示16の注意事項4の図面は、原則として実測図とするものとする。(立竹の伐採に係るものを除く。)

(3) 作業許可の申請があったときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、申請が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を命じ、補正することができないものであるときは、申請者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。

(4) 令第4条の2第5項の規定による通知は、決定通知書を送付してするものとし、不許可の通知に当たっては、当該不許可の理由を付するものとする。

(5) 作業許可の申請に対する許可又は不許可の通知は、書面により行うものとし、不許可の場合は、当該不許可の理由を付するものとする。

(6) 作業許可申請に係る行為について許認可等を必要とする場合であって、当該許認可がなされる前に作業許可したときは、当該許認可を必要とする旨その他必要な事項を決定通知書に付記するとともに、関係行政庁に対し作業許可をした旨その他必要な事項を連絡するものとする。

ただし、関係行政庁に対する連絡が、法令の規定により又は法令の運用に関する覚書等により事前に関係行政庁と連絡、協議を行って処理することとされている場合はこの限りでない。

(7) 許可に当たっては、保安林として適正な林地の利用が確保されるよう次の事項に留意し、審査の徹底を図るものとする。

ア 行為の確実性

次の全ての事項に該当し、作業許可申請に係る行為が計画の内容どおり実施されることが確実であること。

(ア) 行為に関する計画の内容が具体的であること。

(イ) 申請者が当該保安林の土地を使用する権利を取得しているか、又は取得することが確実であること。

(ウ) 申請者に当該行為を遂行するのに十分な信用、資力及び技術があることが確実であること。

イ 行為による影響

作業許可申請に係る行為により、当該保安林の保全対象が害されることのないこと。特に、施設の設置等に係る許可申請については、当該行為の内容について、事前に関係市町村長等へ説明するよう申請者に指導すること。

また、申請者が環境影響評価法等に基づく環境影響評価手続を実施している場合は、その結果を踏まえること。

ウ 行為の内容

施設の設置に係る許可申請については、所定の許可申請書に、具体的な行為の内容、設置する施設の位置、規模、構造、工程等を明らかにした実施計画書、実施設計図、土量計算書その他必要な

図書を明細として添付するよう当該申請者を指導し、行為内容を的確に把握すること。

なお、第 26 条(1)に定めるところにより許可に際して条件として付された期間の終了前において、当該許可行為を継続して実施するために再度許可申請を行う場合にあつては、行為内容を的確に把握する上で支障がない限り、添付図書を省略させて差し支えない。

- (8) 法第 34 条第 2 項の許可の申請の時期は、保安林予定森林の告示後に申請を可能とし、事業着手の 2 週間前までに申請するものとする。

ただし、保安林の指定の告示前に、決定通知書を受けた場合でも、許可の効力は当該告示後に発生する。

(作業許可の条件)

第 26 条 作業許可について付する条件は、次による。

- (1) 行為の期間については、次により必ず条件を付する。

ア 第 24 条(1)のただし書に該当しない行為

(ア) 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められている場合は、原則として当該期間内に植栽することが困難にならないと認められる範囲内の期間とする。

(イ) 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められていない場合は、下草、落葉又は自家用薪炭の原料に用いる枝若しくは落枝の採取、一時的な農業利用及び家畜の放牧にあつてはそれらの行為に着手する時から 5 年以内の期間、それら以外にあつては行為に着手する時から 2 年以内の期間とする。

イ 解除予定保安林において規則第 48 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の計画書の内容に従う行為については、当該計画書に基づき行為に着手する時から完了するまでの期間とする。

ウ 別表 6 に掲げる行為

(ア) 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められている場合は、原則として当該期間内に植栽することが困難にならないと認められる範囲内の期間とする。

(イ) 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められていない場合は、別表 6 の 1 及び 2 にあつては、当該行為に着手する時から 5 年以内の期間又は当該施設の使用が終わるまでの期間のいずれか短い期間とし、別表 6 の 3 及び 4 にあつては当該施設の使用又は当該行為が終わるまでの期間とする。

- (2) 行為終了後、施設等の廃止後又は撤去後、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる場合（指定施業要件として植栽が定められている場合を除く。）には、植栽の方法、期間及び樹種について条件を付する。

- (3) 家畜の放牧、土石又は樹根の採掘その他土地の形質を変更する行為に起因して、土砂が流出し、崩壊し、若しくは堆積することにより付近の農地、森林その他の土地若しくは道路、鉄道その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に被害を与えるおそれがある場合には、当該被害を防除するための施設の設置その他必要な措置について条件を付する。

なお、当該行為が計画書の内容に従って行われるものである場合に付する条件の内容は、当該計画書に基づいて定める。

(4) その他次の事項について、条件を付するものとする。

ア 事業の着手時及び完了時には、遅滞なくその旨を知事に届け出ること。

イ 許可年月日、許可内容、期間、氏名等が明記された許可証等を現地に表示すること。

ウ 施設等を設置した場合は、適切に保守、管理を行い、有責事由により災害が発生した場合は、災害復旧の責務を負うこと。

エ 県の職員により現地指示等が行われた場合は、これを遵守すること。

オ 監督処分、許可の取消し等に該当する事項

カ その他徹底すべき事項

(5) 許可の条件として付した期間が経過したときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、申請に係る行為がなされたかどうか確認するものとする。

(許可後の保安林の管理)

第 27 条 許可後の保安林の管理については、次のとおりとする。

(1) 作業許可を行った場合には、必要に応じ現地の巡回、調査等を行い、許可に係る行為の実施状況等を把握するものとする。

特に、施設の設置等が完了したときは、所要の調査を実施し、施行結果の確認を行うものとする。

(2) 調査等の結果、行為の内容が申請の内容と異なる場合又は許可に付した条件に従っていない場合には、当該許可を受けた者に対し、当該行為を是正するよう指導を行い、是正されない場合には、復旧命令等適切な措置を講じるものとする。

(3) 管理台帳等を調製し、許可に至る経緯、許可に係る土地の所在場所及び面積、行為の概要、行為の期間、現地指導等の特記事項、施設等の維持・管理の状況、その他必要な項目について整理するものとする。

(作業許可を要しない場合)

第 28 条 作業許可を要しない場合は、次による。

(1) 法第 34 条第 2 項に例示される土地の形質を変更する行為については、次によるものとする。

ア 「立竹を伐採」とは、立竹を刈り取ることにより当該保安林を維持できないおそれのある行為であり、ササの刈払いは含まれない。

イ 「立木を損傷」とは、立木を損ない傷つけることにより立木の成育を阻害するおそれのある行為であり、次に例示する行為はこれに該当しない。

(ア) 樹幹の外樹皮の剥離（桧皮・桜皮のはく皮、虫害防除のための荒皮むき等）

(イ) 生長錐等による樹幹のせん孔、ステイプル・針・釘等の打付け、極印の打刻、品等調査のための打突等

(ウ) 枯枝又は葉量を大幅に減少させず樹幹を損傷しない生枝の切除（歩道のかぶり取りのための枝の切除、測量的見通し確保のための枝の切除等）

(エ) 病虫害の治癒又は樹勢の回復のために行う腐朽部分の切除等

(オ) 立木からのキノコの採取及び立竹の損傷

ウ 「家畜を放牧」とは、牛、馬、羊等を放し飼いにすることにより立木の生育に支障を及ぼし、又は土砂が流出し、若しくは崩壊するおそれのある行為であり、家畜の通行及び一時的な繫留は含まれない。

エ 「下草、落葉若しくは落枝を採取」とは、下草、落葉若しくは落枝を選んで拾い取るにより土壌の生成が阻害され、又は土壌の理学性が悪化若しくは土壌が流亡するおそれのある行為であり、表土を露出させない範囲の下草、落葉又は落枝の収集（数株程度の下草・数枚程度の落葉・数本程度の落枝の収集）、下草の刈払、下草、落葉又は落枝を一時的に除去した後に直ちに復元する行為、キノコ及びタケノコの採取はこれに該当しない。

オ 「土石若しくは樹根の採掘」は、土や岩石を掘って、その中の土石若しくは樹根を取ることにより立木の生育を阻害する、又は土砂が流出し、若しくは崩壊するおそれのある行為であり、立木の根系を露出又は損傷せず、下草、落葉又は落枝によって拾集後の地表が被覆される程度の土石の拾集（数個程度の石の拾集等）は該当しない。

カ 「開墾その他の土地の形質を変更する行為」は、土地の形状又は性質を復元できない状態にするおそれのある行為であり、立木の更新又は生育の支障とならず、かつ掘削又は盛土をしない、又は一時的にした後に直ちに復元する行為（例示すれば、杭・測量杭の挿入、基礎・境界標・炭焼窯の埋設、挿入又は埋設した物件の採掘、施肥、標識・道標・案内板・作業小屋・トイレ・集材路の設置又は改築、人の通行及び車両の通行等）は該当しない。

(2) 規則第 63 条第 1 項第 1 号の保安施設事業、砂防工事、地すべり防止工事及びばた山崩壊防止工事には、当該事業又は工事の実施上必要な材料の現地における採取又は集積、材料の運搬等のための道路の開設又は改良その他の附帯工事を含むものとする。

第 8 章 監督処分

(監督処分を行うべき場合)

第 29 条 法第 38 条の規定に基づく監督処分については次の場合に行う。

(1) 法第 38 条第 1 項又は第 2 項の中止命令は、立木竹の伐採その他の行為が立木伐採許可又は作業許可を受けずに行われた場合のほか、当該行為が立木伐採許可若しくは作業許可の内容若しくは許可に付した条件に違反していると認められる場合、法第 34 条第 1 項第 7 号若しくは第 2 項第 4 号の規定に該当するものでないと認められる場合又は偽りその他不正な手段により立木伐採許可若しくは作業許可を受けたものと認められる場合に行うものとする。

(2) 法第 38 条第 1 項又は第 3 項の造林命令は、立木の伐採が立木伐採許可を受けずに行われた場合のほか、立木の伐採が、同項の許可の内容若しくは当該許可に付した条件に違反していると認められる場合、法第 34 条第 1 項第 7 号の規定に該当するものでないと認められる場合若しくは偽りその他不正な手段により当該許可を受けたものと認められる場合又は法第 34 条の 2 第 1 項の届出をせずに行われた場合であって、造林によらなければ当該伐採跡地につき的確な更新が困難と認められる場合に行うものとする。

ただし、違反者が自発的に当該伐採跡地についての的確な更新を図るため必要な期間、方法及び樹種により造林をしようとしている場合はこの限りでない。

(3) 法第 38 条第 2 項の復旧命令は、立竹の伐採その他の行為が作業許可を受けずに行われた場合のほか、当該行為が当該許可の内容又は当該許可に付した条件に違反していると認められる場合、法第 34 条第 2 項第 4 号の規定に該当するものでないと認められる場合若しくは偽りその他不正な手段により当該許可を受けたものと認められる場合であって、当該違反行為に起因して、当該保安林の機能が失われ、若しくは失われるおそれがある場合又は土砂が流出し、崩壊し、若しくは堆積することにより付近の農地、森林その他の土地若しくは道路、鉄道その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に被害を与えるおそれがある場合に行うものとする。

(4) 法第 38 条第 4 項の植栽命令は、指定施業要件として植栽の方法、期間及び樹種が定められている保安林において立木の伐採が行われ、当該植栽期間が満了した後も当該指定施業要件の定めるところに従って植栽が行われていない場合に行うものとする。

(監督処分を行うべき時期)

第 30 条 監督処分は、中止命令及び植栽命令にあつては違反行為を発見したとき、造林命令及び復旧命令にあつては当該命令を行う必要があると認めるとき、それぞれ遅滞なく行うものとする。

(監督処分の内容)

第 31 条 監督処分の内容は、次による。

(1) 造林命令の内容は、当該保安林について指定施業要件として植栽の方法、期間及び樹種が定められている場合は、その定められたところによるものとする。

(2) 法第 38 条第 2 項に規定する期間は、原則として、命令をする時から 1 年を超えない範囲内で定めるものとする。

なお、同項に規定する「復旧」には、原形に復旧することのほか、原形に復旧することが困難な場合において造林又は森林土木事業の実施その他の当該保安林の従前の効用を復旧することを含むものとする。

(3) 法第 38 条第 4 項に規定する期間は、原則として指定施業要件として定められている植栽の期間の満了の日から 1 年を超えない範囲で定めるものとする。

(監督処分の方法)

第 32 条 法第 38 条の規定による命令は、次に掲げる事項を記載した書面を送付してするものとする。

なお、(4)には命令の内容の実施状況の報告をすべき事項及び保育その他当該保安林の維持管理上注意すべき事項を含むものとする。

(1) 命令に係る保安林の所在場所

(2) 命令の内容

(3) 命令を行う理由

(4) その他必要な事項

第9章 標識の設置

(標識の様式)

第33条 保安林の標識の様式については、次による。

- (1) 保安林の標識に記載する保安林の名称は、第3条(1)から(17)までに掲げるとおりとする。
- (2) 保安林の標識の色彩は、次のとおりとする。
 - ア 第1種標識の地は白色、文字は黒色
 - イ 第2種標識の標板の地は黄色、文字は黒色
 - ウ 第3種標識の標板の地は白色、文字は黒色、略図の保安林の区域の境界線は赤色

(標識の設置の時期)

第34条 法第39条第1項の規定による標識の設置は、保安林の指定について法第33条第1項の規定による告示がなされた日又は法第47条の規定により保安林として指定されたものとみなされた日以降遅滞なく行うものとする。

(標識の設置地点)

第35条 標識は、次のいずれかに該当する地点に設置するほか、その他特に保安林の境界を示すのに必要な地点に設置するものとする。

- (1) 道路に隣接する地点
- (2) 広場、駐車場、野営場その他の集まる場所に隣接する地点
- (3) 農地、宅地その他森林以外の土地に隣接する地点

(標識の維持管理)

第36条 損壊等により標識の効用が減じた場合には、修繕、再設置その他の所要の措置を講じ、また、保安林が解除された場合には速やかに標識を撤去するものとする。

第10章 保安林台帳

(調製の時期)

第37条 法第39条の2第1項の規定に基づく保安林台帳の調製は、保安林の指定について法第33条第1項(同条第6項において準用する場合を含む。以下第38条の(3)及び(4)において同じ。)の規定による告示がなされたとき又は法第47条の規定により保安林として指定されたものとみなされたときに遅滞なく行うものとする。

(台帳の訂正)

第38条 保安林台帳の訂正については、次による。

- (1) 保安林台帳の訂正に当たっては、土地登記簿の閲覧等の方法により保安林の所在場所の変更を的確に把握するよう措置するものとする。
- (2) 記載事項の訂正を行った場合には、訂正の年月日及び原因を付記するものとする。

(3) 保安林の解除があったときは、保安林が解除された年月日及び当該保安林の解除に係る法第 33 条第 1 項の規定による告示の番号とその他必要な事項を記載するものとする。

(4) 指定施業要件の変更があったときは、指定施業要件が変更された年月日及び当該指定施業要件の変更に係る法第 33 条の 3 において準用する法第 33 条第 1 項の規定による告示の番号その他必要な事項を記載するものとする。

(台帳の閲覧)

第 39 条 法第 39 条の 2 第 2 項の「保安林台帳の閲覧を求められたとき」については、対面により閲覧を求められたときのほか、電子メール等を利用する方法により閲覧を求められたときを含むものとし、閲覧は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を利用する方法を含むものとする。

第 11 章 保安施設地区

(指定)

第 40 条 保安施設地区の指定については、次による。

(1) 法第 41 条第 3 項の規定による申請をしようとする場合には、あらかじめ実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、申請書に、規則第 79 条の事業計画書のほか、次の書類を添付するものとする。

この場合においては、申請に係る土地の所有者及び当該土地に関し、登記した権利を有する者の当該指定に関する意見を聴くものとする。

ア 指定調書

イ 指定調査地図

ウ 位置図

エ その他必要な書類

(2) (1)のエの書類には、次に掲げる書類を含むものとする。

ア 申請に係る土地が国有林である場合にあつては、当該国有林を管理する国の機関の長（国有林野又は国庫帰属森林又は官行造林地にあつては管轄の森林管理局長）の意見

イ 当該指定については土地所有者又は当該土地に関し登記した権利を有する者に異議がある場合にあつてはそれらの者の氏名（法人にあつては名称）、当該土地の所在場所、異議の内容及び理由その他必要な事項を記載した書面

(3) 申請に係る土地が海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条の規定により海岸保全区域に指定されている場合には、当該指定の特別の必要がある理由並びに規則第 79 条の事業計画書及び(1)のアからウまでに掲げる書類を提出するものとする。

(4) 保安施設事業が、緊急治山事業、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法第 97 号）第 3 条の規定による林地荒廃防止施設に関する災害の復旧事業費である場合には、法第 44 条ただし書後段規定に基づき法第 44 条において準用する法第 30 条の告示の日からなるべく早い時期に指定

するものとする。

(解除)

第 41 条 保安施設地区の解除については、次による。

(1) 保安施設事業を廃止したときは、遅滞なく、次の書類を添えて、その旨を農林水産大臣に通知するものとする。

ア 解除調書

イ 解除調査地図

ウ 位置図

エ その他必要な書類

(2) 法第 41 条第 3 項の規定により指定された保安施設地区の指定の効力が法第 43 条第 2 項の規定により失われたときは、遅滞なく当該保安施設地区の土地の所有者及びその土地に関し登記した権利を有する者に対しその旨を通知するものとする。

(指定施業要件の変更)

第 42 条 保安施設地区の指定施業要件の変更の手続については、第 9 条(1)及び(2)で準用する第 4 条(2)から(5)まで及び第 10 条を準用する。

(保安施設地区における制限)

第 43 条 伐採の限度を算出する基礎となる伐期齢、協議に係る皆伐面積の取扱い、皆伐面積の限度の公表、許可申請又は協議の適否の判定、許可申請等又は協議の処理、許可の条件、縮減、届出の処理、規則第 60 条第 1 項第 1 号及び第 63 条第 1 項第 1 号の保安施設事業等の範囲、規則第 60 条第 1 項第 5 号から第 9 号までの取扱いについては第 6 章に準ずるものとする。

(標識等の設置)

第 44 条 法第 44 条において準用する法第 39 条第 1 項の規定による標識の設置については、第 9 章を準用する。

(保安施設地区台帳)

第 45 条 法第 46 条の 2 第 1 項の保安施設地区台帳は、地区ごとに調製するものとし、その保管及び調製については、第 10 章を準用する。

第 12 章 その他

(調書等の様式)

第 46 条 本要綱で規定されている調書等の様式は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 3 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 11 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 2 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 2 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

ただし、通知施行日以降1年以内に転用解除申請の手続を行うものについては、別紙「保安林の転用に係る事業又は施設の設置の基準」は従前の基準により取り扱うものとする。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

別表 1

保安林の指定目的

保安林の種類	指定目的
水源かん養保安林	森林の樹木および森林によって形成された落葉、落枝、林地土壌によって山地の降雨を地下に浸透させ、降雨直後の地表流下量を減少させることにより河川流量をほぼ一定にする機能であり、豪雨時、融雪時等の増水時に洪水ピークを下げる洪水調整機能と渇水緩和機能とによって、洪水の防止および水源確保に資する。山地における林木の存在は、土壌の流亡を防止するばかりでなく、土壌の生成およびその理学性の向上に優れた効果をもっている。
土砂流出防備保安林	林木および地表植生その他の地被物の直接間接の作用によって表土の流出及び林地の崩壊を防止する。
土砂崩壊防備保安林	主として林木の根系の物理的作用によって崩壊の発生を防止し、家屋、耕地、道路その他の公共施設等を直接に保護する。
飛砂防備保安林	海岸の砂地を森林で被覆することにより砂面に対する風衝を緩和して飛砂の発生を防止する場合と飛砂が海岸から内陸に進入するのを遮断防止する場合とがあるが、共に内陸部における土地の高度利用、住民の生活環境の保護を図るために配備される。
防風保安林	林冠をもって障壁を形成して風に抵抗してそのエネルギーを減殺し、これを防止攪乱して風下、風上に渦動流を生ぜしめ、風速を緩和して風害を防止する。
水害防備保安林	河川の洪水時における氾濫にあたって、主として樹幹による水制作用及び濾過作用並びに樹根による浸食防止作用によって水害の防止軽減を図る。
潮害防備保安林	津波又は高潮に際して、主として林木の樹幹によって波のエネルギーを減殺して、その被害を防ぐ場合と、風波の強い海岸において主として林冠によって強風による空気中の海水微粒子を捕捉するとともに風速を緩和して海水塩分による被害を防止するために配備する場合がある。
干害防備保安林	洪水、渇水を防止し、または各種用水を確保する森林の水源かん養機能により局所的な用水源を保護するために配備される。昭和 26 年の森林法（現行法）が制定されるまでは、水源涵養林の名で設けられてきたもので、現行法では流域の保全のために必要なものを水源かん養保安林として局所的なものと区別することになった。
防雪保安林	飛砂防備及び防風保安林の項で述べた同様な機能によって吹雪（気象用語では「飛雪」という。）を防止するために設けられる。
防霧保安林	森林によって空気の乱流を発生せしめ霧の移動を阻止し、また、林木の枝葉によって霧粒を捕捉をして霧の害を防止する。
なだれ防止保安林	森林によってなだれの原因となる雪庇ができるのを防ぎ、また、山腹斜面の摩擦抵抗を大きくして雪がすべり出すのを防ぎ、あるいは一旦滑動したものの勢いを弱め、又は、方向を変えて無害な所へ誘導する等のために配備される。
落石防止保安林	林木の根系によって岩石を緊結固定して崩壊、転落を防止し、また、転落する石塊を山腹で阻止して、落石による危険を防止する。
防火保安林	耐火樹又は防火樹からなる防火樹帯により火炎に対して障壁を作り、火災の延焼を防止する。
魚つき保安林	水面に対する森林の陰影、投影、魚類等に対する養分の供給、水質汚濁の防止等の作用により魚類の棲息と繁殖を助ける。
航行目標保安林	海岸又は湖岸の付近にある森林で、地理的目標に好適なものを、主として付近を航行する漁船等の目標に供する。

保健保安林	森林による局所的な気象条件の緩和、塵埃、煤煙の濾過作用等及び市民のレクリエーション等の保健、休養の場として、生理的、心理的効果により公衆の保健、衛生に資する。
風致保安林	名所や旧跡の趣のある景色が森林によって価値づけられている場合にこれを保存する。

別表 2

指定施業要件として定める保安林の種類ごとの伐採種（主伐に係るもの）

保安林の種類	指定施業要件における伐採種（主伐）
水源かん養保安林	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの）にあっては、禁伐） 2 その他の森林にあっては、伐採種を定めない。
土砂流出防備保安林	1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐 2 地盤が比較的安定している森林にあっては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあっては、択伐
土砂崩壊防備保安林	1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐 2 その他の森林にあっては、択伐
飛砂防備保安林	1 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐 2 その地表が比較的安定している森林にあっては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあっては、択伐
防風保安林 防霧保安林	1 林帯の幅が狭小な森林（その幅がおおむね 20 メートル未満のものをいうものとする。）その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの（林帯については、その幅がおおむね 10 メートル未満のものをいうものとする。））にあっては、禁伐） 2 その他の森林にあっては、伐採種を定めない。
水害防備保安林 潮害防備保安林 防雪保安林	1 林況粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐 2 その他の森林にあっては、択伐
干害防備保安林	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの）にあっては、禁伐） 2 その他の森林にあっては、伐採種を定めない
なだれ防止保安林 落石防止保安林	1 緩傾斜地の森林その他なだれ又は落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあっては、択伐 2 その他の森林にあっては、禁伐
防火保安林	禁伐
魚つき保安林	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐 2 魚つきの目的に係る海洋、湖沼等に面しない森林にあっては伐採種を定めない。 3 その他の森林にあっては、択伐
航行目標保安林	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐

	2 その他の森林にあつては、択伐
保健保安林	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐 2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐
風致保安林	1 風致の保存のため特に必要があると認められる森林にあつては、禁伐 2 その他の森林にあつては、択伐

(注)

- 1 保安施設事業の施行地の森林の伐採方法については、水源かん養保安林において「伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの」は択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）、土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林において「保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出又は崩壊するおそれがあると認められる」ものは禁伐とされていることを踏まえ、原則として、保安施設事業の施行地であつて施行後一定の期間（事業施行後10年（保安施設事業により森林の造成（山腹緑化工、植栽工、植生導入工等）を実施した区域にあつては事業施行後20年）を目安とする。）を経過していないものについては、禁伐又は択伐とすること。

なお、当該期間が経過したものについては、林況、地況等から引き続き伐採の方法を制限しなければ土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるものを除き、当該保安林の指定の目的を達成するため必要最小限度の制限となることを旨として伐採の方法に係る指定施業要件を変更（例えば、禁伐を択伐に、択伐を伐採種を定めないに変更）することができる。

- 2 保健保安林において「地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない」としているが、原則として、当該視界外にある森林を地域の景観の維持を主たる目的とする保健保安林として指定する場合とは、一体性の観点から当該視界内にある森林と一体のものとして指定する必要がある場合に限ること。

なお、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にある森林であっても、地域の景観の維持以外を主たる目的として森林を保健保安林に指定する場合にあつては、その伐採方法は禁伐又は択伐となる。

別表 3

単位区域概況表

水源かん養保安林 土砂流出防備保安林		防風保安林 飛砂防備保安林		保健保安林	
単位区 域名	範囲	単位区 域名	範囲	単位区 域名	範囲
松江地区	安来市、松江市			松江・ 斐伊川 ・大田	安来市 松江市 八束郡 雲南市 仁多郡 飯石郡 簸川郡 出雲市 大田市
斐伊川	雲南市（大東町大東、大東町田中、大東町新庄、大東町清田、大東町金成、大東町飯田、大東町養賀、大東町大東下分、大東町山田、大東町畑鶴、大東町前原、大東町仁和寺、大東町幡屋、大東町遠所、大東町下佐世、大東町上佐世、大東町大ヶ谷、大東町西阿用、大東町上久野、大東町下久野、大東町川井、大東町東阿用、大東町岡村、大東町下阿用、大東町山王寺、大東町薦澤、大東町須賀、大東町北村、大東町中湯石、大東町南村、大東町小河内、大東町刈畑、大東町塩田、大東町篠淵、加茂町加茂中、加茂町立原、加茂町近松、加茂町大西、加茂町南加茂、加茂町宇治、加茂町神原、加茂町三代、加茂町大竹、加茂町延野、加茂町大崎、加茂町猪尾、加茂町岩倉、加茂町東谷、加茂町砂子原、加茂町新宮、木次町木次、木次町里方、木次町山方、木次町西日登、木次町東日登、木次町寺領、木次町宇谷、木次町新市、木次町湯村、木次町平田、木次町北原、木次町上熊谷、木次町下熊谷に限る。）、仁多郡一円				
神戸川	雲南市（三刀屋町三刀屋、三刀屋町下熊谷、三刀屋町給下、三刀屋町伊	浜山地区	出雲市大社町（中荒木、北荒木、入南、遥堪）、浜町、松寄下町		

	萱、三刀屋町高窪、三刀屋町古城、三刀屋町多久和、三刀屋町上熊谷、三刀屋町栗谷、三刀屋町乙加宮、三刀屋町根羽別所、三刀屋町里坊、三刀屋町殿河内、三刀屋町神代、三刀屋町六重、三刀屋町中野、三刀屋町須所、三刀屋町坂本、吉田町吉田、吉田町民谷、吉田町曾木、吉田町上山、吉田町深野、吉田町川手、掛合町掛合、掛合町多根、掛合町松笠、掛合町入間、掛合町穴見、掛合町波多に限る。)、飯石郡一円、出雲市	湊原地区	出雲市大社町(杵築西、杵築北、中荒木、北荒木)		
		長浜地区	出雲市西園町、外園町、神西沖町		
		湖陵町	出雲市湖陵町		
		多伎町	出雲市多伎町		
大田地区	大田市	大田市	大田市(仁摩町、温泉津町を除く。)		
		仁摩町	大田市仁摩町		
		温泉津町	大田市温泉津町		
邑智地区	邑智郡一円、江津市(桜江町長谷、桜江町八戸、桜江町市山、桜江町今田、桜江町江尾、桜江町後山、桜江町小田、桜江町川戸、桜江町谷住郷、桜江町川越、桜江町坂本、桜江町鹿賀、桜江町田津、桜江町大貫に限る。)			邑智・那賀・美鹿	邑智郡 江津市 浜田市 益田市 鹿足郡
那賀地区	江津市(桜江町長谷、桜江町八戸、桜江町市山、桜江町今田、桜江町江尾、桜江町後山、桜江町小田、桜江町川戸、桜江町谷住郷、桜江町川越、桜江町坂本、桜江町鹿賀、桜江町田津、桜江町大貫を除く。)、浜田市	江津東地区	江津市黒松町、後地町、浅利町、松川町、渡津町		
		江津西地区	江津市江津町、嘉久志町、和木町、都野津町、敬川町、二宮町、波子町		
		浜田東地区	浜田市久代町、国分町、下府町、上府町、生湯町、外ノ浦町		
		浜田西地区	浜田市大辻町、元浜町、瀬戸ケ島町、熱田町、長浜町、日脚町、治和町、津摩町、西村町		
美鹿地区	益田市、鹿足郡一円	益田東地区	益田市久城町、遠田町、中島町、中須町		
		益田西地区	益田市高津町、戸田町、喜阿弥町		
隠岐	隠岐郡一円	隠岐	隠岐郡	隠岐	隠岐郡

注 干害防備保安林、魚つき保安林の単位区域は旧市町村単位とする。

別紙 4

規則附録第 8 の算式による植栽本数

V	5	6	7	8
$(5/V)^{2/3}$	1.000	0.886	0.800	0.732
植栽本数	3,000	2,700	2,400	2,200

V	9	10	11	12
$(5/V)^{2/3}$	0.676	0.630	0.592	0.558
植栽本数	2,100	1,900	1,800	1,700

V	13	14	15	16
$(5/V)^{2/3}$	0.529	0.504	0.481	0.461
植栽本数	1,600	1,600	1,500	1,400

V	17	18	19	20
$(5/V)^{2/3}$	0.443	0.426	0.411	0.397
植栽本数	1,400	1,300	1,300	1,200

$$3,000 \times \left(\frac{5}{V} \right)^{2/3}$$

別表 5

保安林の指定又は解除等に係る直接の利害関係を有する者

保安林の種類	保安林の指定により直接利益を受ける者等
水源かん養保安林	<p>1 洪水の防止については、過去の災害状況、地形、土地利用状況等から保安林の指定又は解除等の申請がなされた森林（以下この表において「当該森林」という。）の流出係数の変化に伴い、いっ水による浸水のおそれがある区域内に居住する者並びに当該区域内の土地、建築物その他物件（以下「土地等」という。）について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。</p> <p>2 各種用水の確保については、過去の渇水事例、水利用状況等からみて水の確保に支障を来すおそれがある区域内の取水施設に正当な権限を有する者とする。</p>
土砂流出防備保安林	過去の土石流、土砂流、洪水等の発生状況、河床勾配等からみて土砂流出のおそれがある区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
土砂崩壊防備保安林	当該森林の地形、地質、山麓より下方の地形等からみて崩壊土砂が流下し、たい積するおそれのある区域（当該森林の斜面上部で崩壊のおそれがある場合は、その区域を含む。）内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
飛砂防備保安林 防雪保安林	当該森林の林帯方向における両端を通って林帯方向に対して直角に交わる直線が当該林帯の林縁と交わる点（以下「林縁点」という。）から当該林帯の期待平均樹高（以下「樹高」という。）の風上側へ5倍、風下側へ10倍の水平距離（林帯が不整形の場合は、最も風上側及び風下側となる林縁からのそれぞれ5倍、10倍の水平距離）となる点（以下それぞれ「風上点」、「風下点」という。）をその直線上にとり、風上点及び風下点をそれぞれ結んだ線分によって囲まれる区域（林帯の連続状態が失われる場合は、風の吹き抜けによる影響が予想される区域を含む。）内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
防風保安林	飛砂防備保安林に準ずる区域（風下点は、風下側の林縁点から樹高の35倍の水平距離となる点とする。）内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
水害防備保安林	当該森林に隣接し、その周辺における災害状況等からみて当該森林の水制作用、洪水流送物の制御作用の効果を直接受ける区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
潮害防備保安林	<p>1 塩害の防止については、飛砂防備保安林に準ずる区域（風上側の区域は除くとともに、風下点は風下側の林縁点から樹高の25倍の水平距離となる点とする。）内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。</p> <p>2 津波等の被害の防止については、当該森林に隣接し、その周辺の災害状況、沿岸の地形等からみて当該森林の津波・高潮の防止効果を直接受ける区域内に居住する</p>

	者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
干害防備保安林	当該森林に水利用を直接依存している取水施設、貯水池等に正当に権限を有する者とする。
防霧保安林	飛砂防備保安林に準ずる区域（風上側の区域は除くとともに、風下点は風下側の林縁点から樹高の20倍の水平距離となる点とする。）内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
なだれ防止保安林	当該森林の下方の地形等からみてなだれが流下し、たい積するおそれがある区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
落石防止保安林	当該森林の地形、下方の地形等からみて落石の影響が予想される区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
防火保安林	当該森林に隣接し、当該森林の火災の延焼防止の効果を直接受ける区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
魚つき保安林	当該森林が魚類の棲育と繁殖に影響を与える海域等において、漁業権を有する者とする。
航行目標保安林	当該森林を通常航行の目標としている小型漁船及び小型船舶に正当な権限を有するものとする。
保健保安林	1 「局所的な気象条件の緩和、塵埃・煤煙のろ過作用等」を目的とするものについては、当該森林の隣接する区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。 2 「市民のレクリエーション等の保健、休養の場」を目的とするものについては、その効果、効用の及ぶ範囲は極めて不特定かつ広範囲に及ぶものであり、保安林の指定により直接利益を受ける者等に該当する者はいない。
風致保安林	名所、旧跡と一体となって景観の保存を目的としているものについては、その名所、旧跡について正当な権原を有する者とする。

別表 6

保安林の土地の形質の変更行為の許可基準

区分	行為の目的・態様・規模等
1 森林の施業及び管理に必要な施設	<p>(1) 林道（車道幅員が4メートル以下のものに限る。）及び森林の施業及び管理用に供する作業道、作業用索道、木材集積場、歩道、防火線、作業小屋等を設置する場合</p> <p>(2) 森林の施業及び管理に資する農道等で、規格及び構造が(1)の林道に類するものを設置する場合</p>
2 森林の保健機能の増進に資する施設	<p>保健保安林の区域内に、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号。以下「森林保健機能増進法」という。）第2条第2項第2号に規定する森林保健施設に該当する施設を設置する場合（森林保健機能増進法第5条の2第1項第1号の保健機能森林の区域内に当該施設を設置する場合又は当該施設を設置しようとする者が当該施設を設置しようとする森林を含むおおむね30ヘクタール以上の集団的森林につき所有権その他の土地を使用する権利を有する場合を除く。）であって、次の要件を満たすもの</p> <p>(1) 当該施設の設置のための土地の形質の変更（以下この表において「変更行為」という。）に係る森林の面積の合計が、当該変更行為を行おうとする者が所有権その他の土地を使用する権利を有する集団的森林（当該変更行為を行おうとする森林を含むものに限る。）の面積の10分の1未満の面積であること。</p> <p>(2) 変更行為（遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を除く。以下同じ。）を行う箇所が、次の条件を満たす土地であること。</p> <p>① 土砂の流出又は崩壊その他の災害が発生するおそれのない土地</p> <p>② 非植生状態（立木以外の植生がない状態をいう。）で利用する場合にあつては傾斜度が15度未満の土地、植生状態（立木以外の植生がある状態をいう。）で利用する場合にあつては傾斜度が25度未満の土地</p> <p>(3) 1箇所当たりの変更行為に係る森林の面積は、立木の伐採が材積にして30パーセント以上の状態で変更行為を行う場合には0.05ヘクタール未満であり、立木の伐採が材積にして30パーセント未満の場合には1.20ヘクタール未満であること。</p> <p>(4) 建築物の建築を伴う変更行為を行う場合には、一建築物の建築面積は200平方メートル未満であり、かつ、一変更行為に係る建築面積の合計は400平方メートル未満であること。</p> <p>(5) 一変更行為と一変更行為との距離は、50メートル以上であること。</p> <p>(6) 建築物その他の工作物の設置を伴う変更行為を行う場合には、当該建築物その他の工作物の構造が、次の条件に適合するものであること。</p> <p>① 建築物その他の工作物の高さは、その周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であること。</p> <p>② 建築物その他の工作物は、原則として木造であること。</p> <p>③ 建築物その他の工作物の設置に伴う切土又は盛土の高さは、おおむね1.5メートル未満であること。</p> <p>(7) 遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を行う場合には、幅3メートル未満であること。</p> <p>(8) 土地の舗装を伴う変更行為（遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を含む。）を行う場合には、地表水の浸透、排水処理等に配慮してなされるものであ</p>

	ること。
3 森林の有する保安機能の維持又は代替をする施設	(1) 森林の保安機能の維持及び強化に資する施設を設置する場合 (2) 転用に当たり、当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設を転用に係る区域外に設置する場合
4 その他	(1) 上記1から3に規定する以外のものであって次に該当する場合 ① 施設等の幅が1メートル未満の線的なものを設置する場合（例えば、水路、へい、柵等） ② 変更行為に係る区域の面積が0.05ヘクタール未満で、切土又は盛土の高さがおおむね1.5メートル未満の点的なものを設置する場合（例えば、標識、掲示板、墓碑、電柱、気象観測用の百葉箱及び雨量計、送電用鉄塔、無線施設、水道施設、簡易な展望台等） ただし、区域内に建築物を設置するときには、建築面積が50平方メートル未満であって、かつその高さがその周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であるものに限ることとし、保健、風致保安林内の区域に建築物以外の工作物を設置するときには、その高さがその周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であるものに限ることとする。 (2) その他 一時的な変更行為であって次の要件を満たす場合。ただし、一般廃棄物又は産業廃棄物を堆積する場合は除く。 ① 変更行為の期間が原則として2年以内のものであること。 ② 変更行為の終了後には植栽され確実に森林に復旧されるものであること。 ③ 区域の面積が0.2ヘクタール未満のものであること。 ④ 土砂の流出又は崩壊を防止する措置が講じられるものであること。 ⑤ 切土又は盛土の高さがおおむね1.5メートル未満のものであること。

(注)

1 林道については、車道幅員（路肩を除く）が4メートル以下であって、森林の施業及び管理の用に供するため周囲の森林と一体として管理することが適当と認められる場合には、作業許可の対象とする。

農道、市町村道その他の道路については、森林内に設置され、その規格及び構造が林道に類するものであって、森林の施業及び管理に資すると認められるものに限り林道と同様に取り扱うものとする。

なお、森林の施業及び管理の用に供する、又は資するとは、林道等の沿線の森林において、施業の実施予定がある場合や施業を行う対象であることが森林施業に関する各種計画から明らかである場合、山火事防止等森林保全のための巡視や境界管理、森林に関する各種調査等の実施が見込まれる場合とする。

2 森林の保安機能の維持及び強化に資する施設とは、その設置目的及び構造からみて保安機能を持つことが明らかであって、周囲の森林と一体となって管理することが保安林の指定の目的の達成に寄与すると認められるものをいい、例えば道路に附帯する保全施設等がこれに該当する。

転用に当たり、転用に係る区域内に設置する当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設については、本体施設と一体となって管理されるべきものであり、作業許可の対象としないものとする。

また、転用に係る区域外に設置する施設であっても、洪水調節池等の森林を改変する程度が大きいものについては、作業許可の対象としないものとする。

- 3 土砂捨て、しいたけ原木等の堆積、仮設構造物の設置その他物件の堆積等の一時的な変更行為に係る作業許可は、土壌の性質、林木の生育に及ぼす影響が微小であると認められるものに限って行うものとする。
- 4 切土の高さとして示すおおむね 1.5 メートルとは、樹木の根系が一般的に分布し、変更行為によっても保安機能の維持に支障を来さない範囲として目安を示したものである。

このため、現地の樹種や土壌等の調査等を行い、根系が密に分布する深さを明らかにすることで、その深さを限度として差し支えないものとする。

また、盛土の高さとして示すおおむね 1.5 メートルとは、切土を流用土として現地処理することを前提に目安を示したものであるが、一般に、切土に比べて盛土の体積は増加することとなるため、一定の厚さで締固めを行うなど適切な施工を行う上で、1.5 メートルを超えることは差し支えないものとする。

なお、切土又は盛土の高さについて、現場での施工上必要な場合には、1.5 メートルを 2 割の範囲内で超えることも、「おおむね」の範囲内であるとして差し支えないものとする。
- 5 一時的な変更行為に係る作業許可の期間については、作業許可基準が森林の機能を維持した状態を前提としていることから、伐採後の植栽義務の履行期間と同様に 2 年を原則としている。ただし、事業実施後の遅延に合理的な理由がある場合には、確実な原状回復を前提に、その期間を 5 年まで延長することを可能とする。
- 6 変更行為に係る区域（以下「変更区域」という。）の一箇所の考え方については、変更区域が連続しない場合であっても、相隣する変更区域間の距離が 20 メートル未満に接近している場合は、これらの変更区域は連続しているものとし一箇所として扱うものとする。

別表 7

土地の形質変更等の規制対象範囲

法第 34 条第 2 項	許可の対象となる行為	許可不要の行為	備考
立竹の伐採	立竹を刈り取ることに より当該保安林を維持 できないおそれのある 行為	ササの刈払	
立木の損傷	立木を損ない傷つける ことにより立木の生育 を阻害するおそれのある 行為	樹幹の外樹皮の剥離(桧 皮・桜皮のはく皮、虫害 防除のための荒皮むき 等)	内樹皮まで剥離する行 為は、立木の損傷に該当
		生長錘等による樹幹の せん孔、ステイプル・針・ 釘等の打付け、極印の打 刻、品等調査のための打 突等	
		枯枝又は葉量を大幅に 減少させず樹幹を損傷 しない生枝の切除(歩道 のかぶり取りのための 枝の切除、測量の見通し 確保のための枝の切除 等)	歩道のかぶり取りのた めのものであっても、葉 量を大幅に減少させ又 は樹幹を損傷する行為 は立木の損傷に該当
		病虫害の治癒又は樹勢 の回復のために行う腐 朽部分の切除等	
		立木からのキノコの採 取及び立竹の損傷	キノコと同時に立木の 一部を削ぎ取る行為は 立木の損傷に該当
下草、落葉又は落枝の採 取	下草、落葉又は落枝を選 んで拾い取ることによ り土壌の生成が阻害さ れ、又は土壌の理学性が 悪化若しくは土壌が流 亡するおそれのある行 為	表土を露出させない範 囲の下草、落葉又は落枝 の収集(数株程度の下 草・数枚程度の落葉・数 本程度の落枝の収集)、 下草の刈払、下草、落葉 又は落枝を一時的に除 去した後に直ちに復元 する行為	長期間下草等を除去し たまま放置され、露出し た森林土壌が降雨等によ って崩壊・流出するお それがある場合は、下 草、落葉又は落枝の採取 に該当
		キノコ及びタケノコの 採取	キノコ及びタケノコの 採取であっても、採取後 に穴が開いたまま放置 される場合は、土地の形 質の変更に該当
家畜の放牧	牛、馬、羊などを放し飼 いにより立木の生育に支 障を及ぼし又は土砂が流 出し若しくは崩壊するお それのある行為	家畜の通行及び家畜の 一時的な繋留	家畜の一時的な繋留と は、保安林を通行する家 畜を休息等のために一 時的に繋ぎ止める行為 を指し、長期間繋ぎ止め ることによって表土が 踏み固められるような

			場合は、家畜の放牧に該当
土石又は樹根の採掘	土や岩石を掘って、その中の土石又は樹根を取ることにより立木の生育を阻害するか又は土砂が流出し、若しくは崩壊するおそれのある行為	立木の根系を露出又は損傷せず、下草、落葉又は落枝によって拾集後の地表が被覆される程度の、土石の拾集（数個程度の石の拾集等）	
開墾その他の土地の形質を変更する行為	土地の形状又は性質を復元できない状態にするおそれのある行為。例示すれば以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> ・農地の造成 ・砂、砂利又は転石の採取 ・鉱物の採掘 ・宅地の造成 ・土砂捨てその物件の堆積 ・建築物その他の工作物又は施設の新築又は増築 ・土壌の理学的及び化学的性質を変更する行為その他の植生に影響を及ぼす行為 	立木の更新又は生育の支障とならず、かつ掘削又は盛土をしないか又は一時的にした後に直ちに復元する行為（例示すれば、杭・測量杭の挿入、基礎・境界標・炭焼窯の埋設、挿入又は埋設した物件の採掘、施肥、標識・道標・案内板・作業小屋・トイレ・集材路の設置又は改築、人の通行及び車両の通行等）	「立木の更新又は生育の支障とならず」とは、例えば、植栽本数が3,000本/ha（約1.8m四方に一本の割合）とされている場合は、伐採跡地に1.5m四方の移動式の物置を置いたままにする行為、又は2m四方の移動式の物置を一時的に置いた後植栽義務の履行までに撤去する場合は該当するが、2m四方の移動式の物置を放置したままにすることにより、指定施業要件に従って植栽することを妨げる場合、「土地の形質を変更する行為」に該当 「掘削又は盛土を…一時的にした後に直ちに復元する行為」とは、例えば、測量杭を設置するために、表土に短期間穴を開け、測量杭の設置後その穴に元の土を埋め戻す行為であり、長期間穴を開けたまま放置され、当該穴の壁面又は当該穴から一時的に掘り出された土が降雨等によって崩壊・流出するおそれがある場合、「土地の形質を変更する行為」に該当 「杭・測量杭の挿入等」であっても、立木の更新又は生育の支障となるか、掘削又は盛土をする

			<p>か若しくは一時的にした後に放置される行為は、「土地の形質を変更する行為」に該当</p> <p>「設置」とは、移動式のトイレ等を表土を掘削又は盛土せずに置くこと等であり、改築とは、既設の作業小屋等を解体し同一の区域内に新しい作業小屋等を建設すること等であり、同一の区域からはみ出す部分がある場合は、「土地の形質を変更する行為」に該当</p>
--	--	--	--

別表 8

国等以外の者が実施する事業

1	道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）による一般自動車道又は専用自動車道（同法による一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）による一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）に関する事業
2	運河法（大正 2 年法律第 16 号）による運河の用に供する施設に関する事業
3	土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設に関する事業
4	土地改良区が土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）によつて行う客土事業又は土地改良事業の施行に伴い設置する用排水機若しくは地下水源の利用に関する設備に関する事業
5	鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設に関する事業
6	軌道法（大正 10 年法律第 76 号）による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設に関する事業
7	石油パイプライン事業法（昭和 47 年法律第 105 号）による石油パイプライン事業の用に供する施設に関する事業
8	道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）又は貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設に関する事業
9	自動車ターミナル法（昭和 34 年法律第 136 号）第 3 条の許可を受けて経営する自動車ターミナル事業の用に供する施設に関する事業
10	漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）による漁港施設に関する事業
11	航路標識法（昭和 24 年法律第 99 号）による航路標識に関する事業又は水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 6 条の許可を受けて設置する水路測量標に関する事業
12	航空法（昭和 27 年法律第 231 号）による飛行場又は航空保安施設で公共の用に供するものに関する事業
13	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法（平成 17 年法律第 100 号）第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる業務の用に供する施設に関する事業
14	電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設（同法の規定により土地等を使用することができるものを除く。）に関する事業
15	放送法（昭和 25 年法律第 132 号）による基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が基幹放送の用に供する放送設備に関する事業
16	電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 8 号に規定する一般送配電事業又は同項第 10 号に規定する送電事業の用に供する同項第 18 号に規定する電気工作物に関する事業
17	発電用施設周辺地域整備法（昭和 49 年法律第 78 号）第 2 条に規定する発電用施設に関する事業
18	ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 13 項に規定するガス工作物に関する事業（同条第 5 項に規定する一般ガス導管事業の用に供するものに限る。）
19	水道法（昭和 32 年法律第 177 号）による水道事業若しくは水道用水供給事業又は工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）による工業用水道事業
20	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設に関する事業

21	社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）による第一種社会福祉事業、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に規定する認定生活困窮者就労訓練事業、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設若しくは児童家庭支援センターを運営する事業、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）に規定する幼保連携型認定こども園を運営する事業又は更生保護事業法（平成 7 年法律第 86 号）による継続保護事業の用に供する施設に関する事業
22	健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合若しくは全国市町村職員共済組合連合会が設置する病院、療養所、診療所若しくは助産所又は医療法（昭和 23 年法律第 205 号）による公的医療機関に関する事業
23	健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合若しくは全国市町村職員共済組合連合会が設置する病院、療養所、診療所若しくは助産所又は医療法（昭和 23 年法律第 205 号）による公的医療機関に関する事業
24	墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）による火葬場に関する事業
25	と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）によると畜場又は化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）による化製場若しくは死亡獣畜取扱場に関する事業
26	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 5 第 1 項に規定する廃棄物処理センターが設置する同法による一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設その他の廃棄物の処理施設（廃棄物の処分（再生を含む。）に係るものに限る。）に関する事業
27	卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）による地方卸売市場に関する事業
28	自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）による公園事業
29	鉱業法（昭和 25 年法律第 289 号）第 104 条の規定により鉱業権者又は租鉱権者が他人の土地を使用することができる事業
30	鉱業法第 105 条の規定により採掘権者が他人の土地を収用することができる事業

別表 9

植栽樹種

	樹種の例
木材生産に資する樹種	スギ、ヒノキ、カラマツ等
高木性の広葉樹	クヌギ、ナラ、カシワ、ブナ、シイ等
深根性の樹種	ケヤキ、カシ、アカマツ、クロマツ等
趣のある林相を構成する樹種	ヤマザクラ、カエデ等
防火等特定の指定目的の達成のために必要とされる樹種	サンゴジュ、ヤマモモ、ナナカマド等
早生樹をはじめ、造林樹種として新たに普及を行う樹種	コウヨウザン等

別表 10

転用を目的とする保安林解除の審査に当たっての級地区分

級地区分	該当する保安林
第1級地	<p>次のいずれかに該当する保安林</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第10条の15第4項4号に規定する治山事業の施行地（これに相当する事業の施行地を含む。）であるもの（事業施行後10年（保安林整備事業、防災林造成事業等により森林の整備を実施した区域にあっては事業施行後20年（法第39条の7第1項の規定により保安施設事業を実施した森林にあっては事業施行後30年）を経過し、かつ、現在その地盤が安定しているものを除く。） 2 傾斜度が25度以上のもの（25度以上の部分が局所的に含まれている場合を除く。）その他地形、地質等からして崩壊しやすいもの 3 人家、校舎、農地、道路等国民生活上重要な施設等に近接して所在する保安林であって、当該施設等の保全又はその機能の維持に直接重大な関係があるもの 4 海岸に近接して所在するものであって、林帯の幅が150メートル未満（本州の日本海側及び北海道の沿岸にあっては250メートル未満）であるもの 5 保安林の解除に伴い残置し、又は造成することとされたもの
第2級地	第1級地以外の保安林

(注)

- 1 治山事業の施行地については、特に国土保全等公益を確保する上で厳正な取扱いを必要とするものであり、当該施行地が介在する保安林については、開発転用を極力避けるよう指導するものとする。
- 2 海岸に近接して所在する保安林は、その立地特質等からして多様な役割を果たすことが期待されているものであり、また、その林帯幅が縮減又は分断された場合には全体として機能の減退をもたらすこととなることから、原則として解除を行わないものとし、第1級地の林帯幅以上の保安林にあっては開発転用は極力避けるよう指導するものとする。

保安林の転用に係る事業又は施設の設置の基準

第1 基準

転用の目的に係る事業又は施設の設置（以下「事業等」という。）については、次の全ての基準に適合するものであること。

- 1 事業等に係る保安林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該事業等により当該保安林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと。
- 2 事業等に係る保安林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該事業等により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがないものであって、事業等に係る保安林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該事業等に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。
- 3 事業等に係る保安林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該事業等により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。
- 4 事業等に係る保安林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該事業等により当該保安林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがないこと。

第2 技術的細則

1 災害を発生させるおそれに関する事項

第1の1については、次の全ての基準に適合するものであること。

(1) 土砂の移動量

事業等が原則として現地形に沿って行われること及び事業等による土砂の移動量が必要最少限度であることが明らかであること。

スキー場の滑走コースの造成は、その利用形態から見て土砂の移動が周辺に及ぼす影響が比較的大きいと認められるため、その造成に係る切土量は1 ha 当たりおおむね1,000 m³以下とすること。

なお、滑走コースは傾斜地を利用するものであることから、切土を行う区域はスキーヤーの安全性の確保等やむを得ないと認められる場合に限るものとし、土砂の移動量を極力縮減するよう事業等を実施する者（以下「事業者」という。）に対し指導するものとする。

また、ゴルフ場の造成に係る切土量、盛土量はそれぞれ18ホール当たりおおむね200万m³以下とすること。

(2) 切土、盛土又は捨土

切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法面を生ずるときはその法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じ小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。技術的細則は、次に掲げるとおりとする。

ア 工法等は、次によるものであること。

(ア) 切土は、原則として階段状に行う等法面の安定が確保されるものであること。

- (イ) 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締め固めが行われるものであること。
 - (ウ) 土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工の実施等の措置が講じられていること。
 - (エ) 大規模な切土又は盛土を行う場合には、融雪、豪雨等により災害が生ずるおそれのないように工事時期、工法等について適切に配慮されていること。
- イ 切土は次によるものであること。
- (ア) 法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。
 - (イ) 土砂の切土高が 10m を超える場合には、原則として高さ 5 m～10m 毎に小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設を設置する等崩壊防止の措置が講じられていること。
 - (ウ) 切土を行った後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように杭打ちその他の措置が講じられていること。
- ウ 盛土は次によるものであること。
- (ア) 法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。
 - (イ) 一層の仕上がり厚は、30cm 以下とし、その層ごとに締め固めを行うとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講じられていること。
 - (ウ) 盛土高が 5 m を超える場合には、原則として 5 m 毎に小段を設置するほか、必要に応じて排水施設を設置する等崩壊防止の措置が講じられていること。
 - (エ) 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入替え、埋設工の施行、排水施設の設置等の措置が講じられていること。
- エ 捨土は次によるものであること。
- (ア) 捨土は、土捨場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。
この場合における土捨場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上設定されているものであること。
 - (イ) 法面の勾配の設定、締め固めの方法、小段の設置、排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ、土砂の流出のおそれがないものであること。

(3) 法面崩壊防止の措置

切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が(2)によることが困難である場合若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講じられることが明らかであること。技術的細則は、次に掲げるとおりとする。

ア 「周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合」とは、人家、学校、道路等に近接し、かつ、次のいずれかに該当する場合をいう。

ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、法面の安定を保つために擁壁等の措置が必要でないと認められる場合には、これに該当しない。

(ア) 切土により生ずる法面の勾配が 30 度より急で、かつ、高さが 2 m を超える場合。

ただし、硬岩盤である場合又は次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

a 土質が表 1 の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角

度以下のもの。(図1)

- b 土質が表1の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度を超え、同表右欄の角度以下のもので、その高さが5m以下のもの。(図1)

この場合において、aに該当する法面の部分により上下に分離された法面があるときには、aに該当する法面の部分は存在せず、その上下の法面は連続しているものとみなす。(図2)

表1

土質	擁壁等を要しない勾配の上限	擁壁等を要する勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く）	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これに類するもの	35度	45度

図1

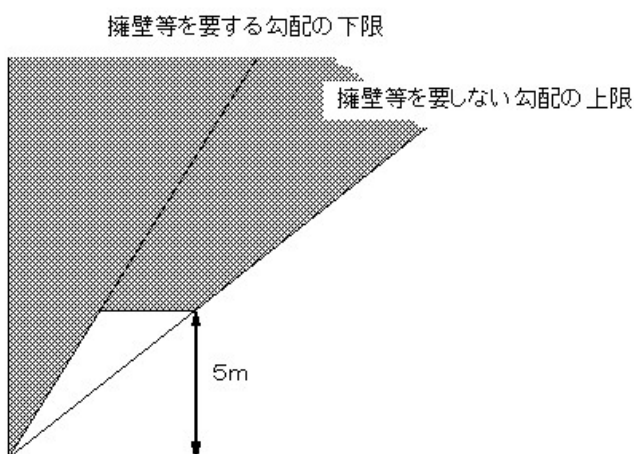
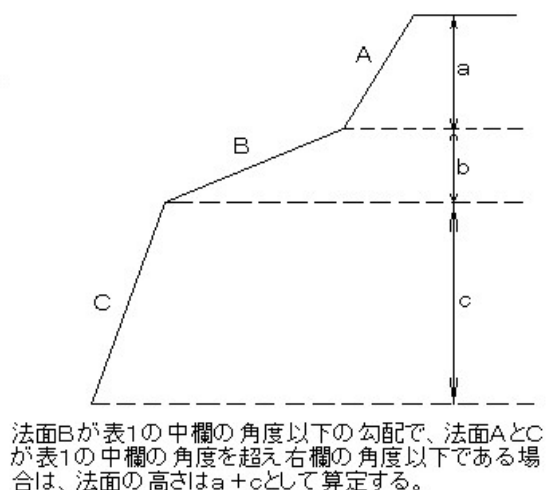


図2



(イ) 盛土により生ずる法面の勾配が30度より急で、かつ、高さが1mを超える場合。

イ 擁壁の構造は、次によるものであること。

(ア) 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。

(イ) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。

(ウ) 土圧等によって擁壁が滑動しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。

(エ) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

(オ) 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、適正な水抜穴が設けられていること。

(4) 法面保護の措置

切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により侵食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講じられることが明らかであること。技術的細則は、次に掲げるとおりとする。

ア 植生による保護（実播工、伏工、筋工、植栽工等）を原則とし、植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法面の侵食を防止できない場合には、人工材料による適切な保護（吹付工、張工、法枠工、柵工、網工等）が行われるものであること。工種は、土質、気象条件等を考慮して決定され、適期に施行されるものであること。

イ 表面水、湧水、溪流等により法面が浸食され又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講じられるものであること。この場合における擁壁の構造は、(3)のイによるものであること。

(5) 土砂流出防止の措置

事業等に伴い相当量の土砂が流出する等の下流地域に災害が発生するおそれがある区域が事業区域（事業者が、所有権その他の当該土地を使用する権利を有し、事業等に供しようとする区域をいう。以下同じ。）に含まれる場合には、事業等に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講じられることが明らかであること。技術的細則は、次に掲げるとおりとする。

ア えん堤等の容量は、次により算定された事業等に係る土地の区域からの流出土砂量を貯砂し得るものであること。

(ア) 事業等の施行期間中における流出土砂量は、事業等に係る土地の区域1 ha 当たり1年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られない場合にあっては200 m³、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高い場合にあっては600 m³、それ以外の場合にあっては400 m³とするなど、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。

なお、事業等が短期間で終了するような場合の流出土砂量の算定は、最低4ヶ月を限度とする所要月数相当量としても差し支えないものとする。

(イ) 事業等の終了後において、地形、地被状態等からみて、地表が安定するまでの期間に相当量の土砂の流出が想定される場合には、別途積算するものであること。

この場合における流出土砂量は、原則として表2を標準とするが、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。また、開発行為の終了後、地表が安定するまでの期間は通常3年間とし、大規模な開発行為及び公共施設等の近くで実施される場合は、5年間とする。

表2

地形・地被状態		1 ha 当たり年間流出土砂量
裸地	3年目まで	50 m ³
	3～5年目まで	20 m ³
草地		15 m ³
林地		1 m ³

イ えん堤等の設置個所は、極力土砂の流出地点に近接した位置であること。

ウ えん堤等の構造は、「治山技術基準」（昭和46年3月13日付け46林野治第648号林野庁長官通知）によるものであること。

エ 「災害が発生するおそれがある区域」については、表3に掲げる区域を含む土地の範囲とし、その考え方については、災害の特性を踏まえ、(ア)及び(イ)を目安に現地の荒廃状況に応じて整理すること。

なお、表3に掲げる区域以外であっても、同様のおそれがある区域については、「災害が発生するおそれがある区域」に含めることができる。

(ア) 山腹崩壊や急傾斜地の崩壊、地すべりに関する区域については、土砂災害警戒区域等におけ

る土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）の土砂災害警戒区域の考え方を基本とすること。

(イ) 土石流に関する区域については、土石流の発生の危険性が認められる溪流を含む流域全体を基本とすること。

ただし、土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。

表 3

区域の名称	根拠とする法令等
砂防指定地	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）
災害危険区域	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
地すべり防止区域	地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法
山腹崩壊危険地区	山地災害危険地区調査要領（平成 18 年 7 月 3 日付け 18 林整治第 520 号林野庁長官通知）
地すべり危険地区	
崩壊土砂流出危険地区	

オ なだれ危険箇所点検調査要領に基づくなだれ危険箇所に係る森林を事業区域に含む場合についても、開発区域に先行して周囲へのなだれ防止措置について検討し、必要な措置を講じること。

カ 上記の検討結果を整理し、必要な措置の内容について、事業等に関する計画書及び代替施設の設置に関する計画書に必要な事項を記載すること。

(6) 排水施設

雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。技術的細則は、次に掲げるとおりとする。

ア 排水施設の断面は、次によるものであること。

(ア) 排水施設の断面は、計画流量の排水が可能になるように余裕（1.2 倍以上）をみて定められていること。

この場合、計画流量は a 及び b により、流量は原則としてマニング式により求められていること。

a 排水施設の計画に用いる雨水流出量は、原則として次式（合理式（ラショナル式））により算出されていること。

ただし、降雨量と流出量の関係が別途高い精度で求められている場合には、単位図法等によって算出することができる。

$$Q = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A$$

Q：雨水流出量（m³/sec）

f：流出係数

r：設計雨量強度（mm/hour）

A：集水区域面積（ha）

b 前式の適用に当たっては、次によるものであること。

(a) 流出係数は、表4を参考にして定められていること。浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが、表4の区分の適用については、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大として差し支えない。

(b) 設計雨量強度は、(c)による単位時間内の10年確率で想定される雨量強度とされていること。

ただし、人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場合など排水施設の周囲にいつ水した際に保全対象に大きな被害を及ぼすことが見込まれる場合については、20年確率で想定される雨量強度を用いるほか、水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号のロ又は土砂災害防止法第8条第1項第4号でいう要配慮者利用施設等の災害発生時の避難に特別の配慮が必要となるような重要な保全対象がある場合は、30年確率で想定される雨量強度を用いること。

(c) 単位時間は、到達時間を勘案して定めた表5を参考として用いられていること。

表4

地表状態 \ 区分	浸透能小（山岳地）	浸透能中（丘陵地）	浸透能大（平地）
林地	0.6～0.7	0.5～0.6	0.3～0.5
草地	0.7～0.8	0.6～0.7	0.4～0.6
耕地	—	0.7～0.8	0.5～0.7
裸地	1.0	0.9～1.0	0.8～0.9

表5

流域面積	単位時間	雨量強度（参考）
50ha以下	10分	130mm/hour
100ha以下	20分	100mm/hour
500ha以下	30分	80mm/hour

(イ) 雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみていつ水による影響の大きい場合にあつては、排水施設の断面は、必要に応じて(ア)に定めるものより一定程度大きく定められていること。

(ウ) 洪水調節池の下流に位置する排水施設については、洪水調節池からの許容放流量を安全に流下させることができる断面とすること。

(エ) 流速は Manning式により算出されていること。この場合において、粗度係数は表6を参考にして定められていること。

$$V = 1/n \cdot R_{2/3} \cdot I_{1/2}$$

V：流速（m/sec）

n：粗度係数

R：径深（m）= A/P

A：通水断面（m²）

P：潤辺（m）

I：動水勾配

$$Q = A \cdot V$$

Q：流量（m³/sec）

A：通水断面 (m²)

V：流速 (m/sec)

表 6

排水施設の種類		粗度係数 n	
素掘り	土	0.020～0.025	
	砂レキ	0.025～0.040	
	岩盤	0.025～0.035	
現場施工	セメントモルタル	0.010～0.013	
	コンクリート	0.013～0.018	
	粗石	練積	0.015～0.030
		空積	0.025～0.035
工場製品	遠心力鉄筋コンクリート管	0.011～0.014	
	コンクリート管	0.012～0.016	
	コルゲートパイプ	0.025～0.035	

イ 排水施設の構造等は、次によるものであること。

(ア) 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久性を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう措置されていること。

(イ) 排水施設のうち暗渠である構造の部分には、維持管理上必要なます又はマンホールの設置等の措置が講じられていること。

(ウ) 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩きの設置その他の措置が適切に講じられていること。

(エ) 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川等まで導くように計画されていること。

ただし、河川等に排水を導く場合には、増加した流水が河川等の管理に及ぼす影響を考慮するため、当該河川等の管理者の同意を得ているものであること。

特に、用水路等を経由して河川等に排水を導く場合には、当該施設の管理者の同意に加え、当該施設が接続する下流の河川等において安全に流下できるよう、併せて当該河川等の管理者の同意を得ているものであること。

なお、「同意」については、他の排水施設を経由して河川等に排水を導き河川等の管理に著しい影響を及ぼすこととなる場合にあっては、関係する河川等の管理者の同意を必要とする趣旨である。

(7) 洪水調節池等の設置等

下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。技術的細則は、次に掲げるとおりとする。

ア 洪水調節容量は、下流における流下能力を考慮の上、30年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであることを基本とする。

ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、50年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものとする事ができる。

また、事業等の施行期間中における洪水調節池の堆砂量を見込む場合については、事業等に係る土地の区域1ha当たり1年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られないときには200m³、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高いときには600m³、それ以外のときには400m³とするなど、流域の地形、地質、土地利用の状況、気象等に応じて必要な堆砂量とすること。

なお、「下流における流下能力を考慮の上」とは、開発行爲の施行前において既に3年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超えるか否かを調査の上、必要があれば、この流下能力を超える流量も調節できる容量とする趣旨である。

イ 余水吐の能力は、コンクリートダムにあっては200年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムの余水吐の能力の1.2倍以上のものであること。

ただし、200年確率で想定される雨量強度を用いることが計算技法上不適当であり、100年確率で想定される雨量強度を用いても災害が発生するおそれがないと認められる場合には、100年確率で想定される雨量強度を用いることができる。

ウ 洪水調整の方式は、原則として自然放流方式であること。

やむを得ず浸透型施設として整備する場合については、尾根部や原地形が傾斜地である箇所、地すべり地形である箇所又は盛土を行った箇所等浸透した雨水が土砂の流出・崩壊を助長するおそれがある箇所には設置しないこと。

エ 用水路等を経由して河川等に排水を導く場合であって、洪水調節池を設置するよりも用水路等の断面を拡大することが効率的なときには、当該用水路等の管理者の同意を得た上で、事業者の負担で用水路等の断面を大きくすることをもって洪水調節池の設置に代えることができる。

オ 2の規定に基づく洪水調節池の設置を併せて行う必要がある場合、本項及び2のそれぞれの技術的細則を満たすよう設置すること。

(8) 静砂垣等の設置等

飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣、落石又はなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。

(9) 設計雨量強度における降雨量変化倍率の適用

排水施設の断面、洪水調節容量及び余水吐の能力の設計に適用する雨量強度については、(6)のア並びに(7)のア及びイによるほか、事業等を実施する流域の河川整備基本方針において、降雨量の設定に当たって気候変動を踏まえた降雨量変化倍率を採用している場合には、適用する雨量強度に当該降雨量変化倍率を用いることができる。

(10) 仮設防災施設の設置等

事業等の施行に当たって、災害の防止のために必要なえん堤、排水施設、洪水調節池等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。

(11) 防災施設の維持管理

事業等の完了後においても整備した排水施設や洪水調節池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。

2 水害を発生されるおそれに関する事項

第1の2については、次のすべての基準に適合するものであること。

- (1) 洪水調節容量は、当該事業等を実施する森林の下流において当該事業等に伴いピーク流量が増加することにより当該下流においてピーク流量を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、当該地点での30年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。

ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、50年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものとするができる。

また、事業等の施行期間中における洪水調節池の堆砂量を見込む場合にあっては、1の(7)のAによるものであること。

なお、安全に流下させることができない地点が生じない場合には、1の(7)のAによるものであること。

- (2) 当該事業等に伴いピーク流量が増加するか否かの判断は、当該下流のうち当該事業等に伴うピーク流量の増加率が原則として1%以上の範囲内とする。

「ピーク流量を安全に流下させることができない地点」とは、当該事業等を実施する森林の下流の流下能力からして、30年確率（排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には50年確率を用いることができる。）で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができない地点のうち、原則として当該事業等による影響を最も強く受ける地点とする。

ただし、当該地点の選定に当たっては、当該地点の河川等の管理者の同意を得ているものであること。

なお、「同意」については、下流における水害の発生するおそれの有無について、より専門的な知見を有する河川等の管理者の同意を必要とする趣旨である。

- (3) 余水吐の能力は、1の(7)のイによるものであること。

- (4) 洪水調節の方式は、1の(7)のウによるものであること。

- (5) 用水路等を経由して河川等に排水を導く場合であって、洪水調節池を設置するよりも用水路等の断面を拡大することが効率的なときには、当該用水路等の管理者の同意を得た上で、事業者の負担で用水路等の断面を大きくすることをもって洪水調節池の設置に代えることができること。

- (6) 1の規定に基づく洪水調節池等の設置を併せて行う必要がある場合には、1の(7)及び本項のそ

それぞれの技術的細則を満たすよう設置すること。

- (7) 洪水調節容量及び余水吐の能力の設計に適用する雨量強度については、(1)によるほか、事業等を実施する流域の河川整備基本計画において、降雨量の設定に当たって気候変動を踏まえた地域区分ごとの降雨量変化倍率を採用している場合には、洪水調節容量の計算に当該降雨量変化倍率を用いることができる。
- (8) 事業等の施行に当たって、水害の防止のために必要な洪水調節池等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。
- (9) 事業等の完了後においても整備した洪水調節池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。

3 水の確保に著しい支障を及ぼすおそれに関する事項

第1の3については、次の全ての基準に適合するものであること。

(1) 貯水池等の設置等

他に適地がない等によりやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を事業等の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。

導水路の設置その他の措置が講じられる場合には、取水する水源に係る河川管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を来すおそれのないものであること。

(2) 沈砂池の設置等

周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。

4 環境を著しく悪化させるおそれに関する事項

第1の4については、次の全ての基準に適合するものであること。

(1) 森林又は緑地の残置又は造成

事業等に係る保安林の区域に、事業等の目的及び態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の残置し、若しくは造成する森林又は緑地（以下「残置森林等」という。）の配置が適切に行われることが明らかであること。残置森林等の考え方は次に掲げるとおりとする。

ア 相当面積の残置森林等の配置が適切に行われることとは、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、やむを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生に回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。

イ 森林の配置については、森林を残置することを原則とし、極力基準を上回る林帯幅で適正に配置されるよう事業者に対し指導するとともに、森林の造成は、土地の形質を変更することがやむを得ないと認められる箇所に限って適用する等その運用については厳正を期するものとする。

ウ 残置森林等の面積の事業区域内の森林面積に対する割合は、表7の事業区域内において残置し、又は造成する森林又は緑地の割合によること。

ただし、a又はbに該当する場合には、表7に代えて表8に示す基準に適合するものであること。

a 事業等に係る保安林の面積が5ha以上である場合

b 事業区域内の森林の面積に占める保安林の面積の割合が10%以上である場合（事業等に係る保安林の面積が1ha未満の場合を除く。）

エ 残置森林等は、表7又は表8の森林の配置等により事業等の規模及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていること。

オ 表7又は表8に掲げる事業等の目的以外の事業等については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、表7又は表8に準じて適切に措置されていること。

表7

事業等の目的	事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等	備考
別荘地の造成	残置森林率はおおむね60%以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 1区画の面積はおおむね1,000㎡以上とし、建物敷等の面積はそのおおむね30%以下とする。 	別荘地とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集団的に設置しようとする土地を指すものとする。
スキー場の造成	残置森林率はおおむね60%以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 滑走コースの幅はおおむね50m以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね100m以上の残置森林を配置する。 3 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は1箇所あたりおおむね5ha以下とする。 また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森 	ゲレンデ等とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。

<p>ゴルフ場の造成</p>	<p>森林率はおおむね 50%以上とする。(残置森林率おおむね 40%以上)</p>	<p>林を配置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね 30m以上の残置森林又は造成森林(残置森林はおおむね 20m以上)を配置する。 2 ホール間に幅おおむね 30m以上の残置森林又は造成森林(残置森林はおおむね 20m以上)を配置する。 	<p>ゴルフ場とは、地方税法等によるゴルフ場の定義以外の施設であっても、利用形態等が通常のゴルフ場と認められる場合は、これに含めて取り扱うものとする。</p>
<p>宿泊施設、レジャー施設の設置</p>	<p>森林率はおおむね 50%以上とする。(残置森林率おおむね 40%以上)</p>	<p>林を配置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね 30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね 40%以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 3 レジャー施設に係る事業等の1箇所当たりの面積はおおむね 5ha以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね 30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 なお、施設の性格上施設の機能を確保することが著しく困難と認められる場合には、その必要の限度において 5ha を超えて設置することもやむを得ないものとする。 	<p>宿泊施設とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設を指すものとする。 なお、リゾートマンション、コンドミニアム等所有者等が複数となる建築物等もこれに含め取り扱うものとする。</p> <p>レジャー施設とは、総合運動公園、遊園地、動・植物園、サファリパーク、レジャーランド等の体験娯楽施設その他の観光、保養等の用に供する施設を指すものとする。 ゴルフ練習場は、ゴルフ場と一体的なものを除きこの基準による。</p>
<p>工場、事業場の設置</p>	<p>森林率はおおむね 25%以上とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業区域内の事業等に係る森林の面積が 20ha 以上の場合は、原則として周辺部に幅おおむね 30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 これ以外の場合であっても極力周辺部に森林を配置する。 2 事業等に係る 1 箇 	<p>工場、事業場とは、製造、加工処理、流通等産業活動に係る施設を指すものとする。 学校教育施設、病院、廃棄物処理施設等は、この基準による。</p>

		<p>所当たりの面積はおおむね 20ha 以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>なお、施設の性格上施設の機能を確保することが著しく困難と認められる場合には、その必要の限度において、20ha を超えて設置することもやむを得ないものとする。</p>	
住宅団地の造成	<p>森林率（緑地を含む。）はおおむね 20%以上とする。</p>	<p>1 事業区域内の事業等に係る森林の面積が 20ha 以上の場合は、原則として周辺部に幅おおむね 30m以上の残置森林等を配置する。</p> <p>これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林又は緑地を配置する。</p> <p>2 事業等に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20ha 以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30m以上の残置森林等を配置する。</p>	
土石等の採掘		<p>1 原則として周辺部に幅おおむね 30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。</p> <p>また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。</p>	

(注) 1. 「残置森林率」とは、残置森林（残置する森林）のうち若齢林（15 年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。

これは森林を残置することの趣旨からして森林機能が十全に発揮されるに至らないものを同等に取り扱うことが適切でないことによるものである。

2. 「森林率」とは、事業区域内の森林の面積に対する残置森林及び造成森林（植栽により造成す

る森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。)の面積の割合をいう。

この場合、森林以外の土地に造林する場合も算定の対象として差し支えないが、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈していないと見込まれるものは対象としないものとする。

3. 「残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合」を示す数値は標準的なもので、「おおむね」は、その2割の許容範囲を示しており、適用は個別具体的事案に即して判断するものとする。
4. 企業等の福利厚生施設については、その施設の用途に係る事業等の目的の基準を適用するものとする。
5. 1事業区域内に異なる事業等の目的に区分される複数の施設が設置される場合には、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、それぞれの事業等の目的別の基準を適用するものとする。

この場合、残置森林又は造成森林は区分された区域ごとにそれぞれ配置することが望ましいが、施設の配置計画等からみてやむを得ないと認められる場合には、施設の区域界におおむね 50m の残置森林又は造成森林を配置するものとする。

6. 工場・事業場の設置及び住宅団地の造成に係る「1箇所当たりの面積」とは、当該施設又はその集団を設置するための事業等に係る土地の区域面積を指すものとする。

表 8

事業等の目的	事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等	備考
別荘地の造成	残置森林率はおおむね 70%以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね 50m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 1区画の面積はおおむね 1,000 m²以上とする。 3 1区画内の建物敷の面積はおおむね 200 m²以下とし、建物敷その他付帯施設の面積は1区画の面積のおおむね 20%以下とする。 4 建築物の高さは当該森林の期待平均樹高以下とする。 	別荘地とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集団的に設置しようとする土地を指すものとする。
スキー場の造成	残置森林率はおおむね 70%以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね 50m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 滑走コースの幅はおおむね 50m以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね 100m以上の残置森林を配置する。 3 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は1箇所当たりお 	ゲレンデ等とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。

		<p>おむね5 ha 以下とする。</p> <p>また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅おおむね 50m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>4 滑走コースの造成に当たっては原則として土地の形質変更は行わないこととし、止むを得ず行う場合には、造成に係る切土量は、1 ha 当たりおおむね 1,000 m³以下とする。</p>	
ゴルフ場の造成	<p>森林率はおおむね70%以上とする。(残置森林率はおおむね 60%以上)</p>	<p>1 原則として周辺部に幅おおむね 50m以上の残置森林又は造成森林(残置森林はおおむね40m以上)を配置する。</p> <p>2 ホール間に幅おおむね 50m以上の残置森林又は造成森林(残置森林はおおむね 40 m以上)を配置する。</p> <p>3 切土量、盛土量はそれぞれ 18 ホール当たりおおむね 150 万 m³以下とする。</p>	<p>ゴルフ場とは、地方税法等によるゴルフ場の定義以外の施設であっても、利用形態等が通常のゴルフ場と認められる場合は、これに含めて取り扱うものとする。</p>
宿泊施設、レジャー施設の設置	<p>残置森林率はおおむね70%以上とする。</p>	<p>1 原則として周辺部に幅おおむね 50m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね20%以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。</p> <p>3 レジャー施設に係る事業等の1箇所当たりの面積はおおむね5 ha 以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね 50m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>	<p>宿泊施設とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設を指すものとする。</p> <p>なお、リゾートマンション、コンドミニアム等所有者等が複数となる建築物等もこれに含め取り扱うものとする。</p> <p>レジャー施設とは、総合運動公園、遊園地、動・植物園、サファリパーク、レジャーランド等の体験娯楽施設その他の観光、保養等の用に供する施設を指すものとする。</p> <p>ゴルフ練習場は、ゴルフ</p>

		<p>なお、施設の性格上施設の機能を確保することが著しく困難と認められる場合には、その必要の限度において、5haを超えて設置することもやむを得ないものとする。</p>	<p>工場と一体的なものを除きこの基準による。</p>
工場、事業場の設置	<p>森林率はおおむね35%以上とする。</p>	<p>1 事業区域内の事業等に係る森林の面積が20ha以上の場合は、原則として周辺部に幅おおむね50m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。</p> <p>2 事業等に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ha以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね50m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>なお、施設の性格上施設の機能を確保することが著しく困難と認められる場合には、その必要の限度において、20haを超えて設置することもやむを得ないものとする。</p>	<p>工場、事業場とは、製造、加工処理、流通等産業活動に係る施設を指すものとする。</p> <p>学校教育施設、病院、廃棄物処理施設等は、この基準による。</p>
住宅団地の造成	<p>森林率（緑地を含む。）はおおむね30%以上とする。</p>	<p>1 事業区域内の事業等に係る森林の面積が20ha以上の場合は、原則として周辺部に幅おおむね50m以上の残置森林等を配置する。</p> <p>これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林又は緑地を配置する。</p> <p>2 事業等に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ha以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合</p>	

		は、その間に幅おおむね 50m以上の残置森林等を配置する。	
土石等の採掘		<p>1 原則として周辺部に幅おおむね 50m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。 また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。</p>	

(注) 1. 「残置森林率」とは、残置森林（残置する森林）のうち若齢林（15年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。

これは森林を残置することの趣旨からして森林機能が十分に発揮されるに至らないものを同等に取り扱うことが適切でないことによるものである。

2. 「森林率」とは、事業区域内の森林の面積に対する残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の割合をいう。

この場合、森林以外の土地に造林する場合も算定の対象として差し支えないが、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈していないと見込まれるものは対象としないものとする。

3. 「残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合」を示す数値は標準的なもので、「おおむね」は、その2割の許容範囲を示しており、適用は個別具体的事案に即して判断するものとする。

4. 企業等の福利厚生施設については、その施設の用途に係る事業等の目的の基準を適用するものとする。

5. 1事業区域内に異なる事業等の目的に区分される複数の施設が設置される場合には、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、それぞれの事業等の目的別の基準を適用するものとする。

この場合、残置森林又は造成森林は区分された区域ごとにそれぞれ配置することが望ましいが、施設の配置計画等からみてやむを得ないと認められる場合には、施設の区域界におおむね 50mの残置森林又は造成森林を配置するものとする。

6. 工場・事業場の設置及び住宅団地の造成に係る「1箇所当たりの面積」とは、当該施設又はその集団を設置するための事業等に係る土地の区域面積を指すものとする。

カ 造成する森林については、必要に応じ植物の生育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、森林機能が早期に回復、発揮されるよう、地域の自然的条件に適する造林用苗木規格基準以上の高木性樹木を、表9を基準として均等に分布するよう植栽すること。

表9

樹高	植栽本数（1ha 当たり）
1 m以下	3,000 本
1 m以上	2,000 本
2 m以上	1,500 本
3 m以上	1,000 本

(注) 1 m以下とは造林用苗木規格基準に適合する苗木を植栽し森林を造成する場合

キ 住宅団地、宿泊施設等の間、ゴルフ場のホール間等で修景効果を併せ期待する森林を造成する場合には、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとし、樹種の特長、土壌条件等を勘案し、植栽する樹木の規格に応じ 500～1,000 本/ha の範囲で植栽本数を定めることとして差し

支えないものとする。

ク 道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であって、その土地利用の実態からみて森林を残置し又は造成することが困難又は不相当であると認められるときは、森林の残置又は造成が行われないこととして差し支えない。

ケ 住宅団地の造成に係る「緑地」には、次に掲げるものを含めることとする。

(ア) 公園・緑地・広場

(イ) 隣棟間緑地、コモン・ガーデン

(ウ) 緑地帯、緑道

(エ) 法面緑地

(オ) その他上記に類するもの

(2) 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等から周辺の植生の保全等

騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等の必要がある場合には、事業等に係る保安林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われることが明らかであること。

「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物の保護を含むものとする。また、「必要に応じた造成」とは、必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを含むものとする。

(3) 景観の維持

景観の維持に著しい支障を来すことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、事業等により生ずる法面を極力縮少するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また、事業等に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し、若しくは造成し又は木竹を植栽する等の適切な措置が講ぜられることが明らかであること。

特に土砂の採取、道路の開設等の事業等について景観の維持上問題を生じている事例が見受けられるので、事業等の対象地（土捨場を含む。）の選定、法面の縮小又は緑化、森林の残置又は造成、木竹の植栽等の措置につき慎重に審査し指導すること。

(4) 残置森林等の維持管理

残置森林等が善良に維持管理されることが明らかであること。残置森林等については、申請者が権原を有していることを原則とし、地方公共団体との間で残置森林等の維持管理につき協定が締結されていることが望ましいが、この場合において、事業区域内の残置森林等については、原則として将来にわたって厳正に保全・管理に努めるものとし、必要に応じ保安林の指定を進めるものとする。

また、事業区域内の残置森林等については、地域森林計画の対象とすることを原則とする。

さらに、市町村に対しては、残置森林等が市町村森林整備計画において適切な公益的機能別施業森林区域に設定されるよう指導するとともに、事業者に対しては、市町村等との維持管理協定等の締結、除間伐等の保育、疎林地への植栽等適切な施業の実施等について指導するものとする。

また、残置森林等の立地条件、保全上の特性等を踏まえ、必要に応じて保健保安林等の指定を進めるとともに、都市緑地部局、環境部局等の関係部局とも連携し、残置森林等の保全又は形成に資する関係制度の活用についても検討するものとする。

さらに、残置森林率等の基準は、施設の増設、改良を行う場合にも適用されるものであり、事業者から施設の増設等に係る事業等の申請があった場合は、残置森林等の面積等が基準を下回らないと認められるものに限って事業等を実施するものとする。

なお、別荘地の造成等事業等の完了後に売却・分譲等が予定される事業等における残置森林等については、分譲後もその機能が維持されるよう適切に管理すべきことを売買契約に当たって明記するなどの指導を行うものとする。

地域森林計画等に基づく計画的な保安林の指定、解除等について

第1 保安林の指定、解除及び指定施業要件の整備について

保安林については、全国森林計画（令和3年6月15日閣議決定（変更））のⅢの2の(1)において、「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、計画的に配備を推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直す旨が定められているところである。

また、我が国の森林・林業の再生や森林吸収源対策の推進に向けた取組が進められている中、保安林に関しては、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第40条第1項に基づき保安林指定権限の適切な行使が求められていることや、規制・制度改革に係る追加方針（平成23年7月22日閣議決定）に基づき保安林の指定等に係る適切な対応、指定施業要件の変更手続の迅速化等が求められていることにも留意する必要がある。

このため、今後、地域森林計画又は国有林の地域別の森林計画（以下「地域森林計画等」という。）に基づき行う保安林の指定、解除及び指定施業要件の整備については、これら保安林を巡る諸情勢を十分に念頭に置くとともに、以下の事項に留意しながら、適切な対象箇所を選定等を行い、定めていくことが適当である。

なお、地域森林計画等に計画されている保安林の指定等の事務手続については、時期を失することのないよう計画的に進めていく必要がある。

1 保安林の指定

保安林の指定については、法第40条第1項に基づき保安林指定権限の適切な行使が求められていることを十分に踏まえつつ、以下の事項に留意して行う。

(1) 水源涵養のための保安林

水源涵養のための保安林については、全国森林計画の第1表中の水源涵養機能に係る「森林整備及び保全の基本方針」（以下「基本方針」という。）を踏まえ、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林等において、森林の下流域における水利用の実態及び洪水等の危険性等からみて、特にその水源涵養機能の維持増進により水質の保全又は水量の安定的確保を図る必要のあるものについて指定する。

なお、私有林については、私権の制限を必要最小限のものとすることに留意すること。

(2) 災害防備のための保安林

災害防備のための保安林については、全国森林計画の第1表中の山地災害防止機能／土壌保全機能及び快適環境形成機能に係る基本方針を踏まえ、次に掲げる基準に従い、当該機能の高度発揮が求められる森林について指定する。

なお、私有林については、私権の制限を必要最小限のものとすることに留意すること。

ア 急しゅんな地形、ぜい弱な地質条件等から土砂が流出している森林又は土砂の流出のおそれのある森林であって、人家、公共施設等に近接し、崩壊土砂流出危険地区に所在する森林及びこれと同一の小流域内にあつて当該危険地区と一体的に保全・整備することが適当な森林など、特に土砂流出防備機能の維持増進を図る必要のあるものについて土砂流出防備保安林に指定する。

イ 地形・地質条件等から土砂が崩壊している森林又は土砂の崩壊のおそれのある森林であって、

人家、公共施設等に近接し、山腹崩壊危険地区に所在する森林及びこれと同一の斜面にあって当該危険地区と一体的に保全・整備することが適当な森林など、特に土砂崩壊防備機能の維持増進を図る必要のあるものについて土砂崩壊防備保安林に指定する。

- ウ なだれ危険箇所等に所在するなど、雪崩による被害を防止する機能の維持増進を図る必要のある森林についてなだれ防止保安林に指定する。
- エ 岩石が露頭している森林であって山腹崩壊危険地区に所在するなど岩石の崩落による被害を防止する機能の維持増進を図る必要のあるものについて落石防止保安林に指定する。
- オ 海岸に隣接する森林であって、飛砂や津波、高潮、塩害による被害の防止のため必要なものについて飛砂防備保安林又は潮害防備保安林に指定する。
- カ 農耕地等の周囲に存する森林であって、強風等による被害の防止のため必要なものについて防風保安林に指定する。
- キ 河川に隣接する森林であって、水害時に河川から氾濫した流水等による被害の緩和等のため必要なものについて水害防備保安林に指定する。
- ク 簡易水道等の利水施設の取水口の上流部等に所在する森林であって、当該施設に水利用を依存する地域が特定の地域に限られるもののうち、水質の保全又は水量の安定的確保を図るために必要のあるものについて干害防備保安林に指定する。
- ケ 降雪地域の道路、鉄道等に隣接する森林であって、吹雪、吹き溜まりその他の雪害による被害の防止のため必要なものについて防雪保安林に指定する。
- コ 海岸等に隣接する森林であって、海霧等の侵入による被害の防止のため必要なものについて防霧保安林に指定する。
- サ 人家等に近接する森林であって、森林火災の発生による被害の防止を図るため、防火樹林帯の設置が必要な地域に所在するものについて防火保安林に指定する。

(3) 保健、風致の保存等のための保安林

保健、風致の保存等のための保安林については、全国森林計画の第1表中の快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能及び文化機能に係る基本方針を踏まえ、次に掲げる基準に従い、当該機能の高度発揮が求められる森林について指定する。

なお、私有林については、私権の制限を必要最小限のものとすることに留意すること。

- ア 市街地周辺等に所在する森林であって、特に生活環境の保全・形成機能の維持増進を図るために必要のあるもの並びに天然林を主体とし野生動植物が多く生息し、若しくは生育している森林、道路沿線などに所在し地域の景観と一体となって優れた自然美を構成している森林又は森林の保健・文化・教育の場として利用が期待されている森林若しくはそのための地域の取組が行われている森林であって、特に保健休養機能の維持増進を図る必要のあるものについて保健保安林に指定する。
- イ 名所、旧跡として風致の保全が必要な地域に所在する森林であって、特にその名所、旧跡と一体となって歴史的風致等を構成するものについて風致保安林に指定する。
- ウ 沿岸漁場、河川両岸、養殖場等の水産業上保護すべき水面の周辺の森林又は土砂の流出等による水質の汚濁を防止し魚類の生息、繁殖環境を保全するため必要な森林であって、特に魚つき機能の維持増進を図る必要のあるものについて魚つき保安林に指定する。
- エ 航路標識等の整備が遅れており、小型船舶、漁船等の航行の安全を確保するための航行目標と

して保全することが必要な森林について航行目標保安林に指定する。

2 保安林の指定の解除

保安林の指定後における保全対象の状況及び指定目的に即した機能の確保状況等の変化からみて、次のいずれかに該当し、指定の理由が消滅していると認められる保安林等については、指定を解除する。

- (1) 受益の対象が消滅した保安林
- (2) 自然現象等により破壊され、かつ、森林に復旧することが著しく困難な保安林
- (3) 森林施業を制限しなくても受益の対象を害するおそれがない保安林

3 保安林の指定施業要件の整備

保安林については、以下の事項に留意し、指定施業要件の整備を行う。

(1) 伐採の方法に係るもの

保安林を巡る状況の変化等に対応し、必要に応じ伐採の方法を見直す。

(2) 伐採の限度に係るもの

保安林を巡る状況の変化等に対応し、必要に応じ伐採の限度を見直す。

特に、平成 13 年の森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）及び森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）の改正において保安林の指定施業要件に係る基準が見直されたこと（以下「指定施業要件の基準の見直し」という。）を踏まえ、保安林における多様かつ効率的な森林施業が保安林の指定目的に即した機能の発揮に支障のない範囲で実施されるよう、必要に応じ皆伐、択伐又は間伐に係る伐採の限度を見直す。

(3) 植栽に係るもの

保安林を巡る状況の変化等に対応し、多様な森林を造成するため、必要に応じ、植栽に係る指定施業要件を見直す。特に、指定施業要件の基準の見直しを踏まえ、保安林における多様かつ効率的な森林施業が保安林の指定目的に即した機能の発揮に支障のない範囲で実施されるよう、必要に応じ植栽の方法及び樹種を見直す。

第 2 保安林の整備に関する調査について

「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて」（平成 12 年 5 月 8 日付け 12 林整計第 154 号農林水産事務次官依命通知）の第 3 及び「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について」（平成 12 年 5 月 8 日付け 12 林整計第 188 号林野庁長官通知）の第 2 に掲げる地域森林計画等の樹立等のための調査のうち保安林の整備に関する事項の調査については、以下の事項に留意しながら実施することが望ましい。

1 調査項目

保安林として指定することを相当とする森林、保安林の指定を解除することを相当とする森林及び指定施業要件の整備を相当とする森林に係る調査については、それぞれ次の調査を行う。

- (1) 保安林指定調査
- (2) 保安林解除調査

(3) 指定施業要件変更調査

2 保安林指定調査

(1) 調査対象

第1の1により保安林に指定しようとする森林とする。

(2) 調査のとりまとめ

知事は、(1)の調査対象に該当する森林について本調査を実施した後、次の書類を作成するものとする。

ア 保安林種別指定解除計画表（別紙1）

イ 保安林指定計画一覧表（別紙2）

ウ 保安林指定調査地図（「保安林指定調書等の様式について」（昭和45年8月8日付け45林野治第1553号林野庁長官通知。以下「様式通知」という。）の別冊の第2の1の法第25条又は第25条の2に基づく保安林の指定に係る保安林指定調査地図等）

エ 保安林指定予定地の状況を明らかにする写真

3 保安林解除調査

(1) 調査対象

第1の2に定める保安林とする。

(2) 調査の取りまとめ

知事は、(1)の調査対象に該当する保安林について本調査を実施した後、次の書類を作成するものとする。

ア 保安林種別指定解除計画表（別紙1）

イ 保安林解除計画一覧表（別紙3）

ウ 保安林解除調査地図（様式通知の別冊の第2の3の法第26条又は第26条の2に基づく保安林の解除に係る保安林解除調査地図等）

エ 保安林解除予定地の状況を明らかにする写真

4 指定施業要件変更調査

(1) 調査対象

第1の3により指定施業要件を変更しようとする保安林とする。

(2) 調査のとりまとめ

知事は、(1)の調査対象に該当する保安林について本調査を実施した後、次の書類を作成するものとする。

ア 保安林種別指定施業要件変更計画表（別紙4）

イ 保安林指定施業要件変更調査地図（様式通知の別冊の第2の5の(1)の保安林指定施業要件変更調査地図等）

5 調査の取りまとめ結果の林野庁への提供

2から4までの調査の取りまとめ結果のうち、法第25条の規定に基づく指定に係る保安林（以下「大臣権限に係る保安林」という。）の取りまとめ結果については、別に定めるところにより可能な限り林野庁への資料提供を行うよう努めるものとする。

第3 計画的な保安林の指定・解除等に係る事務の取扱いについて

大臣権限に係る保安林の指定・解除等に係る事務の取扱いについては、以下に定めるところによることができるものとする。

1 保安林の指定

第2の5により資料提供が行われた森林に係る保安林の指定の申請書等については、次に定めるところによることができるものとする。

(1) 都道府県知事からの保安林の指定の申請

次に掲げる書類を提出してするものとする。

ア 保安林指定申請書（森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件（昭和37年7月2日農林省告示第851号。以下「申請書告示」という。）の様式12のイ）

ただし、「森林の所在場所」、「全面積」、「要指定実測又は見込面積」及び「森林所有者の氏名又は名称及び住所」欄には、「（別紙保安林指定計画表のとおり）」と記載することで足りるものとする。

イ 当該保安林に係る保安林指定計画一覧表（別紙2、別紙2-1、別紙2-1-1、別紙2-1-2又は別紙2-1-3）

ウ 保安林指定調査地図（様式通知の別冊の第2の1の法第25条又は第25条の2に基づく保安林の指定に係る保安林指定調査地図）

2 保安林の解除

第2の5により資料提供が行われた保安林に係る保安林の解除の申請書等の様式については、次に定めるところによることができるものとする。

(1) 都道府県知事からの保安林の解除の申請

次に掲げる書類を提出してするものとする。

ア 保安林解除申請書（申請書告示の様式12のイ）

ただし、「森林の所在場所」、「全面積」、「要解除実測又は見込面積」及び「森林所有者の氏名又は名称及び住所」欄には、「（別紙保安林解除計画表のとおり）」と記載することで足りるものとする。

イ 当該保安林に係る保安林解除計画一覧表（別紙3及び別紙3-1）

ウ 保安林解除調査地図（様式通知の別冊の第2の3の法第26条又は第26条の2に基づく保安林の解除に係る保安林解除調査地図）

3 指定施業要件の変更

保安林の指定施業要件の変更（主伐に係る立木の伐採の方法を変更しないものに限る。）のうち次のアからエまでのいずれかに該当するものの申請書等については、次の(1)に定めるところによることができるものとする。

- ア 皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度の変更（新たに定める場合を含む。）
- イ 択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度の変更（新たに定める場合を含む。）
- ウ 間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度の変更（新たに定める場合を含む。）
- エ 植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定める植栽の方法・期間（「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて」（昭和45年6月2日付け45林野治第921号林野庁長官通知）第3の1の(3)に基づき指定施業要件を変更する場合に限る。）及び樹種の変更（植栽の義務の追加又は解除を除く。）

(1) 都道府県知事からの指定施業要件の変更の申請

次に掲げる書類を提出してするものとする。

- ア 指定施業要件変更調査報告書（別紙5）
- イ 指定施業要件変更調書（別紙7、別紙7-1、別紙7-2、別紙7-3、別紙7-4、別紙7-4-1、別紙7-4-2、別紙7-4-3又は別紙7-5）
- ウ 保安林指定施業要件変更調査地図（様式通知の別冊の第2の5の(1)の保安林指定施業要件変更調査地図）（同一の告示（保安林の指定（昭和37年7月1日以前に指定された保安林にあっては、その指定施業要件の指定）に係る告示が同じであるものをいう。以下同じ。）に係る保安林のうち、同一地番内のものの一部につき他の部分と異なる内容の指定施業要件の変更を行う場合又は重要流域（法第25条第1項に規定する重要流域をいう。以下同じ。）の民有林、重要流域以外の流域の民有林の区分ごとにその一部につき指定施業要件を変更する場合に限る。）
- エ 保安林台帳（保安林に指定された年月日、当該保安林の指定に係る法第33条第1項の規定による告示の番号、保安林の所在場所及び当該保安林の指定施業要件に係る部分に限る。以下同じ。）の写し

4 保安林の指定若しくは解除又は指定施業要件の変更に係る告示

(1) 保安林の指定又は解除に係る告示

「保安林及び保安施設地区の指定、解除及び指定施業要件の変更に関する通知及び告示の様式について」（昭和52年10月18日付け52林野治第2326号林野庁長官通知。以下「告示様式通知」という。）の2により実施する。

(2) 指定施業要件変更に係る告示

- ア 同一の告示に係る保安林のうち、重要流域の民有林の全部、重要流域以外の流域の民有林の全部につき指定施業要件を変更する場合には、法第33条の3において読み替えて準用する法第33条第1項の規定による告示の様式は、告示様式通知の2の(1)にかかわらず、別紙9によることができるものとする。
- イ アの告示に伴い縦覧に供する関係書類は、別紙10の告示附属明細書（同一の告示に係る保安林のうち、同一地番内のもの一部につき他の部分と異なる内容の指定施業要件の変更を行う場合又は重要流域の民有林、重要流域以外の流域の民有林の区分ごとにその一部につき指定施業要件を変更する場合にあっては、別紙10の告示附属明細書及び保安林指定施業要件変更調査地図）とすることができるものとする。

別紙 1 保安林種別指定解除計画表

都道府県名 ()
 流域名 ()
 森林計画区名 ()
 (単位：ha)

保安林種	指定計画		解除計画		計画期末面積	
	指定計画量計	うち指定計画前半5年分	解除計画量計	うち解除計画前半5年分		うち計画前半5年分
水源涵養のための保安林						
災害防備のための保安林	2号及び3号保安林					
	4号～7号保安林					
	計					
保健、風致の保存等のための保安林						
合計						

注意事項

- 面積は延べ面積とすること。ただし、合計欄は実面積とすること。
- 「災害防備のための保安林」の「2号及び3号保安林」欄には森林法第25条第1項第2号及び第3号に掲げる目的を達成するための保安林の面積を記入すること。
- 「災害防備のための保安林」の「4号～7号保安林」欄には森林法第25条第1項第4号から第7号までに掲げる目的を達成するための保安林の面積を記入すること。
- 「保健、風致の保存等のための保安林」欄には、森林法第25条第1項第8号から第11号までに掲げる目的を達成するための保安林の面積を記入すること。
- 変更計画の場合は二段書きで上段を変更計画（赤字にて記載）、下段を現計画とすること。

別紙2 保安林指定計画一覧表

都道府県名 ()
 流域名 ()
 森林計画区名 ()

整理番号	保安林種	所在場所		保安林面積等			指定予定地の現況			治山事業等との関係	受益対象	保安林指定を必要とする理由	備考
		市郡町村	大字	権限別	国公私別	要指定面積	地況	林況	荒廃状況				
						ha							
						ha							

注意事項

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4判とすること。
- 2 「保安林面積等」欄には、次により記載すること。
 - (1) 「権限別」欄には、大臣、知事の別を記載すること。
 - (2) 「国公私別」欄には、該当する所有区分の頭文字を記載すること。(国有林：国、公有林：公、私有林：私)
 - (3) 「要指定面積」欄には、次により記載すること。
 - ①実測又は見込みのいずれかを明示して記載すること。
 - ②面積はヘクタールを単位とし小数第4位にとどめ第5位を切り捨てること。
- 3 「指定予定地の現況」欄には、次により記載すること。
 - (1) 「荒廃状況」欄には、崩壊地の面積、山腹及び溪流の荒廃の有無、状況等について記載すること。
 - (2) 現況が森林以外の場合、林況の記載は要しない。
- 4 「治山事業等との関係」欄には、保安林として指定しようとする森林及び直接関係地域における保安施設事業、地すべり防止工事、砂防法（明治30年法律第29号）第1条の砂防工事その他これらに類する事業又は工事に係る施設の設置の実績又は計画がある場合に、当該施設の設置の時期、工種その他必要な事項を記載すること。
- 5 「受益対象」欄には、受益の対象の範囲（流域又は行政単位等（市郡、町村、大字、字）の名称を用いること。）及び種類（人口、建物、道路、鉄道、用水施設、農地、水利権その他これらに類するものの別を明らかにすること。）別の規模並びに数量を記載すること。
- 6 「保安林指定を必要とする理由」欄には、指定に係る森林と受益対象との関係において当該森林に期待される森林の機能を記載し、その機能を維持し、又は向上させるために保安林の指定が必要である理由を記載すること。

別紙 2-1 保安林指定計画表

都道府県名 ()
 流域名 ()
 森林計画区名 ()

整理 番号	保安 林種	所在場所				森林所有者		要 指定面積 (ha) (実測又は見込 み)	他法 令に よる 制限	治山 事業 等と の関 係の 有無	指定施業要件として定 める伐採の方法			保安林の指定後最初に択伐を行う森林についての択伐率					間伐 率	植栽					指定 に 関 する 受 益 者 等 の 意 見	備考	
		市郡 町村	大字	字	地番	住所	氏名				伐採 の 方 法	当該伐採の 方 法 等 を 定 め る 理 由	林況				係数			択伐 率	樹種	地位 級	本数	方法			期間
													樹種	林齢	標準 伐期 齢	立木 度	調整	係数									
							ha																				
							ha																				
							ha																				

注意事項

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A3判とすること。
- 2 「森林所有者」欄には、次により記載すること。
 - (1) 「住所」欄及び「氏名」欄には、次により記載すること。
 - ①森林所有者が2人以上にわたるときは、1人の住所及び氏名のみを記載の上、「ほか○人」と併記すること。
この場合において、共有者の住所及び氏名を記載した共有者名簿を添付すること。
 - ②森林所有者が法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
 - ③森林所有者が国又は地方公共団体であるときは、「国」「○○県」等と記載すること。
また、森林所有者が国であるときは、当該国有林を管理する機関の名称及び所在地を併記すること。
 - (2) 所有権以外の登記済の権利が設定されている森林については、「森林所有者」欄に、当該権利の種類（地上権、賃借権等の別）及び権利者の住所及び氏名を併記すること。
- 3 「要指定面積」欄には、次により記載すること。
 - (1) 面積は、実測又は見込みのいずれかを明示して記載すること。
 - (2) 保安林として指定しようとする地番の総面積と台帳面積が異なる場合は、台帳面積を上段に【 】で記載すること。
 - (3) 保安林として指定しようとする地番の総面積と保安林として指定しようとする森林の面積が異なる場合は、総面積を上段に《 》で記載すること。
 - (4) 2筆以上のときは、整理番号ごとにその合計面積等を記載すること。

- (5) 面積はヘクタールを単位とし小数第4位にとどめ第5位を切り捨てること。
 - (6) 定めようとする伐採種が地番ごとの要指定地の一部であるものについては、要指定地の面積を（ ）を付して併記すること。
 - (7) 同一地番内において択伐率を異にする部分がある場合には、当該部分ごとに記載すること。
 - (8) 同一地番内において間伐率を異にする部分がある場合には、当該部分ごとに記載すること。
- 4 「他法令による制限」欄には、指定に係る森林が砂防法、文化財保護法（昭和25年法律第214号）その他の法令により立木竹の伐採その他の行為を制限されているものである場合、当該制限の内容（たとえば、砂防設備地、砂防制限地、地すべり防止区域、国立公園第1種特別地域等）を記載すること。
- 5 「治山事業等との関係の有無」欄には、保安林として指定しようとする森林及び直接関係地域における保安施設事業、地すべり防止工事、砂防法第1条の砂防工事その他これらに類する事業又は工事に係る施設の設置の実績又は計画がある場合、「有」と記載すること。
- 6 「指定施業要件として定める伐採の方法」の「伐採の方法」欄には、次により記載すること。
- (1) 同一地番内の森林において伐採の方法が2以上の伐採方法が定められている場合には禁伐、択伐、皆伐の順に記載すること。
 - (2) 禁伐又は択伐とする森林であって間伐を必要とするものについては、（間伐）と記載すること。
 - (3) 皆伐とするものについては、1箇所当たりの面積の限度を併せて記載すること。記載例：皆伐（10）
 - (4) 主伐に係る伐採の方法に関する特例を定める場合、当該地番については、別途様式通知の様式4-2を添付すること。
- 7 「指定施業要件として定める伐採種」の「当該伐採の方法等を定める理由」欄には、次により記載すること。
- (1) 地況、林況及び期待すべき機能に即して、当該伐採種とする必要があると認められる理由を記載すること。
 - (2) 伐採種を皆伐とするものについては、面積の限度の根拠についても記載すること。
- 8 「保安林の指定後最初に択伐を行う森林についての択伐率」欄には、次により記載すること。
- (1) 「立木度」欄は、立木度を現在の林分蓄積と当該林分の林齢に相応する期待蓄積とを対比して10分率をもって表すものとし、10、9、8……のように記載すること。
 - (2) 「調整」欄は、当該森林の立木度を将来の成長状態を加味して調整する必要がある場合に、その程度に応じて(1)の数値に加算する値を+1、-1のように記載すること。
 - (3) 「係数」欄は、当該森林における標準伐期齢以上の立木の材積が当該森林の立木の材積の30パーセント（伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林にあっては、40パーセント）以上である森林にあっては当該森林の「立木度」を、その他の森林にあっては当該森林の標準伐期齢以上の立木の材積が当該森林の立木の材積の30パーセント（伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林にあっては、40パーセント）以上となる時期において推定される「立木度」（「立木度」欄の値に「調整」欄の値を加算した値）を10で除して記載することとし、立木度10については、1.0、立木度9については、0.9と記載すること。
- 9 「植栽」欄には、次により記載すること。
- (1) 「地位級」欄には、当該森林における当該樹種に係る地位級を記載すること。
 - (2) 「本数」欄には、樹種ごとにおおむね1ヘクタール当たりの植栽本数を記載すること。
 - (3) 規則第57条第1項に基づき満1年未満の苗を植栽する計画がある場合は、別紙2-1-1を添付すること。
 - (4) 規則第57条第2項第2号に該当し、植栽本数の特例を定めようとする場合は、別紙2-1-2及び別紙2-1-3を添付すること。

別紙 2-1-1 植栽する苗の年齢の特例に係る判定調書

都道府県名 ()
 流域名 ()
 森林計画区名 ()

整理 番号	満 1 年未満の苗の規格の整備状況	満 1 年未満の苗の生産実態

注意事項

- 1 本様式は、苗の年齢の特例を定める場合につき添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 判とすること。
- 3 「整理番号」欄は、別紙 2 の整理番号と対応させること。
- 4 「満 1 年未満の苗の規格の整備状況」欄では、各都道府県等が定める山行苗木の流通規格等において満 1 年未満の苗が植栽対象として認められていることを、規格表等の該当部分の写しを添付することなどにより証すること。
 なお、コンテナ苗等規格に苗の年齢に関する区分がない場合は、その旨を記載すること又は規格表等の該当部分の写しを添付すること。
- 5 「満 1 年未満の苗の生産実態」欄には、現に流通し、植栽されている満 1 年未満の苗の生産場所、生産工程、生産期間等の生産実態について記載すること又は既存の工程表等がある場合は、その写しを添付すること。

別紙 2-1-2 植栽本数の特例に係る判定調書

都道府県名 ()
 流域名 ()
 森林計画区名 ()

整理 番号	立地の判定			植栽本数の検討		
	災害発生のおそれ	効率的な施業の可否		施業体系の整備状況 森林計画に記載の植栽 本数	地域での普及状況	
		苗の成長	造林地の管理		植栽実績	保育の状況
	有・無	適・否	適・否	本		

注意事項

- 1 本様式は、植栽本数の特例を定める場合につき添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4判とすること。
- 3 「整理番号」欄は、別紙2の整理番号と対応させること。
- 4 「立地の判定」欄は、次により記載すること。
 - (1) 「災害発生のおそれ」欄には、別紙2に記載した指定予定地の現況等に基づきその有無について選択し、理由を記載すること。
 - (2) 「苗の成長」欄には、別紙2に記載した指定予定地の現況等に基づきその適否について選択し、理由を記載すること。
 - (3) 「造林地の管理」欄には、当該地へのアクセスや施業履歴等に基づきその適否について選択し、理由を記載すること。
- 5 「植栽本数の検討」欄は、次により記載すること。
 - (1) 「森林計画に記載の植栽本数」欄には、当該計画に記載されている植栽本数を記載すること。併せて、当該計画の該当箇所を添付すること。
 - (2) 植栽実績欄には、(1)で記載した森林計画対象区域における人工林のある区(地)域数及び定めようとする植栽本数で現に植栽されている区(地)域数を記載すること。併せて別紙2-1-3に必要事項を記載の上、添付すること。
 - (3) 保育の状況欄には、植栽実績欄で記載した区(地)域における保育の状況について記載すること。

別紙 2-1-3 植栽及び造林実績調書

都道府県名 ()
 流域名 ()
 森林計画区名 ()

市町村名	区(地)域名	森林所有者	植栽年度	面積	樹種	本数	植栽後の状況	備考
				ha				

注意事項

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4判とすること。
- 2 区(地)域名欄には、大字名等の単位で記載すること。
- 3 森林所有者欄には、森林所有者の氏名を記載すること。
- 4 面積欄には、現に植栽した面積について記載すること。
- 5 本数欄には、樹種ごとにおおむね1ヘクタール当たりの植栽本数を記載すること。
- 6 植栽後の状況欄には、保育作業において通常より期間を要した場合や特殊な作業を要した場合に、その状況について記載すること。

別紙3 保安林解除計画一覧表

都道府県名 ()
 流域名 ()
 森林計画区名 ()

整理 番号	保安 林種	指定年月日及 び告示番号	所在場所		保安林面積等 (ha)			現況	保安林解除を必要とする理由		備考	
			市郡 町村	大字	権限 別	国公 私別	保安林面積		うち要解除面 積	区分		理由

注意事項

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4判とすること。
- 2 「保安林面積等」欄には、次により記載すること。
 - (1) 「権限別」欄には、大臣、知事の別を記載すること。
 - (2) 「国公私別」欄には、該当する所有区分の頭文字を記載すること。(国有林：国、公有林：公、私有林：私)
 - (3) 「保安林面積」欄には、次により記載すること。
 - ①面積は、実測又は見込みのいずれかを明示して記載すること。
 - ②2筆以上のときは、整理番号ごとにその合計面積等を記載すること。
 - ③面積はヘクタールを単位とし小数第4位にとどめ第5位を切り捨てること。
- 3 「現況」欄には、現況が森林の場合にあっては、地況、林況、荒廃状況について記載し、現況が森林以外の場合にあっては、現状の土地利用状況等について記載すること。
- 4 「保安林解除を必要とする理由」欄には、次により記載すること。
 - (1) 「区分」欄には、次に掲げる区分のうち該当する区分番号(①～④)を記載すること。
 - ①受益の対象が消滅したと認められるため解除する場合
 - ②自然現象等により保安林が破壊され、かつ森林に復旧することが著しく困難と認められるため解除する場合
 - ③特に施業制限をしなくても森林の保安機能を害するおそれなくなったと認められるため解除する場合
 - ④その他
 - (2) 「理由」欄には、次により記載すること。
 - ①区分①の場合にあっては、消滅した受益の対象並びにその消滅の時期及び理由を記載すること。
 - ②区分②の場合にあっては、当該自然現象等の発生時期及び種類、保安林の破壊の程度並びに復旧が著しく困難と認められる理由を記載すること。

- ③区分③の場合にあつては、当該保安林に係る指定の経緯、指定後の管理の状況及び保安機能を害するおそれがないと認められる理由を記載すること。
- ④区分④の場合にあつては、解除を必要とする理由を記載すること。
- ⑤必要に応じて経緯を時系列順に箇条書きで記載すること。

別紙 3 - 1 保安林解除計画表

都道府県名 ()
 流域名 ()
 森林計画区名 ()

整理番号	保安林種	所在場所				森林所有者		保安林面積		指定年月日及び告示番号	治山事業等との関係	受益対象		指定施業要件の内容			解除に対する受益者等の意見	備考
		市郡町村	大字	字	地番	住所	氏名	全面積	うち解除面積			範囲・種類・数量等	既往の被災状況等	禁伐	択伐	皆伐		

注意事項

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A3判とすること。
- 2 「所在場所」欄、「森林所有者」欄、「治山事業等との関係」欄、「受益対象」欄には、別紙2及び2-1の記載要領に準じて記載すること。
- 3 「保安林面積」欄には、次により記載すること。
 - (1) 面積は、実測又は見込みのいずれかを明示して記載すること。
 - (2) 保安林台帳に記載されている面積が「全面積」欄に記載する面積と異なるときは、保安林台帳に記載されている面積を【 】を付して併記すること。
 - (3) 2筆以上のときは、整理番号ごとにその合計面積等を記載すること。
 - (4) 面積はヘクタールを単位とし小数第4位にとどめ第5位を切り捨てること。
- 4 「指定施業要件の内容」欄には、指定施業要件として定められている伐採の方法に該当する欄に「○」を記載すること。

別紙4 保安林種別指定施業要件変更計画表

都道府県名 ()
 流域名 ()
 森林計画区名 ()

ア 伐採の方法の変更

(単位：ha)

保安林種		変更面積						計
		皆伐→択伐	皆伐→禁伐	択伐→禁伐	禁伐→択伐	禁伐→皆伐	択伐→皆伐	
水源涵養のための保安林								
災害防備のための保安林	2号及び3号保安林							
	4号～7号保安林							
	計							
保健、風致の保存等のための保安林								
合計								

イ 伐採の限度の変更

(単位：ha)

保安林種		変更面積					択伐率の変更	間伐率の変更
		皆伐の変更				計		
		皆伐の面積の 限度の新設	皆伐の面積の 限度の引下げ	皆伐の面積の 限度の引上げ				
水源涵養のための保安林								
災害防備のための保安林	2号及び3号保安林							
	4号～7号保安林							
	計							
保健、風致の保存等のための保安林								
合計								

ウ 植栽の方法、期間及び樹種の変更

(単位：ha)

保安林種		変更面積					
		植栽の樹種の変更	植栽の本数の変更	植栽の期間の変更	植栽の義務の追加	植栽の義務の解除	計
水源涵養のための保安林							
災害防備のための保安林	2号及び3号保安林						
	4号～7号保安林						
	計						
保健、風致の保存等のための保安林							
合計							

注意事項

- 1 面積は延べ面積とすること。ただし、合計欄は実面積とすること。
- 2 「皆伐の面積の限度の新設」欄には、皆伐の面積の限度が定められていない保安林について、新たに皆伐の面積の限度を設定する場合の当該保安林の面積を記載すること。
- 3 「災害防備のための保安林」の「2号及び3号保安林」欄には森林法第25条第1項第2号及び第3号に掲げる目的を達成するための保安林の面積を記載すること。
- 4 「災害防備のための保安林」の「4号～7号保安林」欄には森林法第25条第1項第4号から第7号までに掲げる目的を達成するための保安林の面積を記載すること。
- 5 「保健、風致の保存等のための保安林」欄には、森林法第25条第1項第8号から第11号までに掲げる目的を達成するための保安林の面積を記載すること。
- 6 変更計画の場合は二段書きで上段を変更計画（赤字にて記載）、下段を現計画とすること。

別紙5 指定施業要件変更調査報告書

第 号
年 月 日

林野庁長官 殿

島根県知事 ○○○○

指定施業要件の基準の見直し等に係る指定施業要件変更調書の提出について

指定施業要件の基準の見直し等に係る指定施業要件変更調査を終了したので、関係書類を添えて提出します。

整理番号	
------	--

注意事項

整理番号は指定施業要件変更調書に記載した整理番号を「○から○」までと記載すること。

別紙6 削除

別紙7 指定施業要件変更調書

整理番号																					
指定時等の告示		年月日																			
		番号																			
指定の目的																					
告示に記載されている保安林の面積	民有林	重要流域																			
		重要流域以外																			
	国有林	林野庁所管																			
		林野庁所管以外																			
指定施業要件を変更する保安林の区分																					
指定施業要件を変更する保安林の面積 (ha)	皆伐面積の変更																				
	択伐率の変更	初回																			
		2回目以降																			
	間伐率の変更																				
植栽の変更																					
変更後の指定施業要件等	皆伐限度面積 (ha)																				
	初回択伐率	係数等	立木度																		
			調整																		
			係数																		
	択伐率の限度	植栽義務有																			
植栽義務無																					
添付書類	別紙7-2																				
	別紙7-3																				
	別紙7-4																				
	別紙7-4-1																				
	別紙7-4-2																				
	別紙7-4-3																				
	別紙7-5																				
	指定施業要件変更調査地図																				
備考																					

注意事項

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4判とすること。
- 2 「指定時等の告示」欄には、次のとおり記載すること。
 - (1) 対象となる告示
 - ア 昭和37年7月1日以前に指定された保安林の場合
保安林の指定施業要件を定めたときの告示
 - イ 昭和37年7月2日以降に指定された保安林の場合
保安林の指定時の告示
 - (2) 記載内容
 - ア 同一の告示番号で一保安林の指定をした場合
告示年月日及び告示番号を記載すること。
 - イ 同一の告示番号で二以上の保安林の指定をした場合
告示年月日、告示番号及び区分番号（指定目的等別に区分して付した番号をいう。以下同じ。）を記載すること。ただし、区分番号が付された保安林のすべてにつき指定施業要件を変更する場合にあっては、区分番号を省略し、区分番号が連続しているものについては、「○から○まで」と記載することができる。
- 3 「指定施業要件を変更する保安林の区分」欄には、次の区分に応じて①から④までのいずれかの番号を記載すること。
 - ①「民有林（重要流域）」
 - ②「民有林（重要流域以外）」
 - ③「国有林（林野庁所管）」
 - ④「国有林（林野庁所管以外）」
- 4 「指定施業要件を変更する保安林の面積」欄は、変更しない項目の欄には「―」を記載すること。
- 5 「皆伐限度面積」欄には、皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度を記載すること。その際、変更前の当該面積の限度（当該限度が定められていない場合には「―」）を括弧書で併記すること。

ただし、同一の告示に係る保安林のうち、同一地番内のものの一部につき他の部分と異なる皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度の変更を行う場合又は重要流域の民有林、重要流域以外の流域の民有林、林野庁所管の国有林若しくは林野庁所管以外の国有林の区分ごとにその一部につき皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度を変更する場合には、「(別紙のとおり。)」と記載するとともに、別紙7-2の書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 6 「立木度」、「調整」及び「係数」欄には、保安林の指定後最初に択伐を行う森林についての択伐率（以下「初回択伐率」という。）の限度を新たに定める場合に、次のとおり記載すること。
 - (1) 「立木度」欄には、現在の林分蓄積を当該林分の林齢に相応する期待蓄積で除して得た値に10を乗じて得た値を、小数第1位を四捨五入して記載すること。
 - (2) 「調整」欄には、当該森林の立木度を将来の成長状態を加味して調整する必要がある場合に、その程度に応じて(1)の数値に加算する値を+1、-1の

ように記載すること。

(3) 「係数」欄には、当該森林における標準伐期齢以上の立木の材積が当該森林の立木の材積の30パーセント（伐採跡地につき植栽によらなければ確な更新が困難と認められる森林にあつては、40パーセント）以上である森林にあつては当該森林の「立木度」を、その他の森林にあつては当該森林の標準伐期齢以上の立木の材積が当該森林の立木の材積の30パーセント（伐採跡地につき植栽によらなければ確な更新が困難と認められる森林にあつては、40パーセント）以上となる時期において推定される「立木度」（「立木度」欄の値に「調整」欄の値を加算した値）を10で除して記載することとし、立木度10については、1.0、立木度9については、0.9のように記載すること。

7 「択伐率の限度」欄には、初回択伐率の限度を「植栽義務有」、「植栽義務無」ごとに記載すること。その際、変更前の当該初回択伐率の限度（当該限度が定められていない場合には「—」）をかつこ書で併記すること。

ただし、同一の告示に係る保安林のうち、同一地番内のものの一部につき他の部分と異なる初回択伐率の限度の変更を行う場合又は重要流域の民有林、重要流域以外の流域の民有林、林野庁所管の国有林若しくは林野庁所管以外の国有林の区分ごとにその一部につき初回択伐率を変更する場合には、「（別紙のとおり。）」と記載するとともに、別紙7-3の書面を作成し、当該書面を添付すること。

8 「添付書類」欄には、次の(1)から(7)までに掲げる場合に依りて、それぞれ当該(1)から(7)までに定める記載欄に○を記載すること。

(1) 5のただし書に該当する場合 「別紙7-2」欄

(2) 7のただし書に該当する場合 「別紙7-3」欄

(3) 植栽の方法（本数）、期間又は樹種を変更する場合 「別紙7-4」欄

(4) 植栽する苗の苗齢の特例を定める場合 「別紙7-4-1」欄

(5) 植栽本数の特例を定める場合 「別紙7-4-2」欄及び「別紙7-4-3」欄

(6) 同一の告示に係る保安林のうち、重要流域の民有林、重要流域以外の流域の民有林、林野庁所管の国有林又は林野庁所管以外の国有林の区分ごとにその一部につき間伐をすることができる立木の材積の限度を変更する場合 「別紙7-5」欄

(7) 同一地番内の保安林の一部につき他の部分と異なる指定施業要件の変更を行う場合 「指定施業要件変更調査地図」欄

別紙 7-1 指定施業要件変更面積集計表

国・民有林別	保安林種別	指定施業要件の変更面積 (ha)			
		皆伐面積	択伐率	間伐率	植栽
合計					

注意事項

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4判とし、国・民有林別、保安林種別にそれぞれ変更した面積を記入すること。
- 2 面積はヘクタールを単位とし小数第4位にとどめ第5位を切り捨てること。
- 3 「指定施業要件の変更面積」欄には、1箇所当たりの皆伐面積の限度、択伐率の限度、間伐率の限度並びに植栽の方法（本数）、樹種及び期間別に区分して変更した面積を記載すること。

別紙7-2 皆伐することができる1箇所当たりの面積の限度

整理 番号	指定時等の告示		指定の 目的	所在場所				面積 (ha)	皆伐限 度面積
	年月日	番号		市町村	大字	字	地番		

注意事項

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4判とすること。
- 2 別紙7の「皆伐限度面積」欄に「(別紙のとおり。)」と記載した場合に作成することとし、「整理番号」欄には、別紙7の整理番号を記載すること。
- 3 「所在場所」欄には、伐採の方法を定めていない保安林のうち、皆伐することができる1箇所当たりの面積の限度を変更するものにつき、「皆伐限度面積」欄の数値が同一であるものごとにまとめて記載すること。なお、「所在場所」の「市町村」欄、「大字」欄及び「字」欄には、同一の告示に係る市町村内、大字内又は字内の全ての保安林につき指定施業要件を変更する場合には、それぞれ市町村名、大字名又は字名のみを記載すること。
- 4 「所在場所」の「地番」欄には、地番の番号が連続しているものについては、列記を省略し、「○から○まで」と記載すること。ただし、同一地番内の保安林の一部につき指定施業要件を変更する場合には、該当する地番を区分して記載すること。
- 5 「面積」欄には、同一地番内の保安林について「皆伐限度面積」が異なる場合に、当該面積に対応する保安林の面積を区分して記載すること。
- 6 「皆伐限度面積」欄には、二段書きで記載し、指定施業要件の変更前の皆伐限度面積（当該面積が定められていない場合には「一」）をカッコ書で上段に、指定施業要件の変更後の皆伐限度面積を下段に記載すること。

別紙 7-3 保安林の指定後最初に択伐を行う森林についての択伐率の限度

整理 番号	指定時等の告示		所在場所				面積 (ha)	立 木 度	係数		択伐率
	年月日	番号	市町村	大字	字	地番			調整	係数	
							⋮				

注意事項

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 判とすること。
- 2 別紙 7 の「択伐率の限度」欄に「(別紙のとおり。)」と記載した場合に作成することとし、「整理番号」欄には、別紙 7 の整理番号を記載すること。
- 3 「所在場所」欄には、主伐が行われていない保安林につき、「択伐率」が同一であるものごとにまとめて記載すること。なお、「所在場所」の「市町村」欄、「大字」欄及び「字」欄には、同一の告示に係る市町村内、大字内又は字内の全ての保安林につき指定施業要件を変更する場合には、それぞれ市町村名、大字名又は字名のみを記載すること。
- 4 「所在場所」の「地番」欄には、地番の番号が連続しているものについては、列記を省略し、「○から○まで」と記載すること。ただし、同一地番内の保安林の一部につき指定施業要件を変更する場合には、該当する地番を区分して記載すること。
- 5 「面積」欄には、同一地番内の保安林について「保安林の指定後最初に択伐を行う森林についての択伐率の限度」が異なる場合に、当該面積に対応する保安林の面積を区分して記載すること。
- 6 「立木度」欄、「調整」欄及び「係数」欄には、保安林の指定後最初に択伐を行う森林についての択伐率の限度を新たに定める場合に、次のとおり記載すること。
 - (1) 「立木度」欄には、現在の林分蓄積を当該林分の林齢に相応する期待蓄積で除して得た値に 10 を乗じて得た値を、小数第 1 位を四捨五入して記載すること。
 - (2) 「調整」欄には、立木度を将来の成長状態を加味して調整する必要のある場合に、その程度に応じて(1)の数値に加算する値を +1、-1 のように記載すること。
 - (3) 「係数」欄には、当該森林における標準伐期齢以上の立木の材積が当該森林の立木の材積の 30 パーセント（伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林にあっては、40 パーセント）以上である森林にあっては当該森林の「立木度」を、その他の森林にあっては当該森林の標準伐期齢以上の立木の材積が当該森林の立木の材積の 30 パーセント（伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林にあっては、40 パーセント）以上となる時期において推定される「立木度」（「立木度」欄の値に「調整」欄の値を加算した値）を 10 で除して記載することとし、立木度 10 については、1.0、立木度 9 については、0.9 のように記載すること。
- 7 「択伐率」欄は、二段書きで記載し、指定施業要件の変更前の「択伐率」（当該択伐率が定められていない場合には「—」）をかつこ書で上段に、指定施業要件の変更後の「択伐率」を下段に記載すること。

別紙7-4 植栽

整理番号	指定時等の告示		所在場所				面積 (ha)	樹種	地位級	本数	期間
	年月日	番号	市町村	大字	字	地番					

注意事項

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4判とすること。
- 2 植栽の方法（本数）、期間又は樹種を変更する場合に作成することとし、「整理番号」欄には、別紙7の整理番号を記載すること。
- 3 「所在場所」欄には、植栽の方法、期間及び樹種が定められている保安林につき、変更後の「植栽樹種」、「植栽本数」及び「期間」の組合せが同一であるものごとにまとめて記載すること。ただし、当該指定施業要件の変更に係る所在場所の全てにつき「植栽樹種」、「植栽本数」及び「期間」の内容が同じ場合には、「(省略)」と記載すること。なお、「所在場所」の「市町村」欄、「大字」欄及び「字」欄には、同一の告示に係る市町村内、大字内又は字内の保安林の全てにつき指定施業要件を変更する場合には、それぞれ市町村名、大字名又は字名のみを記載すること。
- 4 「所在場所」の「地番」欄には、地番の番号が連続しているものについては、列記を省略し、「○から○まで」と記載すること。ただし、同一地番内の保安林の一部につき指定施業要件を変更する場合には、該当する地番を区分して記載すること。
- 5 「面積」欄には、同一地番内の保安林について「植栽樹種」、「植栽本数」及び「期間」の組合せが異なる場合に、当該組合せに対応する保安林の面積を区分して記載すること。
- 6 「期間」欄は、「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて」（昭和45年6月2日付け45林野治第921号林野庁長官通知）第1の2の(11)のなお書きに基づき指定施業要件を変更する場合にあっては、「伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。ただし、森林法第34条第2項の許可又は森林法施行規則第63条第1項第5号の協議の同意がなされた場合においては、当該許可等がなされた区域内において、当該許可等の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。」旨を記載すること。

別紙 7-4-1 植栽する苗の年齢の特例に係る判定調書

整理 番号	満 1 年未満の苗の規格の整備状況	満 1 年未満の苗の生産実態

注意事項

- 1 本様式は、苗の年齢の特例を定める場合につき添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 判とすること。
- 3 「整理番号」欄は、別紙 7 の整理番号と対応させること。
- 4 「満 1 年未満の苗の規格の整備状況」欄では、各都道府県等が定める山行苗木の流通規格等において満 1 年未満の苗が植栽対象として認められていることを、規格表等の該当部分の写しを添付することなどにより証すること。
 なお、コンテナ苗等規格に苗の年齢に関する区分がない場合は、その旨を記載すること又は規格表等の該当部分の写しを添付すること。
- 5 「満 1 年未満の苗の生産実態」欄には、現に流通し、植栽されている満 1 年未満の苗の生産場所、生産工程、生産期間等の生産実態について記載すること又は既存の工程表等がある場合は、その写しを添付すること。

別紙 7-4-2 植栽本数の特例に係る判定調書

整理 番号	立地の判定			植栽本数の検討		
	災害発生のおそれ	効率的な施業の可否		施業体系の整備状況 森林計画に記載の植栽 本数	地域での普及状況	
		苗の成長	造林地の管理		植栽実績	保育の状況
1	有・無	適・否	適・否	本 ()		

注意事項

- 1 本様式は、植栽本数の特例を定める場合につき添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4判とすること。
- 3 「整理番号」欄は、別紙7の整理番号と対応させること。
- 4 「立地の判定」欄は、次により記載すること。
 - (1) 「災害発生のおそれ」欄には、別紙2に記載した指定予定地の現況等に基づきその有無について選択し、理由を記載すること。
 - (2) 「苗の成長」欄には、別紙2に記載した指定予定地の現況等に基づきその適否について選択し、理由を記載すること。
 - (3) 「造林地の管理」欄には、当該地へのアクセスや施業履歴等に基づきその適否について選択し、理由を記載すること。
- 5 「植栽本数の検討」欄は、次により記載すること。
 - (1) 「森林計画に記載の植栽本数」欄には、() 内に森林計画名を記載の上、当該計画に記載されている植栽本数を記載すること。併せて、当該計画の該当箇所を添付すること。
 - (2) 植栽実績欄には、(1)で記載した森林計画対象区域における人工林のある区（地）域数及び定めようとする植栽本数で現に植栽されている区（地）域数を記載すること。併せて別紙7-4-3に必要事項を記載の上、添付すること。なお、区（地）域については、大字等の単位などで、地域の実情に応じて定めること。
 - (3) 保育の状況欄には、植栽実績欄で記載した区（地）域における保育の状況について記載すること。

別紙 7-4-3 植栽及び造林実績調書

市町村名	区（地）域名	植栽年度	樹種	本数	植栽後の状況	備考

注意事項

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4判とすること。
- 2 区（地）域名欄には、大字名等の単位で記載すること。
- 3 本数欄には、樹種ごとにおおむね1ヘクタール当たりの植栽本数を記載すること。
- 4 植栽後の状況欄には、保育作業において通常より期間を要した場合や特殊な作業を要した場合に、その状況について記載すること。

別紙 7-5 間伐率の変更に係る森林の所在場所

整理番号	指定時等の告示		所在場所				面積 (ha)
	年月日	番号	市町村	大字	字	地番	

注意事項

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 判とすること。
- 2 同一の告示に係る保安林のうち、重要流域の民有林、重要流域以外の流域の民有林、林野庁所管の国有林又は林野庁所管以外の国有林の区分ごとにその一部につき間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度を変更する場合に作成することとし、「整理番号」欄には、別紙 7 の整理番号を記載すること。
- 3 「所在場所」の「市町村」欄、「大字」欄及び「字」欄には、同一の告示に係る市町村内、大字内又は字内の全ての保安林につき指定施業要件を変更する場合には、それぞれ市町村名、大字名又は字名のみを記載すること。
- 4 「所在場所」の「地番」欄には、地番の番号が連続しているものについては、列記を省略し、「○から○まで」と記載すること。ただし、同一地番内の保安林につき間伐をすることができる立木の材積の限度を変更する場合には、該当する地番を区分して記載すること。
- 5 「面積」欄には、同一地番内の保安林の一部につき間伐をすることができる立木の材積の限度を変更する場合には、当該変更に対応する保安林の面積を区分して記載すること。

別紙9 法第33条の3の規定において準用する法第33条の規定による告示

○農林水産省告示第 号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

年 月 日

農林水産大臣 ○ ○ ○ ○

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

○ ○ ○ ○ 年 ○ ○ ○ ○ 月 ○ ○ ○ ○ 日 農林省告示第 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 号、

○ ○ ○ ○ 年 ○ ○ ○ ○ 月 ○ ○ ○ ○ 日 農林省告示第 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 号（

に係るものに限る。）、○ ○ ○ ○ 年 ○ ○ ○ ○ 月 ○ ○ ○ ○ 日 農林水産

省告示第 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 号

二 変更に係る指定施業要件

（一）立木の伐採の方法 変更しない。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を

○ ○ ○ ○ 県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

注意事項

「指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的」については、次に掲げる場合の区分に応じて、そのいずれかを記載する。

1 同一の告示に係る保安林の全てにつき指定施業要件を変更する場合

「次に掲げる告示で定めるところによる。」

2 同一の告示に係る保安林の全てが民有林であり、そのうち民有林（農林水産大臣の指定に係るものに限る。）の全てにつき指定施業要件を変更する場合

「次に掲げる告示（重要流域（○年○月○日農林水産省告示第○号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。」

3 同一の告示に係る保安林が、国有林及び民有林であり、そのうち当該国有林のすべてにつき指定施業要件を変更し、当該民有林（農林水産大臣の指定に係るものに限る。）については指定施業要件を変更しない場合

「次に掲げる告示（国有林に係るものに限る。）で定めるところによる。」

4 同一の告示に係る保安林が、国有林及び民有林であり、そのうち当該国有林及び民有林（農林水産大臣の指定に係るものに限る。）の全てにつき指定施業要件を変更する場合

「次に掲げる告示（国有林及び重要流域（○年○月○日農林水産省告示第○号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。」

5 同一の告示に係る保安林が、国有林及び民有林（農林水産大臣の指定に係るものに限る。）であり、そのうち当該民有林の全てにつき指定施業要件を変更し、当該国有林については指定施業要件を変更しない場合

「次に掲げる告示（国有林に係るものを除く。）で定めるところによる。」

6 同一の告示に係る保安林が、国有林及び民有林であり、そのうち民有林（農林水産大臣の指定に係るものに限る。）の全てにつき指定施業要件を変更し、当該国有林については指定施業要件を変更しない場合

「次に掲げる告示（重要流域（○年○月○日農林水産省告示第○号で指定された重要流域をいう。）に係るもの（国有林に係るものを除く。）に限る。）で定めるところによる。」

別紙 10 告示附属明細書

保安林指定施業要件変更告示附属明細書

(年 月 日都道府県告示第 号附属)

1 保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

〇〇年〇〇月〇〇日農林省告示第〇〇〇〇号

2 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

ア 伐採年度ごとに皆伐をすることができる面積の限度は〇〇川下流（〇〇市〇〇郡〇〇町、〇〇郡〇〇町、〇〇郡、〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町の地域をいう。）の土砂の流出の防備のために指定された保安林（当該保安林が2以上あるときはその集団。以下アにおいて同じ。）のうちその立木の伐採につき択伐が指定されている森林（保安林の機能の維持又は強化を図るために皆伐による伐採をすることができるものを除く。）及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外の森林の面積を当該保安林についての植栽の指定に係る樹種又は更新期待樹種の標準伐期齢（これらの樹種が2以上あるときはそれらの標準伐期齢の面積加重平均林齢）に相当する数で除して得た面積（以下「総年伐面積」という。）に前伐採年度における伐採につき森林法第34条第1項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合にはその達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする。

イ 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、10ヘクタールとする。

ウ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分の3を超えるときは、10分の3とする。）を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあつては、次に掲げる森林ごとにそれぞれ次に掲げる割合を乗じた材積とする。

字長谷 18、20 所在の森林 100 分の 21

字城山 13、20 所在の森林 100 分の 27

エ ウにかかわらず、(3)に定める森林についての伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合又は次の算式により算出された割合のいずれか小さい割合をいい、その割合が10分の4を超えるときは、10分の4とする。）を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあつては、次に掲げる森林ごとにそれぞれ次に掲げる割合（(3)に定める森林につきその割合が次の算式により算出された割合を超える場合には、次の算式により算出された割合）を乗じた材積とする。

字長谷1から9まで、15、16所在の森林 100分の36

字城山9所在の森林 100分の28

$$\frac{V_o - V_s \times 7}{10}$$

V_o

V_o は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

V_s は、当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

オ 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

(3) 植栽

ア 次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満一年生以上の苗（当該苗と同等の根元径及び苗長を有するものであることを確認した苗を含む。）を、おおむね、1ヘクタール当たり次に定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、都道府県知事の許可又は国有林を管理する国の機関があらかじめ都道府県知事に協議し当該協議の同意（以下「当該許可等」という。）がなされた場合において、当該許可等がなされた区域内においては、当該許可等の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

字城山9所在の森林

スギ（3,000本）、ヒノキ（3,000本）又はケヤキ（3,000本）

字長谷1から9まで（次の図に示す部分に限る。）所在の森林

スギ（2,100本）、ヒノキ（2,200本）又はヤマザクラ（3,000本）

字長谷15、16所在の森林 アカマツ（2,700本）

（「次の図」は、指定施業要件変更調査地図のとおり。）

イ 択伐により伐採をすることができる次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満一年生以上の苗（当該苗と同等の根元径及び苗長を有するものであることを確認した苗を含む。）を、おおむね、1ヘクタール当たり次に定める植栽本数に、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得られる率を乗じて算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、当該許可等がなされた場合において、当該許可等がなされた区域内においては、当該許

可等の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

字城山 9 所在の森林

スギ (3,000 本)、ヒノキ (3,000 本) 又はケヤキ (3,000 本)

字長谷 1 から 9 まで (次の図に示す部分に限る。) 所在の森林

スギ (2,100 本)、ヒノキ (2,200 本) 又はヤマザクラ (3,000 本)

字長谷 15、16 所在の森林 アカマツ (2,700 本)

(「次の図」は、指定施業要件変更調査地図のとおり。)

注意事項

- 1 同一の告示で二以上の指定時等の告示に属する保安林の指定施業要件を変更するときは、保安林（保安林に指定したときに、同一の告示番号の告示に属する森林の全部）ごとに 1、2、3……の番号を付して整理し、記載例の 1、2 の番号は、(1)、(2) とし、(1)、(2)、(3) の番号は、ア、イ、ウ とし、ア、イ、ウ の見出しは、(ア)、(イ)、(ウ) とする。
- 2 地番の一部について指定をする場合において記載する「(次の図に示す部分に限る。)」は、当該地番が 2 以上あるときは、当該末尾の地番の次に「(以上○筆について次の図に示す部分に限る。)」と記載する。
- 3 択伐による伐採をすることができる保安林の全部につき、本文の 2 の (3) の植栽の方法、期間及び樹種を指定するときは、本文の 2 の (2) のエの「ウにかかわらず、」の字句を記載しない。また、択伐による伐採をすることができる保安林の全部につき、本文の 2 の (3) の植栽の方法、期間及び樹種を指定しないときは、本文の 2 の (2) のエ及び (3) を記載しない。
- 4 保安林の指定後に主伐が既に行われている森林にあっては、2 の (2) のウのただし書及び 2 の (2) のエのただし書を記載しない。